environment Update　第27号

－海外環境関連情報誌－　Vol.5　No.3　(2003.9)

CONTENTS

WEEE　&　RoHS、EuP指令の最新動向

WEEE　&RoHS、EuP 指令の最新動向について　2

＜関連資料＞

JBCE の WEEE　& oRS 指令の対象範囲に関する意見書　5

エネルギー使用製品に対する環境設計要求事項設定のための枠組み構築に関し理事会指令 92/42/EEC を修正する欧州議会および理事会指令提案（和訳）　9

ブリュッセル短信

エネルギー製品環境設計指令案 EuP と統合製品政策 IPP
NEC Europe Ltd. Brussel Office 杉山 隆　30

講演録

「製品のエコデザインに関する EU の政策」
Hunton & Wlliams 弁護士事務所　Lucas Begkamp 弁護士　39

モニタリング

欧州　・連載　欧州環境規制動向
～在ﾌﾞﾗｯｾﾙ弁護士ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報［28］　46

米国　・連載　米国における環境関連動向
～在ﾜｼﾝﾄﾝｺﾝｻﾙﾀﾝﾄによるﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報［23］　72

中国〖9〗電気電子機器リサイクル・センターの建設：
－事業化を通じて処理･再利用の加速を図る　80

組合員のページ

ニコンの環境への取り組み　製品関連分野の紹介
株式会社　ニコン　ﾋﾞｼﾞﾈｽｿﾘｭｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ　品質･環境管理部主幹　渡辺　隆男　85

環境・安全ｸﾞﾙｰﾌﾟﾆｭｰｽ

新刊図書のご案内　91

環境・安全ｸﾞﾙｰﾌﾟ担当委員会活動の状況　93

事務局便り　94

WEEE & RoHSEuP 指令の最新動向について

環境・安全グループ

WEEE & RoHS 指令に関しては前号で紹介した特定の問題について検討が継続中であるが、EuP 指令関連では正式提案が採択されるという大きな動きがみられた。当組合ブラッセル事務所から得た情報を中心に最近の関連動向を整理し、以下に紹介する。

1. WEEE & RoHS 指令

TAC（技術適用委員会）においてスコープ（対象範囲）、RoHS 指令禁止物質の閾値等について議論が継続中であるが、次回 TAC を 11 月と設定し、各懸案事項を審議することとなった。以下に最近まで動きがみられた事項について紹介する。

(1) 対象範囲

- 指令の対象範囲の問題としては、特に対象か対象外かが明確でない製品をどのように判断するのかという点について TAC で検討中であるが、方向としては詳細な個別製品リストをつくるのではなく総括的な説明により判断規準を示すという方法が有力となっているようである。
- TAC での検討とは別に、加盟国の法制化における考え方として、スペインは WEEE と RoHS を一本化した法案を提示しており、またフランスも WEEE と RoHS を一つの政令にまとめる意向を示している。すなわち、両国においては WEEE 指令および RoHS 指令実施において対象範囲は同じということになる。
- 英国では国内法制化に関連して、対象範囲についての意見を 9 月 5 日までに提出するよう求めたことから（本誌 Vol.5 No.2 参照）、JBCE（事務局：JMC ブラッセル事務所内）は、WEEE と RoHS の対象範囲は同一であるべきこと、WEEE 指令で明らかに除外されている製品は RoHS 指令でも除外されると見なすべきことという意見書を英国 DTI に提出した。（意見書は本誌 5 ページに掲載。ただし Attachment は省略）
- さらに 9 月 16 日には対象範囲について検討するための TAC サブ・グループの会議が行なわれるという情報を得たことから、JBCE は上記意見書を TAC メンバー、すなわち加盟 15 ヵ国と欧州委員会に提出した。同会議は同日開催されたようだが、結果については情報収集中である。

(2) RoHS 指令閾値検査方法

- RoHS 指令における 6 つの禁止物質の閾値については最終的な決定は行われていないが、今後、加盟国での実施を考えると検査方法の問題も重要であることから、JMC は英国 DTI のディスカッション・ペーパーへのコメントの中で、また JBCE は TAC メンバーに対して、非破壊的方法で行うべきという意見を出している。（JMC 意見書は本誌 Vol. 5 No.2、JBCE 意見書は本誌 Vol.5 No.1 参照）
- さらに JBCE は、加盟国間で検査方法が異なることによる問題が生じることを避けるため、検査方法を EU 内で統一すべきことを主張している。欧州委員会も検査方法について検討が必要という意識のようであり、今後の関連動向が注目される。

2. EuP 指令案

EuP 指令制定に案については、昨秋以降、大きな動きはなかったが、8 月 1 日に欧州委員会が正式提案を採択*するという新たな動きがみられた。今後、本指令案は欧州議会および理

* 注）本指令提案の和訳（仮訳）は本誌 9 ページに掲載

事会で審議にかけられることになるが、現時点では具体的な動きはなく、審議日程も明らかではない。来年 6 月には欧州議会議員選挙が行なわれることから、選挙前までに第一読会が終了していない場合、選挙後の新議員により最初から審議が行われなければならない。その意味で同指令案については、審議において内容がどのように変遷していくかという問題もさることながら、第一読会がいつ終了となるかという点も焦点となろう。本指令案の主な内容は以下の通りである。

(1)“EuE”からの変更点

基本的に昨秋提案された EuE 指令案と同じであるが、比較的大きな変更点として次の点が挙げられる。EuE 指令案では、ある製品に対して包括的エコデザイン要求が規定される場合、事実上、製品のライフサイクル全般にわたってあらゆる環境側面に関し網羅的なアセスメントが求められていたのに対し、今回の EuP 指令案ではライフサイクル全般にわたるあらゆる環境側面を適宜考慮して、包括的エコデザイン要求を規定する、としている。つまり、企業に網羅的なアセスメントを求めるわけではなくなったといえよう。

(2) 指令の性格――枠組み指令

- 本指令案は、「枠組み指令」であり、個別の製品に対する具体的な規制内容は、本指令が採択された後、それに基づいて「実施対策指令」として順次採択されていくこととなる。従って、本枠組み指令の採択によって直ちに具体的な規制が導入されるわけではない。
- 本枠組み指令の目的は、実施対策指令を採択する手続きや製品の分野に横断的な事項を定めるものである。
- 枠組み指令が欧州議会と理事会の共同決定手続きを踏むのに対して、実施対策指令は共同決定手続きによらず、欧州委員会が加盟国および欧州委員会代表からなる委員会の支援の下で製品分野ごとに順次採択するとされている。

(3) 対象製品

- エネルギー使用製品、すなわちエネルギー（電気、化石燃料（石油、ガス）、再生可能燃料）の投入により機能するあらゆる製品
- エネルギー使用製品に組み込まれる部品で、それ自体でも上市され、単独で環境性能が評価出来るものは、「エネルギー使用製品」に含まれる。（これに該当しない部品は、特に「コンポーネントおよびサブアセンブリー」と呼ぶ。）
- 輸送機器（陸上、海上、航空）は対象外
  - 自動車は、既存の法令や自主規制で十分取り組みが進んでいるとの理由による。

(4) 実施対策指令に関する規定

- 製品分野の選択については、域内での販売が相当量であること、欧州レベルで相当程度の環境影響を有すること等に該当する製品が対象として考慮される。
- 対象としている製品に対し、エコデザインに関する具体的な要求事項（性能規定、規制数値等の定性的、定量的な要求事項）および適合性評価手順が規定される。

  その際、製品によって以下 2 つのアプローチのいずれか、あるいは双方がとられる。
  - ライフサイクル全体にわたるあらゆる環境側面を考慮した環境性能向上に関するエコデザイン要求（包括的なエコデザイン要求）

    → 対象となる製品に応じて以下の要求事項を適宜、実施対策指令に含める。

    ＊ 製品に規定される使用条件を前提にライフサイクル全体にわたる環境側面のアセスメントを実施

＊ ライフサイクルを通じての原材料、中間製品の投入や排出物、廃棄物の発生を定量的に整理した「エコロジカル・プロファイル」を作成し、各環境影響を優先付ける

＊ 製品の設計において複数の環境側面やその他技術、安全、経済性、性能等の諸要素を考慮し、合理的なバランスを達成

― ライフサイクルの諸段階で特定の環境側面に着目したエコデザイン要求（特定のエコデザイン要求）

→ 最小ライフサイクルコストの考えに基づき要求レベルを設定

EU エコラベル、エネルギーラベリング規則等に基づく要求レベル設定も可能

(5) 適合性評価

- 製造者は、実施対策指令で定められるエコデザイン要求に対して、適合性評価を実施する。
- 基本的に内部設計管理または環境管理システムにより自己適合性を評価する。
- 適合している場合、適合宣言書を作成のうえ、製品に CE マークを貼付する。

(6) 見なし適合

- EU エコラベル（通称「フラワーマーク」）を取得している製品は、要求事項に適合していると見なされる。
- 欧州標準化機関（CEN、CENELEC 等）が作成する欧州規格（整合規格）に適合している場合、当該規格に対応する要求事項に適合していると見なされる。
- EMAS（EU の環境管理監査システム）を取得している場合、要求事項を満たしていると見なされる。

(7) 既存法令の扱い

- 以下の既存法令は、それぞれ対象製品に関する実施対策指令と見なされる。
  - ― 液体・ガス燃料を燃焼する湯沸かし器のエネルギー効率に関する指令（92/42/EEC）
  - ― 家庭用冷凍・冷蔵庫のエネルギー効率に関する指令（96/57/EEC）
  - ― 蛍光照明用バラストのエネルギー効率に関する指令（2000/55/EEC）

なお、同 EUP 指令案に対しては、現地では業界から以下のような意見が聞かれるという。

- 制定時に必ず必ず BIA（ビジネスへの影響度調査）を実施すべき
- ステークホルダーの役割を明確化すべき
- CEN、CENELEC 等の欧州標準化機関の役割を明確化すべき
- 製品分類を明確化するとともに、他の指令で対象となっている製品との重複を避けるべき
- 貿易に関する障壁を回避すべき（EMAS、EU エコラベルといった欧州域内だけに通用する制度、規格だけ触れる事に反対----企業活動はグローバル化しており、海外工場を持つ会社には EMAS は適用できない。）
- 他の指令、特に RoHS 指令との整合性を考慮すべき

Japan Business Council in Europe

04 September 2003

Mr. Gordon Tarrant
Sustainable Development
Department of Trade and Industry

Dear Mr. Tarrant

We, Japan Business Council in Europe (JBCE) [1], are the organisation representing Japanese companies with significant operations in Europe. Our members are among leading multinational corporations in the world.

We would like to express our thanks for your inviting comments on the scope issues related to WEEE and RoHS Directives.

We are delighted to have this opportunity to contribute to the discussion of this important issues in the TAC meeting.

If you have any questions, please feel free to contact our secretariat or myself.

Sincerely yours,

Takashi Sugiyama
Chairman, Environmental Committee
Japan Business Council in Europe(JBCE)

[1] For details, including a list of its member companies, please refer to the following website: http://www.jbce.org

Comments on the Scope of WEEE & RoHS Directives

04. Sep. 2003
JBCE(Japan Business Council in Europe)

1. The scope consistency of WEEE & RoHS

Although JBCE understands that national discretion should not be denied in the transposition of the WEEE Directive, the consistency of the scope of both directives would be very much appreciated, unless otherwise stated, because it would ensure smooth compliance by industry. We would like to strongly recommend that if an item is not covered by the scope of WEEE Directive, then it should be treated as being out of the scope of the RoHS Directive as well.

Items or products where for some reason it is not necessarily clear if they are subject to the two directives, can probably be classified into the following groups:

(1) Items that are outside of the definition of EEE

Since cables and accessories themselves are not included in the definition of EEE, they should not be subject to the WEEE and RoHS Directive when sold independently. On the other hand, JBCE agrees that they are within the scope, if they are incorporated into the EEE or sold as a set with the EEE.

(2) Items whose essential function does not rely on electricity

An acoustic piano is a product that does not need electricity in order to perform its essential function. Nevertheless, certain categories of acoustic pianos can have a function of electronically becoming silent. The electronic device that brings about the silence function is completely detachable. (Please see attachment 1). Those electronic devices themselves are EEE and subject to the WEEE and RoHS regulations, but pianos per se should not be regarded as EEE. There should be a clear distinction between electric pianos that cannot be played without electricity and acoustic pianos with supplementary silence function. It is also noted that acoustic pianos do not usually end up in the municipal waste stream.

(3) EEE used in equipment that does not fall within the scope of WEEE Directive

EEE that is part of another type of equipment that does not fall within the scope of the WEEE Directive is clearly exempted from the scope of the WEEE Directive. This principle should be applied even if the EEE that is designed specifically to be part of another type of equipment that does not fall within the scope of the WEEE directive is independently sold. Such equipment may not function properly independently, or is probably not normally used separately. An example is the car stereo that is sold independently from the car. The stereo system designed to be built into the car should not fall within the scope of the WEEE directive, irrespective of whether it is already

installed in the car when sold. Other examples include telecommunication equipment in rolling stock or airplanes, car navigation systems, and computing equipment for industrial machinery. The same should apply to coverage by the RoHS directive.

(4) Criteria regarding some border line products

JBCE would like to comment on the criteria governing the status of some borderline products. It should be noted that the equipment that is exempt from the WEEE directive according to these criteria should be exempt from the RoHS directive as well.

1) Large stationary equipment

Large stationary equipment that meets one or several of the following criteria should be considered to fall outside the scope of the WEEE directive:

a) if it is fixed to a facility, regardless of whether it is a factory or office;
b) if its installation, removal and dismantling needs professional skills;
c) and if the equipment would not normally end up in the municipal waste stream anyway;

Examples of such equipment include large postal sorting machines (please see attachment 2), welding machinery and factory automation equipment.

2) Classification of air conditioners for household use and non-household use

Annex IB of WEEE Directive clearly categorizes ”large cooling appliances” and “air-conditioner appliances” as “large household appliances.” There are no categories to which air conditioners for non-household use can possibly belong. It is thus obvious that air conditioners for non-household use are not subject to the WEEE and RoHS directives.

We would now like to submit a more detailed proposal to underpin this position.

a) “Large cooling appliances” are single package appliances[2] with a cooling capacity of less than 6 kW that do not require any professional installation apart from connecting common available supplies or drainage such as electricity supply, gas supply, water supply or water drain. Appliances of more than 6 kW are designed for commercial use and should not be covered by the requirements of the WEEE directive.
b) “Air-conditioner appliances” are single package appliances, as mentioned in EN 60335-2-40, with a cooling capacity of less than 6 kW and not requiring any professional installation apart from connecting common available supplies or drainage such as electricity supply, gas supply, water supply or water drain. Appliances of more than 6kW are designed for commercial use and should not be covered by the requirements of the WEEE directive.
c) Non-single package systems that are built on site and are integrated within a building. In general, these systems require professionals to carry out the

[2] A single package appliance is one functional unit in one enclosure.

installation and the removal. Such systems therefore never end up in the municipal waste stream. Moreover, non-single package systems will contain components from more than one manufacturer (piping, insulation, refrigerant, indoor unit (one or more) and outdoor unit). This will make identifying where the proper financial responsibility lays a very difficult, if not impossible, task that will give rise to unfair treatment. Such non-single package systems should therefore not be covered by the scope of the WEEE and RoHS directives.

3) Business use video camera or video recorder

Video cameras and video recorders for consumer use are considered to be categorized as "Consumer electronics" (category 4). However, broadcast-use video cameras and recorders as well as industrial use video cameras and time-lapse VCRs are exclusively designed for professional use. They never end up in the municipal waste stream. They need to be installed and used by professionals. JBCE urges that these equipments should not be subject to the WEEE and RoHS Directives.

2. Items that are clearly excluded from the scope of the WEEE and needs to be treated in the same way in the RoHS directive:

(1)EEE for military purposes

EEE for military purposes is explicitly excluded from the scope of the WEEE Directive. However, this is not mentioned in the RoHS Directive. Both Directives should be consistent.

(2) Consumables

The RoHS directive does not mention consumables at all whereas the WEEE directive clearly states that consumables are not covered by its scope. It only provides that the last consumable that is part of the product at the time of discarding should be treated separately. Given the way consumables are treated in the WEEE directive and the fact that both directives constitute a policy package, consumables should be considered to be outside the scope of the RoHS directive.

It should also be noted that producers of consumables are often different from the producers of the product in which the consumables are used. CDs and tapes are examples. Inclusion of consumables would result in imposing legal obligations on many non-EEE product producers, and this was clearly not foreseen when the RoHS directive was enacted.

本和文は条文部分のみの仮訳です。詳細は原文（http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/pdf/2003/com2003_0453en01.pdf）をご確認下さい。

日本機械輸出組合
仮訳

ブラッセル、2003 年 8 月 1 日
COM（2003）453 最終
2003/0172 (COD)

エネルギー使用製品に対する環境設計要求事項設定のための枠組み構築に関し理事会指令 92/42/EEC を修正する欧州議会および理事会指令提案

欧州連合の欧州議会および理事会は、

欧州共同体設立条約、ならびに特に同条約第 95 条を尊重し、

欧州委員会からの提案[40]を尊重し、

経済社会評議会の意見[41]を尊重し、

地域委員会の意見[42]を尊重し、

同条約第 251 条に規定された手続きに従って行動し[43]、

以下の事項に鑑み、

本指令を採択した。

(1) エネルギー使用製品の環境設計に関して、加盟国が採択する法または行政措置における不一致は、共同体内における貿易障壁および競争の歪曲を惹起し、かつ域内市場の確立と機能に直接影響し得る。国内法の整合が、かかる貿易障壁および不公平な競争を防ぐ唯一の手段である。

(2) エネルギー使用製品（Energy using Products：（以下「EuP」と称す）は共同体における天然資源消費およびエネルギー消費の大部分を占めている。その他にもまた、いくつかの重要な環境影響を及ぼす。共同体市場で入手可能な製品カテゴリーの圧倒的多数は機能的に類似した性能を備えているが、環境影響の程度は実に多様であると言える。また、持続可能な開発のために、当該製品の全体的な環境影響における継続的改善が、特に、この改善に過度の費用を必要としないとき、奨励されるべきである。

(3) 共同体環境設計要求事項を EuP に適用させるための一貫性ある枠組みは、適用製品の自由な移動および当該製品の全体的な環境影響の改善を保証することを目的として確立されなければならない。かかる共同体要求事項は国際貿易の原則を尊重しなければならな

[40] EU 官報 C […]、[...]、P.
[41] EU 官報 C […]、[...]、p.
[42] EU 官報 C […]、[...]、p.
[43] EU 官報 C […]、[...]、p.

い。

(4) 本指令は、消費者およびその他の最終ユーザーに究極的に恩恵を与えることになる EuP の資源効率改善により、高水準の環境保護達成を求めている。また、持続可能な開発には、想定する措置が健康、社会および経済に与える影響を適切に考慮することが必要である。製品のエネルギー効率改善は、健全な経済活動、つまり持続可能な開発の前提条件であるエネルギー供給の確保に貢献する。

(5) 包括的製品政策（IPP）に関するグリーン・ペーパー[44]（編者注：「environment update」誌 Vol.2 No.6 に和訳を掲載）に定めるアプローチは、欧州議会および理事会の決定 1600/2002/EC に定める第 6 次環境行動計画[45]（編者注：「environment update」誌 Vol.4 No.5 に和訳を掲載）を代表する革新的な要素であるが、製品のライフサイクル全体を通じてその環境影響を削減することを目的としている。設計段階を考慮すれば、そのライフサイクルを通した製品の環境影響が、コスト効率の良い方法で影響改善を促進する上での高い可能性を持っている。また、技術的、機能的、経済的側面との均衡を取りながら、かかる要因を製品設計に統合していくのに適した柔軟性を与える必要がある。

(6) 一部の製品またはその環境側面については、環境影響を最小限にするために、定量的な環境設計要求事項を明確に定める必要があり正当性があるであろう。かかる優先的措置は、特に、温室効果ガス排出量の低費用での削減に繋がる可能性を配慮した上で導入すべきである。かかる措置は、理事会の決定 2002/358/EC[46]により承認された国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）に向けての京都議定書に定める目標達成に貢献できる。同理事会決定によると、2012 年までに共同体の温室効果ガス排出量を 8%削減し、さらに 2012 年以降も一層の削減を求めている。また、かかる措置は持続可能な資源利用にも貢献し、かつ 2002 年 9 月にヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界サミットで合意された持続可能な生産および消費に関する 10 ヶ年枠組み計画にも大きく寄与するであろう。

(7) 環境設計要求事項の水準は、通常、技術面、経済面および環境面の分析を基本に設定されるべきである。同要求事項の水準を定める方法に柔軟性を与えると、環境パフォーマンスのより迅速な改善を容易にすることができる。強制的施策を定める場合には、関係者と然るべき協議をもつ必要がある。かかる協議では、段階的導入あるいは移行措置の必要性が協調される可能性がある。中間目標を導入すると政策の予測可能性が高まり、製品開発サイクルの調整が可能となり、また利害関係者に対する長期計画が促進される。

(8) 強制的要求事項とするより業界による自主規制などの代替的手段の方がさらに迅速に、あるいは費用がかからずに政策目標を達成できそうな場合には、かかる手段を優先すべきである。自由市場方式が正しい方向に、あるいは満足できる速さで進展しない場合には、立法措置が必要となる場合もある。

---

[44] COM (2001) 68 最終
[45] EU 官報 L 242、2002 年 9 月 10 日、p.1
[46] EU 官報 L 130、2002 年 5 月 15 日、p.1

(9) 本指令の施行措置が定める環境設計要求事項を遵守する EuP を域内市場へ上市し、自由な移動を可能にするには、「CE」マーク表示および関連情報が必要である。

(10) 適合性評価手続きの各種段階の測定基準（module）および CE 適合マークの貼付・使用規則に関する 1993 年 7 月 22 日付理事会決定 93/465/EEC に定める技術整合指令のかかる測定規準および使用意図規則が配慮されるべきである[47]。

(11) 監督官庁は、市場の監視を改善する目的で、本指令の範囲内で想定される施策に関する情報を交換すべきである。かかる協力においては、電子媒体によるコミュニケーションおよび関連する共同体プログラムを十分に活用すべきである。

(12) 共同体レベルでの整合規格があると域内市場を機能させる上で役立つ。かかる基準の引用が欧州共同体官報に告示された場合、当該基準に適合していれば、本指令に基づき採択された施行措置に定める対応要求事項に適合すると見做すべきである。但し、かかる適合を示す他の方法も認めるべきである。

(13) 整合規格とは、1998 年 6 月 22 日付欧州議会および理事会の指令 98/34/EC[48]の付属書 I に言及されているように、欧州委員会が「技術基準および規制分野における情報提供手続を規定する指令 98/34/EC」に準拠し、また「欧州委員会と欧州標準化諸機関との協力に関する一般的指針」に従って発する要請により、かかる機関が採用する技術仕様のことである。国際貿易のために、適切な場合には国際基準を使用すべきである。

(14) 本指令は、技術的整合化と規格へのニューアプローチに関する 1985 年 5 月 7 日付理事会決議[49]に定めるニューアプローチおよび欧州整合規格への言及についての実施原則に従ったものである。また、1999 年 10 月 28 日付理事会決議[50]では、法律を改善および簡素化する手段として、可能な限り、まだ適用対象となっていない部門にまで「ニューアプローチ」原則を拡大できるかどうか、欧州委員会が検証すべきであると提言している。

(15) ラベル表示および標準的な製品情報による家電製品のエネルギーその他資源の消費量表示に関する 1992 年 9 月 22 日付指令 92/75/EEC[51]、改訂共同体エコラベル認定制度に関する 2000 年 7 月 17 日付規則（EC）1980/2000[52]、事務機器を対象とする共同体エネルギー効率表示計画に関する 2001 年 11 月 6 日付規則（EC）2422/2001[53]、廃電気電子機器指令 2002/96/EC[54]、電気電子機器における特定有害物質の使用制限指令 2002/95/EC[55]など、本指令と現行の共同体手法との相乗効果および補完性により、それぞれの影響力を強化し、かつ製造業者が適用すべき一貫性のある要求事項を構築すべきである。

---

47 EU 官報 L 220、1993 年 8 月 30 日、p.23
48 EU 官報 L 204、1998 年 7 月 21 日、p.37．修正指令 98/48/EC（EU 官報 L 217、1998 年 8 月 5 日、p.18）
49 EU 官報 C 136、1985 年 6 月 4 日、p.1
50 EU 官報 C 141、2000 年 5 月 19 日、p.1
51 EU 官報 L 297、1992 年 10 月 13 日、p.16
52 EU 官報 L 237、2000 年 9 月 21 日、p.1
53 EU 官報 L 332、2001 年 12 月 12 日、p.1
54 EU 官報 L 37、2003 年 2 月 13 日、p.24
55 EU 官報 L 37、2003 年 2 月 13 日、p.19

(16) 液体燃料または気体燃料を使用する新設給湯ボイラーの効率要求事項に関する 1992 年 5 月 21 日付理事会指令 92/42/EEC[56]、家庭用電気冷蔵庫、冷凍庫および冷凍冷蔵庫のエネルギー効率要求事項に関する 1996 年 9 月 3 日付欧州議会および理事会指令 96/57/EC[57]、ならびに蛍光照明用安定器に適用されるエネルギー効率要求事項に関する 2000 年 9 月 18 日付欧州議会および理事会指令 2000/55/EC[58]はすでにエネルギー効率要求事項の改訂規定を盛り込んでいるので、現行の枠組みに統合されなければならない。

(17) 指令 92/42/EEC では、ボイラーのエネルギー性能の確認を意図するスター評価制度について規定している。加盟国および産業界は、スター評価制度の成果が期待したほどでないことが判明したことから、指令 92/42/EEC は適宜、修正されるべきであると合意している。

(18) 新築または既存の非工業用建物における空間暖房向暖房発電機および給湯器の性能ならびに新築の非工業用建物における断熱および家庭用給湯分配に関する 1978 年 2 月 13 日付理事会指令 78/170/EEC[59]に定める要求事項は、指令 92/42/EEC およびガス器具に関する加盟国法の近似化についての 1990 年 6 月 29 日付理事会指令 90/396/EEC[60]の規定および建物のエネルギー性能に関する 2002 年 12 月 16 日付指令 2002/91/EC[61]の規定によりとって代わられる。従って、指令 78/170/EEC は廃止すべきである。

(19) 家庭用機器から放出される空気伝播騒音に関する 1986 年 12 月 1 日付指令 86/594/EEC[62]は、かかる機器により放出される騒音に関する情報公表が加盟国により要求され得る条件を規定している。整合化目的のために騒音放出は統合的な環境パフォーマンスの評価に含まれるべきである。本指令がかかる統合的アプローチを提供するものであることから、指令 86/594/EEC は廃止すべきである。

(20) 本指令の実施に必要な措置は、欧州委員会に付託される実施権限の執行手続きを規定した 1999 年 6 月 28 日付理事会決定 1999/468/EC[63]に従って採択されるべきである。

(21) 加盟国は、本指令に従い採択された国家規定の違反に適用する罰則を決定すべきである。かかる罰則は、効果的で均整がとれ、かつ抑止力のあるものであるべきである。

(22) 提案の目的、特に製品を適切な環境パフォーマンス水準に適合させることにより域内市場を確実に機能させることは、加盟国の単独行動で十分に達成できるものではなく、その規模と効果の点で共同体レベルの方が達成しやすいため、共同体は、共同体設立条約第 5 条に規定する補完原則に従い、措置を講じることができる。当該条項に規定する比例原則に従い、本指令は当該目標の達成に必要とされる範囲を超えるものではない。

---

[56] EU 官報 L 167、1992 年 6 月 22 日、p.17
[57] EU 官報 L 236、1996 年 9 月 18 日、p.36
[58] EU 官報 L 279、200011 月 1 日、p.33
[59] EU 官報 L 52、1978 年 2 月 23 日、p.32。修正指令 82/885/EEC（EU 官報 L 378、1982 年 12 月 31 日、p.19）
[60] EU 官報 L 196、1990 年 7 月 26 日、p.15。修正指令 92/68/EEC
[61] EU 官報 L 1、2003 年 1 月 4 日、p.65
[62] EU 官報 L 344、1986 年 12 月 6 日、p.24
[63] EU 官報 L 184、1999 年 7 月 17 日、p.23

第 1 条
対象事項および範囲

1. 本指令は、域内市場におけるエネルギー使用製品の自由な移動を確実なものとするために製品の設計および開発に環境側面を統合するための枠組みを構築することである。

   本指令は、施行措置の対象となるエネルギー使用製品が上市を目的として満たさなければならない要求事項を規定する。また、エネルギー供給の安全性を向上させ、高水準の環境保護を目指すことにより持続可能な開発に貢献する。

2. 本指令は陸路、海路および空路による人あるいは物の輸送手段には適用しない。

第 2 条
定義

本指令の目的上、以下の定義が適用となる。

(1) 「エネルギー使用製品（EuP: Energy-using Product）」とは、意図した機能を果たすためにエネルギー入力（電気、化石燃料および再生可能燃料）に依存する製品、およびかかるエネルギーを生産、移動および測定するための製品を意味する。また、EuP への組込みが意図されるもので、最終ユーザーに個別パーツとして上市され、その環境パフォーマンスが個別に評価できる部品を意味する。

(2) 「構成部品およびサブ・アセンブリー（Components and sub-assemblies）」とは、EuP への組込みが意図され、最終ユーザーに個別パーツとして上市されることなく、あるいはその環境パフォーマンスが個別に評価できない部品を意味する。

(3) 「施行措置（Implementing measures）」とは、定義した EuP あるいは環境側面に対して本指令の目的を達成するのに必要な環境設計要求事項を定める同指令に従い採択された措置を意味する。

(4) 「上市（Placing on the market）」とは、共同体内におけるその流通または使用を目的として、有償か無償かを問わず、共同体市場で EuP を初めて入手可能にすることを意味する。

(5) 「製造者（Manufacturer）」とは、自らの名称や商標の下に上市するために、または自己使用のために、EuP を本指令に適合させる責任を有する自然人または法人を意味する。

(6) 「製造者の認定代理人（Authorized representative）」とは、製造者により明白に指定されて製造者の代理を務めるとともに、製造者が本指令に基づき委任した権限に関し、製造者に代わり当局または諸機関に対する窓口となることもある共同体内に設立された自然人または法人を意味する。

(7) 「材料（Materials）」とは、原材料、中間材料および補助材料を意味する。

(8) 「製品設計（Product design）」とは、製品が満たすべき法律、技術、安全性、機能、市場あるいは他の要求事項を EuP の技術仕様に転換する一連の工程を意味する。

(9) 「環境側面（Environmental aspect）」とは、環境と相互作用のある EuP の要素あるいは機能を意味する。

(10) 「環境影響（Environmental impact）」とは、EuP に起因する全面的あるいは部分的な環境に対するマイナスの変化を意味する。

(11) 「ライフサイクル（Life cycle）」とは、EuP の設計から最終処分に至るまでの連続的かつ相互に連結した諸段階を意味する。

(12) 「最終寿命（End of life）」とは、初回使用の最終段階に達した EuP の状態を意味する。

(13) 「再使用（Re-use）」とは、EuP あるいはその構成部品が初回使用の最終段階に達した時に考案時と同じ目的に使用されるオペレーションを意味する。「再利用」は、回収地点、流通業者、リサイクル業者あるいは製造者に返却された EuP の継続的使用ならびにリファービッシュ後の EuP の再使用も含まれる。

(14) 「リサイクル（Recycling）」とは、廃材料を本来の目的あるいはその他の目的のための生産工程において再加工することを意味する。但し、エネルギー再生は除外する。エネルギー再生とは、他の廃棄物を伴うかどうかに関わらず、熱の再生を伴う直接焼却によるエネルギー生成手段として可燃性廃棄物を使用することを意味する。

(15) 「再生（Recovery）」とは、理事会指令 75/442/EEC[64]の付属書Ⅱ.B に定めるいずれかの該当するオペレーションを意味する。

(16) 「廃棄物（Waste）」とは、指令 75/442/EEC の付属書Ⅰに定めるカテゴリーに含まれ、所有者が放棄するか、放棄する意図を有しているか、あるいは放棄を余儀なくされる物質または対象物を意味する。

(17) 「エコロジカル・プロファイル（Ecological profile）」とは、EuP に適用すべき実施措置に従い、ライフサイクルを通じて必要に応じ、原材料、中間生成物、排出物および廃棄物など EuP に関連するインプットとアウトプットの解説を意味する。このインプットおよびアウトプットは、環境影響という点から重要性があり、かつ測定可能な物理量で表わされるものである。

(18) EuP の「環境パフォーマンス（Environmental performance）」とは、そのエコロジカル・プロファイルに反映されるように、製造者 EuP に対する環境側面を管理した結果を意味する。

(19) 「環境パフォーマンス改善（Improvement of the environmental performance）」とは、EuP の将来世代にわたる全体的環境パフォーマンスを高めるプロセスを意味する。但し、製品のすべての環境側面において同時に結果が改善しなければならないということではない。

[64] EU 官報 L 194、1975 年 7 月 25 日、p.39

(20) 「環境設計（Eco-design）」とは、全ライフサイクルを通した EuP の環境パフォーマンス改善を目的として、環境側面を製品設計に体系的に組み込むことを意味する。

(21) 「環境設計要求事項（Eco-design requirement）」とは、製品の環境パフォーマンス改善を意図する EuP ないし EuP の設計に関連する要求事項、または EuP の環境側面に関する情報提供に対する要求事項を意味する。

(22) 「包括的環境設計要求事項（Generic eco-design requirement）」とは、特定の環境側面に制限値を設けるのではなく、全体としてのエコロジカル・プロファイルに基づく環境設計要求事項を意味する。

(23) 「特定の環境設計要求事項（Specific eco-design requirement）」とは、例えば使用時のエネルギー消費量など、一定単位のアウトプット性能について計算される EuP の特定の環境側面に関する定量的かつ測定可能な要求事項を意味する。

(24) 「整合規格（Harmonised standard）」とは、欧州要求事項を確立する目的で指令 98/34/EC に規定する手続きに従い、欧州委員会の委任の下に認定基準機関が採用した技術仕様を意味する。但し、その遵守を強制するものではない。

第 3 条
上市およびサービス供与

加盟国は、施行措置の対象となる EuP が当該措置に従う場合にのみ上市されることおよび／またはサービス供与できることを確保するため、あらゆる適切な措置を講じなければならない。

第 4 条
マーキングおよび適合宣言

1. 施行措置の対象となる EuP は上市の前に、CE 適合マークが貼付され、かつ適合宣言が公表されなければならない。これにより製造者あるいはその認定代理人は、適用される施行措置の関連規定のすべてに EuP が適合していることを保証し、宣言する。

2. CE 適合マークは、付属書Ⅲに示されているようにイニシャル「CE」で構成される。

3. 適合宣言は、付属書Ⅵに明記されている要素を含まなければならない。

4. CE マークの意味あるいは形に関して、ユーザーの混乱を招く可能性のあるマークを EuP に貼付することは禁止されなければならない。

5. 加盟国は、EuP が最終ユーザーの手元に渡るとき、付属書 I のパート 2 の 2.3 (n) に基づき提供される情報を加盟各国の公用語で供給するよう要求できる。加盟国は、本件を一つまたは複数の他の共同体公用語で提供されるよう認定することもできる。

   第 1 サブパラグラフを適用する場合、加盟国は特に以下の事項を配慮しなければならない。

   (a) 情報が整合されたシンボルまたは認識コードもしくは他の措置により供給されること

が可能かどうか

(b) 想定されるユーザーのタイプおよび提供される情報の性質

第 5 条
自由移動

1. 加盟国は、第 4 条に従って適用される施行措置の関連規定にすべて適合し、CE マークを貼付する EuP について、環境設計要求事項を理由に、領域内における上市および／またはサービス供与に対していかなる阻害も設けてはならない。

2. 加盟国は、見本市、展示会および実演会において、適用される施行措置の規定に適合していない EuP の展示については、見た目に分る表示により不適合品であること、また適合するまで販売できないという事実を明確に示してある場合には、阻止することができない。

第 6 条
上市の制限

1. 第 4 条に言及される CE マークが貼付され、意図された用途に従い使用されている EuP が適用される施行措置に適合していないこと、および／または CE マークが不適当に貼付されていることを加盟国が確認した場合、製造者または製造者の認定代理人は、適用される施行措置の規定および／または CE マーキングに EuP を遵守させ、当該加盟国に課せられた条件に基づき違反行為を終息させることを義務づけなければならない。

   不遵守が続く場合、加盟国は問題の製品が上市されることを制限もしくは禁止する、または市場から確実に回収しなければならない。

2. 上市および／または EuP のサービス供与を制限する本指令に従い加盟国が下した決定は、基となる正確な根拠を明言しなければならない。

   かかる決定は直ちに関係者に通知されるとともに、併せて当該加盟国で施行中の法律の下で可能な救済手段について知らされ、その救済が受ける時間的制限について知らされなければならない。

3. 当該加盟国は、本条(1)に言及された措置について直ちに欧州委員会および他の加盟国に通知しなければならない。また、その決定理由および特に不適合の理由が以下のいずれに該当するかを明示しなければならない。

   (a) 適用される施行措置の要求事項を満たしていない。

   (b) 第 9 条(2)に言及されている整合規格を正しく適用していない。

   (c) 第 9 条(2)に言及されている整合規格に欠点がある。

4. 欧州委員会は遅滞なく関係者との協議を始めなければならず、また独立的立場にある外部専門家からの専門的な助言を参考にすることができる。

欧州委員会は、協議後当該措置が正当であるとみなす場合、直ちにイニシアチブをとった加盟国および他の加盟国にその旨を通知しなければならない。

欧州委員会は当該措置が不適正であるとみなす場合、直ちにその旨を加盟国に通知しなければならない。

5. 本条(1)の第 1 パラグラフに言及されている決定が整合規格の欠点に基づくものである場合、欧州委員会は、第 9 条(2)、(3)および(4)に定める手続きを直ちに開始しなければならない。欧州委員会は、同時に、第 14 条(1)に言及されている委員会にも通知しなければならない。

6. 適用される施行措置の関連規定を遵守しない EuP に CE マークが貼付されている場合、関係加盟国は、CE マークを貼付した製造者または製造者の認定代理人に対し適切な措置を講じ、欧州委員会およびその他の加盟国にその旨を通知しなければならない。

7. 加盟国および欧州委員会は、手続きの過程で提供された情報に関して、正当な理由がある場合には、秘密保持を保証するよう必要な措置を講じなければならない。

8. 本条項に従って加盟国が下した決定は、公表されなければならない。

当該決定に関する委員会の意見は、EU 官報に告示されなければならない。

第 7 条
適合性評価

1. 製造者は、施行措置の対象となる EuP を上市する前に、当該 EuP について、適用される施行措置のあらゆる関連規定との適合性評価を実行しなければならない。

2. 適合性評価手続きは施行措置により特定されなければならず、付属書Ⅳに定める内部設計管理および付属書Ⅴに定める環境管理システムの選択は、製造者に委ねられなければならない。適合性評価手続は、然るべき正当性がありリスクとの均衡がとれている場合、決定 93/465/EEC に定めるモジュール B、C、D、E の中から指定されなければならない。

施行措置の対象となる EuP が欧州議会および理事会の規則（EC）761/2001[65]に基づく登録機関で設計され、その設計機能が登録範囲に含まれている場合、当該機関の環境管理制度は本指令の付属書Ⅴの要求事項に適合するものと見做されなければならない。

施行措置の対象となる EuP が製品設計機能を有し、かつ引用番号が EU 官報に告示された整合規格に従い施行される環境管理システムを備えた機関により設計された場合、当該環境管理システムは付属書Ⅴの対応要求事項に適合するものと見做されなければならない。

3. 施行措置の対象となる EuP を上市した後、製造者または製造者の認定代理人は、当該 EuP の最後の製造から 10 年間、加盟国が検査できるよう、実行された適合性評価に関連する適切な文書および発行した適合宣言の関連文書を保管しておかなければならない。

[65] EU 官報 L 114、2001 年 4 月 24 日、p.1

当該関連文書は加盟国の管轄当局による要請を受けてから 10 日以内に提供しなければならない。

4. 製造者が共同体内に設立されておらず、かつ認定代理人も存在しない場合、上市された EuP が適用される施行措置の要求事項に従うことを保証する義務は、当該 EuP を共同体に上市する者が負わなければならない。

5. 第 4 条に言及される適合性評価に関する文書および適合宣言は、共同体の公用語の一つを用いて作成されなければならない。

第 8 条
見做し適合

1. 加盟国は、第 4 条に言及される CE マークを貼付した EuP が適用される施行措置の関連規定に適合しているものと見做さなければならない。

2. 整合規格が適用された EuP は、その引用番号が EU 官報に告示されている場合、かかる基準に関連して適用される施行措置のあらゆる関連規定に適合しているものと見做さなければならない。

3. 規則（EC）1980/2000 に従いエコラベルが表示されている EuP は、かかる要求事項がエコラベルによって満たされる限り、適用される施行措置に適合しているものと見做さなければならない。

第 9 条
整合規格

1. 加盟国は、整合規格の準備および監視のプロセスについて、利害関係者が国家レベルで協議を受けられるように適切な対策が講じられることを保証しなければならない。

2. 加盟国または欧州委員会は、適用される施行措置の具体的な規定を満たすはずとされる整合規格がそれらの規定を完全に満たすものではないと判断した場合、指令 98/34/EC 第 5 条により設立された常任委員会（Standing Committee）に、その理由とともに通知しなければならない。

   常任委員会は、緊急事項として意見を公表しなければならない。

3. 欧州委員会は、常任委員会の意見を考慮し、EU 官報に当該整合規格の引用を告示する、告示しない、制限付きで告示する、継続する、または撤回するかを決定しなければならない。

4. 欧州委員会は欧州標準化機関に通知し、また必要に応じて、関連整合規格の改訂を目的として新たな要請書を出さなければならない。

第 10 条
構成部品およびサブ・アセンブリーの要求事項

施行措置に従い、加盟国は、EuP の構成部品またはサブ・アセンブリーの製造者が、構成部品またはサブ・アセンブリーを施行措置の対象となる EuP に使用する他の製造業者から要請があった場合、当該 EuP のエコロジカル・プロファイル作成に必要な情報をすべて提供することを保証しなければならない。

特に、施行措置により、構成部品またはサブ・アセンブリーの製造者に、自らが生産する構成部品またはサブ・アセンブリーの材料構成およびエネルギーおよび／または資源の消費量に関する情報を提供するとともに、可能であれば、当該構成部品またはサブ・アセンブリーの使用および最終寿命管理に関する環境評価および／または）参考調査の結果の提供を義務づけることができる。

第 11 条
執行の協力および情報交換

1. 加盟国は、本指令の適用に責任を有する当局を指定しなくてはならない。

   加盟国は、本指令の適用を容易にするため、かかる当局が相互協力をし、かつ相互に情報を提供することを奨励しなければならない。

   行政の協力および情報交換には、電子的媒体によるコミュニケーションを最大限に利用すべきであり、共同体の関連プログラムの支援を受けることもできる。

2. 欧州委員会と加盟国間の情報交換の詳細および仕組みは、第 14 条(2)に言及する手続きに従って決定されなければならない。

第 12 条
施行措置

1. 欧州委員会は、第 14 条(2)に言及する手続きに従って行動し、以下の基準を適用して施行措置を採択することができる。

   (a) 対象となる EuP の選択について：

   (i) 販売および取引の相当量を占める EuP であること

   (ii) 環境影響が著しい EuP であること

   (iii) 過度の費用を必要とせず、環境影響に関し著しい改善の可能性を示す EuP であること

   (iv) 決定 1600/2002/EC に規定するような共同体の環境優先事項が考慮されていること

   (b) 措置の内容について：

   (i) 製品の全ライフサイクルが考慮されること

(ii) ユーザーの立場から、製品の性能が著しく影響されないこと

(iii) 健康と安全性に悪影響が及ばないこと

(iv) 特に製品の値ごろ感やライフサイクルコストに関し、消費者に何の著しい負の影響も及ばないこと

(v) 非 EU 市場も含めて、製造者の競争力が何の著しい影響も受けずに考慮されること

2. 施行措置は、付属書Ⅰに基づく包括的環境設計要求事項および／または付属書Ⅱに基づく固有の環境設計要求事項を規定すべきである。

特定の環境設計要求事項は、環境に著しい影響を与える特定の環境側面に対して導入されなければならない。

3. 施行措置には付属書Ⅶに列挙する要素が含まれなければならない。

第 13 条
現行の施行措置

指令 92/42/EEC、96/57/EC および 2000/55/EC は、それぞれ家庭用給湯ボイラー、家庭用冷蔵機器ならびに蛍光照明用安定器に対する使用中のエネルギー効率に関して、本指令の意味の範囲内での施行措置と見做されなければならない。

第 14 条
委員会

1. 欧州委員会は、加盟国の代表から構成され、欧州委員会の代表が議長を務める「委員会」（以後、「委員会」という）の支援を受けるものとする。

2. 本項への言及があった場合、決定 1999/468/EC の第 5 条および第 7 条が、同決定の第 8 条の規定を尊重し、適用されなければならない。

決定 1999/468/EC の第 5 条(6)に言及する期間は、3 ヶ月に設定されるものとする。

3. 委員会は、手続き規定を採択しなければならない。

第 15 条
罰則

加盟国は、本指令に従って採択された国家規定の違反に適用する罰則に関する規則を規定しなければならず、かつ罰則が確実に実施されるよう必要なあらゆる措置を講じなければならない。規定される罰則は効果的で、均整のとれたそして抑止力のあるものでなければならない。加盟国は、遅くとも第 18 条の第 1 サブパラグラフに明記されている期日までに、当該規定を欧州委員会に通報しなければならず、かつ規定に影響を及ぼすようなその後の修正を遅滞なく通報しなければならない。

第 16 条
修正

指令 92/42/EEC は、以下の通り修正される。

(1) 第 6 条は削除される。

(2) 付属書Ⅰ、第 2 項は削除される。

第 17 条
廃止

指令 78/170/EC および 86/594/EEC は、廃止される。

第 18 条
国内法への転換

1. 加盟国は、遅くとも 2005 年 12 月 31 日までに、本指令を遵守するために必要な法律、規制および行政規定を採択し発表しなければならない。加盟国は、当該規定の本文および当該規定と本指令の間の相関表を直ちに欧州委員会に通知しなければならない。

   加盟国は、2006 年 7 月 1 日から効力を有する当該規定を適用しなければならない

   加盟国が当該規定を採択するときは、本指令への言及盛り込むか、あるいは公表の場合にはかかる言及を付さなければならない。加盟国は、かかる言及を行う方法を定めなければならない。

2. 加盟国は、本指令により適用される分野で採択した国内法の条文を欧州委員会に通知しなければならない。

第 19 条
発効

本指令は、EU 官報に告示された日から 20 日後に発効するものとする。

第 20 条
宛

本指令は、加盟国に宛てられる。

ブラッセルにおいて制定

欧州議会　　理事会
議長　　議長

付属書Ⅰ：（第 12 条(3)で言及）
包括的環境設計要求事項の設定方法

第 12 条(3)に従って環境設計要求事項を規定する施行措置は、必要に応じ施行措置の対象となる EuP について以下の規定を盛り込まなければならない。

パート 1.　一般規程

1. EuP の製造者は、通常の条件および使用目的に関して現実的な想定に基づき、ライフサイクルを通じた代表的な EuP のモデル（representative EuP model）の環境側面評価を実施しなければならない。

   この評価に基づき、製造者は代表的な EuP のひな型のエコロジカル・プロファイルを作成する。エコロジカル・プロファイルは、環境に関連する製品特性および製品のライフサイクルを通じて発生し、測定可能な物理量で表されるインプット／アウトプットを根拠としなければならない。

   評価では、製品設計を通して実際の方法において影響を受ける可能性のある要素に重点をおき優先順位をつけなければならない。

2. 製造者は、環境設計上の最先端技術を考慮し、製品の環境パフォーマンスの改善を達成することを目的として代替設計ソリューションを評価するために、この評価を利用しなければならない。

   特定の設計ソリューションを選択する場合、すべての関連法に適合する一方、様々な環境側面の間の合理的均衡、および環境側面と安全性と健康、機能・品質・性能に関する技術的要求事項、ならびに製造コストや市場性など経済的側面を含む他の関連要素との合理的均衡を達成しなければならない。

   EuP の設計工程は、特に、本付属書のパート 2 に定められている要素を含まなければならない。

   関連する環境設計のパラメータは施行措置に明記されなければならない。

パート 2：　EuP に対する環境設計パラメータ

2.1 施行措置に従い、本付属書のパート 1 で述べた評価は、製品設計に関連する限り、製品のライフサイクルにおいて次に掲げる段階を取扱わなければならない。

   (a) 原材料の取得

   (b) 製造

   (c) 包装、輸送および流通

   (d) 設置および保守

(e) 使用

(f) 最終寿命

2.2 各段階に対して、以下の環境側面が適宜評価されなければならない。

(a) 材料、エネルギー、および淡水など他の資源の予想消費

(b) 大気、水または土壌への予想排出

(c) 騒音、振動、放射線、電磁界などの物理的影響による予想される汚染

(d) 廃材料の予想排出

(e) WEEE 指令 2002/96/EC を考慮に入れ、材料および／またはエネルギーの再使用、リサイクルおよび再生の可能性

2.3 特に、前述のパラグラフで言及されている環境側面の改善の可能性を評価するために、以下のパラメータが適宜、使用されるべきであり、かつ必要に応じ別のパラメータが供給されるべきである。

(a) 製品の重量と容積

(b) リサイクル活動に起因する材料の使用

(c) ライフサイクルを通じたエネルギー消費量

(d) 指令 67/548/EEC[66]および 76/769/EEC[67]または 2002/95/EC などの特定物質の上市および使用に関する法規を考慮に入れ、健康および／または環境に有害と分類される物質の使用

(e) 適切な使用および保守に必要とされる消耗品の量と性質

(f) 以下に示される再使用およびリサイクルの容易性：使用される材料および構成部品の数量、標準的構成部品の使用、分解に必要な時間、分解に必要な道具の複雑さ、再使用およびリサイクルに適した構成部品および材料を識別するための構成部品および材料のコー付け標準の使用（ISO に基づくプラスチック部品のマーク表示を含む）、リサイクルが容易な材料の使用、貴重なまたは他のリサイクル可能な構成部品および材料の入手の容易性、有害物質を含有する構成部品と材料の入手の容易性

(g) 中古構成部品の組込み

(h) 構成部品および機器全体の再使用およびリサイクルに弊害をもたらす技術的ソリューションの回避

(i) 以下に示される耐用年数の延長：最低保証耐用年数、スペアパーツ入手に要する最低時間、モジュール性、機能向上性、修理可能性

(j) 廃棄物発生量および有害廃棄物発生量

[66] EU 官報 196、1967 年 8 月 16 日、p.1-5

[67] EU 官報 L 262、1976 年 9 月 27 日、p.201-203

(k) オフロード用移動機械に設置すべき内燃機関から排出されるガス状および粒子状汚染物質の排出に反対する措置に関連する指令 97/68/EC を侵すことのない、大気中への排出（温室効果ガス、酸化剤、揮発性有機化合物、オゾン層枯渇物質、難分解性有機汚染物質、重金属、微粒子および浮遊粒子状物質）

(l) 水中への放出（重金属、酸素バランスに悪影響を与える物質、難分解性汚染物質）

(m) 土壌への放出（特に製品の使用段階における危険物質の漏出と流出および廃棄物処分に溶出する可能性

(n) 適用可能な場合、製造者以外の関係者によって当該 EuP が取扱われ、使用され、リサイクルされる方法に影響を及ぼす可能性のある情報

— 製造工程に関する指示

— 製品の上市された時に消費者が製品のかかる側面を比較できるよう、商品に付属した製品の重要な環境特性およびパフォーマンスに関する消費者向け情報の情報。

— 環境への影響を最小にし、最適な耐用年数を保証するための製品の設置、使用、保守の方法と最終寿命時の製品の返却方法に関する消費者／ユーザー向け指示

— 最終寿命時の解体、リサイクルないし処分に関する処理施設向け情報。基本的情報は可能な限り製品本体に表示していなければならない。

この情報は、WEEE 指令 2002/96/EC のように、他の共同体法に基づく義務を考慮しなければならない。

付属書Ⅱ
特定の環境設計要求事項基準の設定方法
（第 12 条(3)で言及）

特定の環境設計要求事項の目的は、製品の選択した環境要求事項を改善することである。同要求事項は、該当する場合には、所与の資源の消費量削減を要求事項とすることがある。例えば、ライフサイクルの各種段階において、その資源の使用量に制限を設ける。（例：使用段階における水消費量の制限、所与の材料の製品への組込み量の制限またはリサイクル材の最低要求量）

所与の EuP に関する特定の環境設計要求事項の基準は、以下のとおり設定されなければならない。

1. 技術的・経済的分析により、選択肢に関する経済的発展性を見失わないよう、かつ消費者にとって性能や実用性の著しい喪失を回避しつつ、市場に出ている対象 EuP の多くの代表的なモデルを選択し、製品の環境パフォーマンスを改善するための技術的選択肢を特定する。

   この分析に基づき、経済的・技術的実現可能性および改善の可能性を考慮に入れ、製品の環境影響を削減するための具体的な施策が講じられる。

使用時のエネルギー消費量に関しては、エネルギー効率基準または消費量基準が代表的 EuP モデルの最終ユーザーにとって最低のライフサイクルコストを目標として設定されなければならない。ライフサイクルコスト分析方法では、5%の実質割引率および EuP の現実的な耐用年数を使用する。つまり、分析方法は、（産業コストの変動値に起因する）購入価格における変動値および技術改善選択肢の異なった基準に起因し、対象となる代表的 EuP のモデルの耐用年数が終わるまで割引いた運営経費における変動値の合計に基づいている。運用経費は、主にエネルギー消費を、そして（水や洗剤などの）他の資源の追加コストを賄う。

エネルギーまたは他の資源の価格、原材料費または製造費などの関連要素、そして該当する場合、外部環境コストを対象とする感度分析は、著しい変化があるか否か、全体的な結果が良好であるかどうかを確認するために実行されなければならない。それに応じて要求事項を適応させなければならない。

水など他の資源にも同様の方法を適用できる。

2. 特定の環境設計要求事項の基準は、EU エコラベルに関する規則 1980/2000、資源の持続可能な使用およびリサイクルに関する来るべきテーマ別戦略、家電製品のエネルギーラベル表示に関する指令 92/75/EEC および事務機器のエネルギーラベル表示に関する規則（EC）2422/2001 などの、他の共同体の取組みの枠組みの中で利用できる証拠を使用して設定することができるである。

   EU の経済パートナーと取引している EuP の特定的環境設計要求事項を設定するために、世界の他の地域で適用されている現行プログラムから利用できる証拠を活用することができる。

3. 原則的に、特定的環境設計要求事項を設定した結果、製造業者に専有技術を与えることになってはならない。要求事項が現在製造されているモデルの大半を市場から引き揚げることを示唆する場合、要求事項の発効日は製品の再設計サイクルを考慮に入れなければならない。

付属書Ⅲ
CE マーク
（第 4 条(2)で言及）

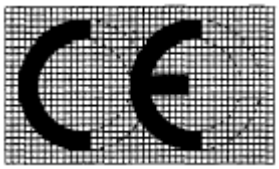

CE マークは、タテの長さが最低 5 ㎜なければならない。CE マークを縮小または拡大する場合は、上図の目盛りの比率を尊重しなければならない。

CE マークは EuP に貼付しなければならない。それが不可能な場合には、包装と付随文書に貼付しなければならない。

付属書Ⅳ
内部設計管理
（第７条で言及）

1. ここでは、本付属書の第 2 項に定める義務を履行する製造者または製造者の認定代理人が EuP を適用される施行措置の関連規定に適合させることを確保し、宣言する場合の手続きについて定める。製造業者または製造者の認定代理人は、第 4 条に規定する CE マークを各 EuP に貼付し、適合宣言書を作成しなければならない。適合宣言書は、一つまたは複数の製品を対象とすることができ、また製造者により保管されなければならない。

2. EuP が適用される施行措置の要求事項に適合していることを評価するための技術文書ファイルは、製造者が作成しなければならない。

文書化には、特に次に掲げる事項を規定しなければならない。

(a) EuP とそれが意図される用途についての一般的説明

(b) 製造者が実施した関連の環境評価調査の結果、および／または製造者が製品設計ソリューションの決定に使用した環境評価文献やケーススタディへの言及

(c) 製品のエコロジカル・プロファイル

(d) 製品の環境設計側面に関連する製品設計仕様の要素

(e) 全面的または部分的に適用された第 9 条に述べた適切な文書のリスト、および第 9 条に述べた文書が適用されていない場合、もしくはかかる文書が適用される施行措置の要求事項を完全にはカバーしていない場合には、適用される施行措置の要求事項を満たすべく採択されたソリューションの記述

(f) 付属書Ⅰのパート 2 の 2.3 (n) に定められた要求事項に従って提供された製品の環境設計側面に関する情報のコピー

(g) 環境設計要求事項に関して実施された測定結果。これには適用される施行措置に定める環境設計要求事項と比較した場合の当該測定結果の適合に関する詳細を含む

3. 製造者は、第 2 項に言及されている環境設計要求事項、および適用される当該措置の要求事項に従い、製品が確実に製造されるように必要なあらゆる対策を講じなければならない。

付属書Ⅴ
環境管理システム
（第７条で言及）

1. ここでは、本付属書の第 2 項の義務を履行する製造者が EuP を適用される施行措置の要求事項に適合させることを確保し、宣言する場合の手続きについて定める。製造者または製造者の認定代理人は、第 4 条に規定する CE マークを各 EuP に貼付し、適合宣言書を作成しなければならない。適合宣言書は、一つまたは複数の製品を対象とすることができ、また製造者により保管されなければならない。

2. 製造者は、本付属書の第 3 項に規定される環境管理システムの要素を実施しなければなら

ない。

3. 環境管理システム（EMS）

本項では、EuP を確実に適用される施行措置要求事項に適合させることを確保するために、製品の環境パフォーマンスの改善に必要な環境管理システムの要素および手続きについて定義する。

3.1 環境製品パフォーマンス方針

製造者は、施行措置の要求事項を考慮に入れ、全体的な環境製品パフォーマンス改善を証明すること、および環境製品パフォーマンスの目的と指標を設定し、見直しするための枠組みを提供することができなければならない。

製造者が設計および製造を通じて製品のエコロジカル・プロファイルを確立しかつ改善するために採択した規定はすべて、書面による手続きならびに指示という形式で、体系的かつ秩序ある方法により文書化されなければならない。

特に次に掲げる項目の適切な記述をしなければならない。

— 製品の重要な環境側面および環境影響、ならびにそれらの性質の説明

— 環境製品パフォーマンス目的と指標およびその実行と維持に関する経営陣の組織構造、責任、権限、ならびに資源配分

— 環境パフォーマンス指標対する製品パフォーマンスを検証するため製造後に実行されるべき検査および試験

— 必要な文書を管理し、かつそれを最新の内容にしておくことを確保するための手続き

— 環境管理システムの実行および効果を検証する方法

3.2 計画

製造者は次の事項を確立し、維持しなければならない。

a) 製品のエコロジカル・プロファイルの作成手続き

b) 技術的および経済的要求事項を考慮に入れて技術上の選択肢を検討した、環境製品パフォーマンスの目的および指標

c) かかる目標を達成するためのプログラム。

3.3 実施

a) 効果的な環境製品パフォーマンスおよびその見直しと改善の運用報告を確保するために、責任と権限が定義され文書化されなければならない。

b) 実施された設計管理と検証手法、ならびに製品設計時に使用された工程および系統的対策を述べた文書が作成されなければならない。

c) 環境設計要求事項に関して実施された測定結果を記述した文書。これには、適用される施行措置に定める環境設計要求事項と比較した場合の当該測定結果の適合に関する詳細を含む。

d) 製造者は、特に適用された規格、ならびに第 9 条に言及される規格が適用されていない場合、もしくは関連する要求事項を完全にはカバーしていない場合には、確実に関連要求事項を遵守するために使われた手段を述べた仕様書を確立しなければならない。

e) 製造者は、環境管理システムの中核要素および必要な文書全てを管理する手順を述べた情報を確立し、維持しなければならない。

3.4 確認および是正措置

a) 製造者は不適合状況を調査し、取り扱う手続きを確立、維持して、是正措置から生じた手順書の変更実施しなければならない。

b) 製造者は、少なくとも 3 年ごとに内部環境管理システムの全面鑑査を実行しなければならない。

付属書Ⅵ
適合宣言
（第 4 条(3)で言及）

EC 適合宣言書には次の事項を盛り込まなければならない。

1. 製造者または製造者の認定代理人の名称と住所
2. 明白な識別のための十分なモデルの説明
3. 該当する場合、適用した整合規格の言及
4. 該当する場合、使用したその他の技術規格と仕様
5. 該当する場合、CE マークの貼付のために適用したその他の共同体法の言及
6. 製造者または製造者の任定代理人を拘束する権限を有する者の身元を証明するものと署名

付属書Ⅶ
施行措置の内容
（第 12 条(3) で言及）*

施行措置は、特に以下の内容を明示しなければならない。

1. 対象となる EuP の種類の正確な定義

*編者注：原文では第 12 条(4)となっているが、12 条(3)の間違いと思われる。

2. 対象となる EuP の環境設計要求事項、実施日、段階的または移行措置

   ― 包括的環境設計要求事項の場合、付属書 I パート 2 に言及された関連するパラメータ

   ― 特定の環境設計要求事項の場合、その基準

3. 考慮される環境パフォーマンスに直接関連する場合、EuP 設置に関する要求事項

4. 使用する測定基準および／または測定方法――可能ならば、EU 官報で告示された照合番号のある整合規格が利用されるべきである

5. 決定 92/465/EEC に基づく適合性評価の詳細

   ― 適用するモジュールがモジュール A と異なる場合――その特定の手続きを選択するに至った要因

   ― 該当する場合には、第三者の承認および／または認証の基準

   同一の EuP に関する他の CE 要求事項に異なるモジュールが規定されている場合、当該要求事項に関しては、施行措置が定義するモジュールを優先しなければならない。

6. 遵守状況の監視強化のために、製造者が当局に提供するデータに関する要求事項

7. 施行措置が採択された日に加盟国領域内で効力を有している規制に適合している EuP の上市を加盟国が認めなければならない移行措置期間

ブリュッセル短信

エネルギー製品環境設計指令案 **EuP** と統合製品政策 **IPP**

JBCE 環境委員会委員長
NEC Europe Ltd. Brussels Office
杉山　隆

本誌前号（Vol.5 No.2）に JMC の覚道次長による講演記録が掲載されており、その中で EuP 指令案について詳しい解説が行われている。ここではその後の EuP の動向と IPP について報告をしていきたい。EuP 指令案は欧州委員会の中の企業総局と運輸エネルギー総局が起草し、IPP は環境総局が担当している。

1. 統合製品政策（IPP）、コミュニケの形で遂に登場

6 月 18 日、欧州委員会環境総局は長く待たれていた（?）IPP（Integrated Product Policy: 包括的製品政策）をコミュニケ（通達）という形で発表した。IPP に関しては、1997 年に検討が始まって 2001 年 2 月にグリーンペーパーが出され、順序に従えば次は『IPP 白書』なるものが出るのではないかと予測するむきもあったが、特に拘束力のないコミュニケという形になったのは、これ自体を将来本格的な強制力の伴う法律にまではもって行かないという方針があるからであろうか。IPP は、「出来上がった製品が発する汚染を如何に削減するかというこれまで取ってきたアプローチから、LCA（Life Cycle Assessment）を駆使して資源から廃棄まで一貫して環境負荷を考慮に入れた、製品設計を中心としたアプローチにシフトしようという画期的な政策」と喧伝されてきたものである。当然環境 NGO などは、厳しい環境設計などを企業に強制する法律ができることを期待していたようであるが、今回のコミュニケでは、拘束力のある法的な枠組みを考えるのではなく、生産者、消費者、政府、市民を巻き込んで、自主的なアプローチを取るということを強調している。業界としては、法的な枠組みを強調されなかったので内心ほっとしているというところであろうが、業界からのプレッシャーだけではなく、いろいろと検討してみた結果、すべての製品に一様に網をかけて法的な枠組みでやることの困難さが見えてきたというところであろうか。当然環境 NGO からは、大きな不満の声があがっている。

IPP という大風呂敷を広げた環境総局は、一体何をしようというのであろうか。彼らの出したコミュニケに従うと、

- ライフサイクル思考（LCT: Life Cycle Thinking）を促進する（LCA を駆使して製品の揺り籠から墓場までの間の環境負荷を削減する思考を指す）
- 市場操作――より環境に優しい製品が売れるように市場を操作する（グリーン調達や、エコラベルなどの強要を含める）
- 継続的な改善（法律で上限値を固定するといったやり方では、それを達成したら生産者は気楽になるから、そんなことはさせない）
- 利害関係者を全て引きずり込む

・ いろんな手法を取り入れる――LCA だけではなく、物質使用規制、自主規制、環境ラベル、環境設計ガイドなど、ありとあらゆる手段を駆使する。

として、具体的な方策については、2 つの戦略なるものを打ち出している。

1. 現在或る様々な手段の改良と拡大
   - 環境税の導入、自主規制、グリーン標準化など、市場面や法律面から規制をかける
   - LCT 促進の為の情報ツール提供。環境設計の促進、環境管理手段の導入
   - 消費者に判断材料の提供。グリーン公共調達、エコラベルの拡大など

2. 特定製品に焦点を絞った戦略
   - 環境負荷を大きく削減できそうな特定製品の策定
   - パイロット製品からスタート（年末開始。10 月まで各界から受け付け）

となっていて、どうやらパイロット製品なるものを探し出して、具体的にそれを LCA など使いながら、如何に環境負荷を低減できるかというお手本を作ろうということらしい。

このパイロットプロジェクトのスケジュールは、

2003 年　パイロット製品の策定及びプロジェクトスタート（年末）
2005 年　LCA に基づく、実用ハンドブック発行
　　製品設計義務の必要性に関するドキュメント作成
2006年　グリーン公共調達のアクション・プログラムの欧州委員会版作成
2007年　環境改善に大きな可能性のある最初の製品群を策定、行動計画を作って実施

となっている。要は、2007 年から実際に製品を指定して、ギリギリといろいろな面から攻め立てるぞといっている。このようなパイロットプロジェクトなるものが出てきた背景には、欧州議会からの批判があるようだ。欧州閣僚理事会のほうはグリーンペーパーに対して異論はなかったようであるが、欧州議会からは、このようなお題目だけ唱えるのではなく、どのような形で具体的に実行されるのかを示すべきであるという批判が強かった為、急遽それに答える形でパイロット製品なるものが出てきた。このグリーンペーパーに対しては、133 の意見が寄せられたようである。グリーン製品が拡大するように市場を誘導するということにはあまり反対がなかったようであるが、エコラベルのついた製品の付加価値税（VAT）を下げるという案に対しては、工業会や加盟国政府が反対、NGO は賛成。自主規制に関して工業会は賛成、NGO は法律で強制するべきとしている。LCA に関しては、工業会は義務化に反対。環境管理システム（EMAS、ISO 14001）などは有効という回答が多かった（多くの工業会は、ISO 14001 はサポートするものの EMAS はあまり受け入れていない。この辺りは十把一絡げにすることで、あたかも工業会を含めて全体が EMAS をサポートしているような表現になっている）。このような背景から、環境総局は、自主規制をサポートしている産業界から当然パイロット製品に対する多くの提言が出てきて、軌道に乗るだろうと楽観視しているようで、9 月末までにパイロット製品に関する提言を出すようにと指示している。さてどのくらい集まるか。

この IPP であるが、既にいろいろな形で存在する製品に対する環境法制とどのような形で関係してくるか、環境設計義務という項で WEEE & RoHS と EuP について説明をしている。電気電

子製品の廃棄時の処理と、有害物質使用規制を定めている WEEE & RoHS は、ライフサイクル全体を見た形での環境法制になっていないとしている。現在エネルギー総局と企業総局が共同で作成している EuP（エネルギー使用製品指令）は、環境設計を向上させるために、製品毎の対応をフレキシブルにできる枠組み指令にするべきであるとして、EuP そのものに反対する姿勢は示していない。環境総局が 7 月に出してきた『Thematic Strategy on Waste Prevention and Recycling』なるもので、資源の有効活用に関し新たに法規制をかけようとしていて、EuP が枠組み指令で止まっている限り、あとでそれを反映させることができると思っている節もある。

さて IPP にかなり肩入れしてきた環境 NGO の反応はどうだったか。一言で言えば失望であろうか。欧州の環境 NGO の雄である EEB（European Environmental Bureau）は、グリーンペーパーに較べると、具体的なパイロット製品などの話が出てきて前進していると評価するものの、法制化で大きく後退していることに納得が出来ないと不満たらたら。「以前のドラフトでは、2003 年に製品設計義務についてのディスカッションペーパーを準備して、その後それを枠組み指令として法制化するとしていたのに、製品設計義務に関するドキュメントが 2005 年に延び、枠組み指令の話が全く消えているのはなんだ！」と噛み付いている。法制化の話がコミュニケから外れていることで、産業界は一応ほっとしているのか、目立った動きがない。IPP は長く待たれた（？）ものだけに、コミュニケという形で、しかもかなり曖昧な表現での文章が出ただけなので、拍子抜けしてしまったのかもしれない。しかし、環境総局は、

「もし自主規制などのやり方でうまくいかなければ、法制化のほうに走ることは十分にありうる」と牽制もしているようで、今後パイロット製品なるものを業界が提案して、それについていろいろな指標や分析で評価して、ターゲットの製品群が出てきたとき、きな臭いものがまたたち始めるかもしれない。

2. 遂に欧州議会に送られることになった EuP 指令案

EuP 指令案は、昨年 11 月にステークホルダーミーティングを開催した後、欧州委員会からの情報が殆ど途絶えていたが、欧州の産業団体のごく一部とだけ接触して、ドラフトを作り上げていたことが 5 月になって判明した。欧米の業界は、当初この不透明なプロセスに抗議の声を上げようと色めき立ったが、何時の間にやら個別交渉になって、遂には欧州委員会に擦り寄る形で今後の発言権を確保しようと方針を変えた。

EuP は、企業総局が主導権を握る環境設計指令（EEE；WEEE & RoHS から派生）とエネルギー総局が主導権を握るエネルギー効率化指令（EER）が合体したものである。EEE は産業界から強い批判が出てなかなか離陸できないでいたが、EER の方は地球温暖化と絡めて欧州理事会からも早急の提案を求められていた。結局は両者が合体して EuP になり、欧州理事会などから強力なプレッシャーを受けていた運輸エネルギー総局のデ・パラシオ欧州委員は、直ぐにサインをしてしまったようである。一方、企業総局のリーカネン欧州委員は、欧州の工業会あたりから直接クレームレターを受け取っていて、EuP を欧州議会に提出する前に、再度産業界の意見を聞くべくコンサルテーションを開催するべきだと強く要請されていたようである。そのため、リーカネン委員自身は産業界から賛成の声が上がってこない限りサインするのは難しいとして、躊躇していたようである。

6 月に入って欧州委員会企業総局から次のような e-mail が欧州のとある工業会に舞い込んできた。

「リーカネン委員は、EuP の草稿にサインする前に産業界からの賛同を示すシグナルが欲しいと言っている。企業総局と一緒に共同提案しているエネルギー総局の方からは、もう待てないので、リーカネン委員がサインをしないのであれば、エネルギー効率化指令案を独自で出してしまうと脅かしをかけている。そんなことになったら、またコントロールできない法律が出来上がってしまう。昨日、IPP に関するコミュニケも発表されてしまい、環境省あたりが勝手な指令案を作る道を開いている。

今我々が提案している EuP はアムステルダム条約第 95 条に則っており、市場での自由流通を保証するものである。しかし、環境総局あたりは 175 条に則ったものを考えており、EU 加盟国間にばらつきが出て業界としては困るのではないか。EuP 指令案は枠組み指令だから今すぐメーカーに影響はないし、業界参加の下に実行指令などは作り上げていきたい。また、ビジネスにどのような影響が出るかインパクトアセスメントをきちんとして、それが受け入れられない限り先に進まないから安心するように。

至急、業界としてのサポートを表明してもらえないだろうか。」

おやおや、欧州委員会が業界の泣き落としにかかったようだと斜に構えて見ていたら、早速業界の方でもサポートするレターを作って内部回覧をした。

「リーカネン委員殿。我々の工業会は企業総局とエネルギー総局から EuP の最近のドラフトの説明を受け、我々がこれまで要求してきたものがちゃんと反映されているのを確認したので、EuP をサポートいたします。」

ところが、このレターに対して内部から批判の声が上がった。

「少なくとも我々は最終ドラフトを受け取っておらず、これまで懸念してきたことが全部改善されているという保証は何もない。実際、昨年 11 月のステークホルダーミーティングの後、我々に相談せず欧州委員会は裏で動いていて、突然リーカネン委員のサインをもらう為に我々に賛成しろというのは虫が良すぎるのではないか。容易にそんな話に乗るのはおかしい」

一方では

「そんな風に疑念を挟んだり反対ばかりしているから我々は相手にされないんだ。エネルギー総局との関係で、どうせこの EuP はプロポーザルとして欧州議会に送られるのは間違いないんだから、この際は企業総局に恩を売っておくべきだ。」

等々、e-mail が飛び交った。結局この工業会ではこれまでの経緯もあり、全面的なサポートレターは出せないと判断。EuP を採用する場合の 3 つの疑念を示す形で、間接的にサポートするレターを作成して企業総局に送付した。3 つの疑念というのは

1. 過剰な管理による弊害への疑念（Annex I にある Ecological Profile が異常な量のデスクワークを必要とするようにしか読めない）
2. 一つの製品に重複して規制がかかる懸念（消費電力規制指令、騒音規制指令、使用物質規制指令、リサイクル簡便化環境設計指令など）
3. 調整委員会における産業界の参加保証

これらに対する明確化を求めるものであった。ところが、これを打診したら直ぐに企業総局から連絡が入り、

「送付してもらったレターは、リーカネン委員とデ・パラシオ委員には逆効果を生み出す。環境設計とエネルギー効率に関するプロポーザルは、EuP という形にならないとした場合でも、必ず何らかの形で欧州議会に提出される。別々に提出されることも十分ありうる。今や、選択肢は限られている。第 95 条に則った EuP か、第 175 条に則った IPP の枠組みの中での環境設計指令とエネルギー効率化指令のどちらかを取るかだけだ。」

と恫喝をかけられた。

最終的にこの工業会が選択したのは、この 3 つの疑念は提示するものの、最後の方で EuP をサポートしますという企業総局への擦り寄りのレターであった。

「我々は、製品設計法案は第 95 条に則るべきであると考えている。更に、EuP はすべての製品の環境面を統合すべきものであると考えている。エネルギー効率のような特別な環境面だけを強調する個別の指令案を展開するのには反対である。」

なんだか訳のわからないようなレターであるが、要はエネルギー効率と別々の指令を出すなと主張して、間接的に EuP をサポートするレターになっている。

さて、このレターがどの程度の効力を奏したものかは良く分からないが、8 月 1 日付で、晴れて EuP はリーカネン委員のサインをもらい、Written Procedure に入った模様である。9 月にはいると、これが欧州議会に送られることになるのであろう。欧州議会ではどのように EuP を扱うか、枠組み指令で具体的な環境保護の効果が何も見えない指令なので、すんなりと議論が進んでいくとも思えないが、あまり議論にならないかもしれない。ともかく予想されるのは、欧州委員会にフリーハンドで個別の指令作成の権利を与えるなんてもってのほかで、個別の指令も皆欧州議会を通せとなるのではないかと予想されている。

3. 欧州議会にどうロビー活動するか ー悩み多き EuP の扱いー

EuP 指令案は、欧州議会に提出する提案として 8 月 1 日に遂に欧州委員会で承認されたが、バカンスの季節の真っ最中に行われたこともあって、業界からも環境 NGO などからも特に反応がないまま 8 月末を迎えた。欧州では 8 月の最後の週には長かったバカンスも終了して街中にも活気が戻ってくる。欧州情報通信家電工業会（EICTA）でも 8 月の最終の週に EuP に関する会議が持たれ、今後の対策について打ち合わせが行われた。EICTA の中では EuP に対する意見は依然として分裂気味である。積極的に企業総局をサポートすることによって企業に有利な実行指令を勝ち取れるのではないかと期待するグループと、欧州委員会にフリーハンドを与えることで LCA などを乱用して、より官僚色の強い規制が行われるのではないかと警戒するグループとの間の溝はなかなか埋まりそうもない。しかし、8 月 1 日に欧州委員会での最終承認が下り、欧州議会に送られることになって、この法案が廃案になる望みはなくなった。これまで欧州議会に送られた法案で廃案になったものは殆どない。何年も眠ったままになっているものはあるが、廃案になるためには第一、第二読会を経て、最終段階で投票による否決が必要である。EuP が現在のままで成立するかどうかは分からないが、少なくとも大枠、骨子にはそれほど大きな修正はかからないであろう。EuP は枠組み指令であり、具体的な目標数値とかスタンダードなどはあとから決めることになっているため、業界にとってどこまで影響を受けるか、環境

NGO などにとってはどの程度環境改善に結びつくかといったところがよく見えない。そのため、欧州議会で修正をかけていくというこれまでのロビー活動のパターンが見えにくい。EICTA での議論も、「枠組み指令なので、この指令が成立しても直ぐに業界に影響が出るというわけでないことは助かった」という意見の下、「それじゃ、何時頃成立するのか」というところに関心が集まった。

欧州議会は来年 5 月に改選期を迎え、更に来年欧州連合に加盟してくる 10 ヶ国からの新しい欧州議員も選出されてくる。来年 5 月までに第一読会が終了しない法案は、何れにせよ総会での投票が必要になるので、新しい議員の下で再度議論が蒸し返されることになる。そのため、来年 5 月までに第一読会が終了する見込みのない法案は棚上げされて、来年の 9 月以降に審議が始まることになる。欧州化学品規則に関して、もし欧州委員会が 10 月までに欧州議会に提案をしてこなければ、イタリア議長国としてはこの議題を取り上げないと通告しているのはそのような背景がある。EuP に関しても、もし来年の 5 月までに第一読会が終了しないようであれば、焦って動く必要はない。何れにせよ企業にとっては面倒くさい書類の提出、ラベル張りなどが強制される環境設計指令など遅く成立すればするほどいいに決まっている。そこで、欧州議会の環境委員会の議員などに接触して、この指令案をどのように考えているか聞いてみようということになった。欧州議会としては、最大の懸案事項である欧州化学品規則などの法案が目白押しになっており、EuP に関心を持つ議員は殆どいないようである。このような状況の中で、「まあ大して実害がない」としてパッパと通してしまうのか、それとも「他の重要案件で手一杯なのに、こんな指令案なんか議論している暇なんかあるか」として後回しにしてしまうのか、そのあたりをサウンドしてみようということになった。しかし、EuP に関してはこれまであまり話題になっていなかったため、まずは欧州議員を『教育』する為の簡単な解説書を作ろうということになった。どのくらいのボリュームの解説書が必要かとか、誰が作るかというような話題で賑やかになっている場に、水を差すことにした。

「ところで、この EuP は枠組み指令であり、その下にぶら下がる実行の為の指令は欧州委員会がコミトロジー委員会などを通じて作ることになる。その際、欧州議会は全く関与できなくなる。この枠組み指令案の目的の一つは、具体的な指令に関しては欧州委員会にフリーハンドを与えろというものである。つまり、欧州議員の関与などを一切排除して、自分達だけでいろいろな指令を作ることができるように巧妙に仕組まれたものである。これを欧州議員に持っていって説明するとき、“この指令案は枠組み指令であり、欧州委員会にフリーハンドで実行指令を作らせるものだ”という説明をする必要がある。それを言ったら、欧州議員はどのような反応をするか。自分が欧州議員だったらすかさずこう聞くだろう。“業界としては、私にどのようにして欲しいというのかね？欧州委員会にフリーハンドを与えるのは危険だから欧州議会にも関与して欲しいというのかね、それとも欧州議会の関与は必要ないというのかね？”。ここで欧州議会の関与は必要ないというような説明をしたら、“あなた達は欧州議会に個別の実行指令には関与するなと言いたいのかね？それじゃ何でこうやってロビーイングに私のところにきたのかね？”と怒り出すのじゃないかな」

水をかけられて、議論は発散し始めた。標準化に力を持つ企業の代表などは、当然欧州議会の関与などはしてほしくない。

「欧州議会が関与してくると、目標値とか物質の使用制限といったところで政治的な駆け引きが行われて、業界にとってシビアな結果になるに決まっている。枠組み指令にぶら下がる実行指令では、欧州委員会の出す要求項目に従って標準化を司る組織がそういった政治的な意

図とは独立に基準を決めるので、業界としては組みやすいはずだ。」

「しかし欧州議員のところに行けば、必ず業界の意見は聞かれるだろう。“あなた達の関与は望ましくないのであるが、今の環境委員会のスケジュールから見て、この指令について今討議に入り、来年の 5 月までに第一次読会を終了する予定はあるか”と聞いたらお笑い種になってしまう。大体、欧州議員の関与を望まないなら、どうやってロビー活動をするのか、最初から腹をくくってかからないととんでもないことになるんじゃないか」

と更に水をかけたのであるが、その場では何も結論が出ず、何とか欧州議員の感触だけでもつかむ為に、1 枚ぐらいに EuP の要旨を纏めたものを作るということで話は終わってしまった。そこで、最後にもう一度水を差すことにした。

「ところで、先ほどから聞いていると、枠組み指令なので当面は直接影響を受けることはないのでひとまず安心とか、企業総局が実行指令を作るときはステークホルダーミーティングを開催して企業の意見を充分に反映するといっているから安心とか言っているが、本当に安心していられるのか。欧州委員会としてはフリーハンドで指令を作れるのだから、恣意的なものや重複するものができてくるのではないか。企業総局も相手に応じ、また時間がたつと意見をコロコロ変えるような気がする。例えば EEE の時は、当初“現在の大企業はみな環境設計などをやっており、この指令でほとんど影響を受けることはない。LCA を駆使した環境設計を中小企業に浸透させることが本当の狙いだ”と言っていたが、EuP では『欧州市場で非常に多くの販売量があり、欧州レベルで環境に対する重大な影響がある製品に限定する』となっており、明らかに大企業だけをターゲットにしたものになっている。欧州委員会の役人を全面的に信頼するというような形での対応でいいのか？」

さて、EICTA は、どのような形で欧州議員に接触しようとしているのか。欧州委員会の役人にフリーハンドを与えず、欧州議会の積極的な関与を求めるのであればロビー活動は簡単であろう。しかし、欧州議会のグリーン会派は当然欧州議会の関与を強く求めてくると思われる。工業会などが、グリーン会派と共同歩調をとるとは考えられない。一方、保守派の議員に対して、

「あなた達の関与は必要ない」というようなロビー活動を展開することも難しい。EICTA の打ち合わせに出席した面々が、あまり深くそのあたりを考慮していないので少々あきれてしまった。

4. 遅すぎた春？外堀を埋められてきた IPP

8 月最後の金曜日（29 日）に環境 NGO の雄である EEB（European Environmental Bureau）が IPP を後押しする為のセミナーを開催した。IPP は欧州委員会の環境総局がイニシアティブを取って進めているもので、背後には EEB や WWF といった環境 NGO が影響力を行使する為に控えている。これらの環境 NGO は欧州委員会からも補助金をもらっており、環境総局とはきっても切れない縁がある。環境 NGO としては、自分達の意見を反映させてくれそうな環境総局に擦り寄って、枠組み指令を成立させ、その裏で環境保護の動きを加速させようと虎視眈々と狙っている。彼らが今年３月に発表した IPP に対するポジションペーパーでは、IPP 枠組み指令（IPP Framework Directive）の必要性を説き、今年中には環境総局から指令案の提示が出てくるものと期待していたようである。そういう背景から、６月に欧州委員会がボランタリー活動を中心とした IPP コミュニケを出したことで、環境 NGO の中にはかなり失望が広がったようである。

EEB が提案している枠組み指令では、個々のレベルでの環境ターゲットを設定し、機能・能力に関する最低基準により製品の裾切りをし、評価の為の指標の下に製品をチェックする体制を作る。環境にやさしい製品を見分ける為のガイドラインを作り、ベンチマークテストで製品をランク付け。環境にやさしい製品が市場でどの程度のシェアを上げているか調査しながら、他の製品と差別化し販売量を上げるために付加価値税を特別に下げたり、公共調達に手心を加えたりしてグリーンでない製品を市場から放逐していく･･･といったようなものである。この枠組み指令にぶら下がる実行指令としては、『環境製品責任指令』なるものを想定している。欧州の最小環境性能要求･基準に基づいた環境設計を強制し、則らない製品に対してはリコールを要求したり、罰金を課し、消費者に情報公開をしていくといったもののようである。これらの政策を実行する為に、IPP 調査＆レポート局なるものを新設し、IPP がうまく行っているか監視をする。更に、欧州製品ベンチマーク研究所なるものを新設し、製品の評価をさせる。環境試験ネットワークを立ち上げ、環境 NGO や消費者団体などに製品のテストなどをさせて情報を公開する。このような事業の為、年間 1 億ユーロ（130 億円）の予算をつける･･･とある。なんてことはない。環境 NGO が自分達の生活安定の為の官僚組織を作って、ジョブクリエーションをしようという話である。こんなうまい話がスムースに行くわけはない。

彼らの環境保護の目標は

- 地球温暖化防止（フロンなどの削減、エネルギー消費の削減）
- 生体多様性の確保（大気汚染防止、有害物質の削減）
- 廃棄物削減、資源有効活用

これらの目的の為に、対象製品を次のように定めている。

- 運輸関係（自動車、鉄道、飛行機）
- 建築（構造物）：建材など
- 建築（非構造物）：家具、空調機、台所用品、照明器具、掃除用器具など
- 衣類
- 食物
- 家庭用洗剤（化学洗剤）
- データ処理機器：コンピュータ、通信、娯楽機器

さてこれらの対象製品を見ると、IPP の枠組み指令が今更できたとしても、どこに規制する余地があるのか疑問に思える。まず自動車は、廃棄処理指令（ELV）が通っており、排気ガス規制などで雁字搦めになっていて、今更環境設計などが入り込む余地はない。非構造の建築関係の大部分は大部分がエネルギー使用製品なので EuP でカバーされてしまった。最後のデータ処理機器も EuP でカバーされている。食物は、食物の安全規格などで充分カバーされているし、家庭用洗剤は REACH などで有害物質の使用制限が一段と厳しくなることが予想される。今更 IPP の枠組み指令などを作られても、官僚的な作業が増えるだけである。当然 EU の加盟各国からの反発は大きいと思われる。それを見越してか、６月に発表された IPP のコミュニケでは法制化の動きを表面に出さず、自主規制を中心とした施策を強調するに止まった。IPP のコミュニケで強調したのは、業界などの参加を募り、パイロット製品を決定し、それに対する施策を試行錯誤しながら、2007 年までに特定製品群を決定し、行動計画を実施するというものであった。もちろんこの方法でうまく行かなかった場合は法制化を考えているとしているが、既に ELV、

WEEE & RoHS、EuP、REACH などが出揃ってきた現時点で、もう IPP に則った新たな法制化の余地はあるのか疑問である。少なくとも、電気電子機器業界及びガスや石油などのエネルギーを使用する機器は、EuP がある限り、IPP で新たな規制はできそうもない。

EEB や WWF といった環境 NGO は EuP に強く反対していた。EuP は企業総局とエネルギー総局がイニシアティブを取った指令案であるため、環境 NGO としてはなかなか影響力を行使しがたい。しかも枠組み指令になっていて、個々の環境目標値などが EuP には示されていないので、具体的に環境に対してどのような改善がみられるか全く見えない形になっているとして、具体的な数値を盛り込まない限り反対という立場であった。更に、EuP では欧州委員会の示す要求に従って、CEN や Cenelec という欧州の標準化団体にスタンダードを作らせて環境設計の基準としようとしているが、環境 NGO はこれらの団体への影響力を全く持ち合わせておらず、また具体的な数値目標無しの環境設計の標準化などで環境改善なんかできるわけがないとしている。

しかしながら、環境総局がぐずぐずしている間に EuP が欧州議会に提案されることになってしまった。一旦欧州議会に提出された指令案は、よほどの反対がない限り廃案にはならない。EEB のセミナーの冒頭で、企業総局から EuP についての説明があったが、出席していた環境 NGO などからの反応は鈍いものであった。散発的に標準化の問題とか、環境負荷低減の目標値設定などの指摘があったものの、８月１日というバカンスの真っ最中に欧州委員会で承認された指令案に対する態度を決めかねているといったところである。

さて電気電子機器業界には、IPP は最早遅きに失した政策という捉え方が多い。環境総局は IPP コミュニケに則り、10 月末までにはパイロット製品を絞り込み、パイロット製品として取り上げられた個別機器に関し、LCA などの指標を使いながら、如何に環境負荷を低減できるかを具体的に示そうと意気込んでいる。EICTA に参加している企業などにも、このパイロットプロジェクトに参加の要請がきているようで、「お宅の製品を是非パイロット製品として推薦して戴き、一緒にプロジェクトを動かしていきましょう。それによって、御社の評判が非常に上がりますよ。」と迫っているようである。しかし企業側からの反応は鈍い。鈍いというか疑心暗鬼である。

「パイロットプロジェクトに参加したら、その評価を元に、どうせ製品群全体にいろいろな規制をかけてくるんだろうから、参加することのメリットよりもデメリットの方が大きいんじゃないか。環境総局としては、企業からの参加がなくて、パイロットプロジェクトがうまく行かなければ、個別製品に対する実行指令みたいな法制化を考えると脅かしてきているが、もう EuP が出てしまった現状で、IPP のボランタリー・プロジェクトに参加しなかったからといって、新たな法制化が行われる余地というのは殆どなくなったのじゃないか。IPP に残されている部分は、環境にやさしい製品の付加価値税を特別に下げるとか、公共調達で手心を加えるといったところぐらいになってしまったのじゃないか。それも各国政府はあまり賛成していないようなので、うまくいくかどうかは不透明だ。大風呂敷を広げたのはいいが、WEEE & RoHS、EuP と立て続けに環境関連の指令が出てきてしまい、それを今更 IPP で束ねようとしても難しい状況になってしまった。遅すぎた春だね。」

講　演

「製品のエコデザインに関する EU の政策」
～ EU Law on Eco-Design of Products ～

Hunton ＆ Williams 弁護士事務所
Lucas Bergkamp 弁護士

当組合では、Hunton & Williams 法律事務所（在 BXL）Lucas Bergkamp 弁護士の訪日の機を捉え、去る 9 月 9 日開催の「貿易と環境専門委員会」において、同氏による「製品のエコデザインに関する EU の政策 ～ EuP、IPP、EPD 等」についての講演を行いました。その概要を以下にご紹介いたします。

EU の新規制方針

まず、EU の新しい基礎的な哲学・理念について少し触れたいと思います。それを説明することで、何故、新しいエコデザインに関連して規制上の問題に直面しているのかが分かるのではと思います。

新しい EU の規制に関する方針・哲学には、多くの新しい傾向を指摘できます。列挙すると、第 1 に、製造工場を対象にするより「製品に焦点を当てた規制」へと移行してきていること。第 2 に、直接的な規制より、様々な手段による市場ベースの規制を行おうという傾向があること。たとえば、エコタックス、ラベリング、環境に配慮したグリーン調達のような手段です。第 3 に、単独よりは包括的な規制という形、つまり他の政策や方針と統合した形で対応しようとする傾向。第 4 に、シングル・イシューで取り上げるよりは、全体を取り上げたホリスティックな、ライフサイクル全体を見据えた規制という形に変わってきていること。第 5 に、その場限りの（ad hoc）規制よりは、環境関連の政策原則を基盤にした規制に変わってきていること。たとえば EU 条約の中に盛り込まれている環境原則などをベースにするということです。

予防原則

前述のような原則の 1 つとして挙げられるのが予防原則です。これは EU 条約第 174 条の中に盛り込まれています。ここにはよく知られている「汚染者負担の原則」のような追加的な原則も盛り込まれている条項です。この予防原則に関しては、未だはっきりと定義付けられているものではありません。ただし、この予防原則というものは、科学的な根拠が曖昧であったり弱かったりする規制に対し、それを正当化する時に引用されるものです。「予防原則」に関しては、様々な解釈がありますので詳述は控えたいと思います。

予防原則の解釈

「予防原則」の中の証拠・挙証責任に関して申し上げると、これまでであれば EU 側、政府組織に該当するところが規制を行おうと思った場合、規制する側が「リスクがある」ことを示す必要がありましたが、この予防原則の下では、EU 側ないし政府側は「リスクがあることを想

定」し、「リスクがない」のであれば、「リスクがないことの挙証責任」は規制を受ける対象の方が負わされます。言い換えると「業界側が負わされている」という違いが出てきています。

汚染者負担原則

前述に加えて「汚染者負担の原則」があります。これを敷衍した形での原則として出てきているのが「生産者責任に関する原則」です。この意味するところは、製品の生産者がその製品のライフサイクル全体について責任を問われ、責任を負い続けるということです。この原則の目指すところは、生産者が生産を決定する際の一環として「製品のライフサイクル全体を通じて環境上の影響を考慮する」ように仕向けようということです。

ＩＰＰ

IPP（Integrated Product Policy：包括的製品政策）と呼ばれている重要な EU の政策に移ります。IPP は、生産者責任の原則の概念に根ざしたものといわなければならないものです。この目指すところは、製品のライフサイクル全体を通じて環境に与える影響を削減することです。IPP のアプローチには 4 つのサブプリンシプルと呼べるような原則があります。ライフサイクル全体で見る考え方で、①製品の生産・使用・廃棄に至るまでの全体を通じて、当該製品が与える環境上の影響を分析しようという考え方。②ステークホルダー（利害関係者）全員を関与させていくこと。③継続的な改善、つまり環境上の影響を軽減することを 1 回限りではなく継続的に行っていく考え方。④単一の政策手段で行うよりは、色々な政策手段を組み合わせる方がトータルな環境に対する影響を削減するのに有利であるという考え方。です。

そして上述した IPP に関連して、欧州委員会では、次のように優先順位を設定しています。第 1 に、全ての製品に関して、ライフサイクルの各段階（生産・使用・廃棄）を通じての環境上の改善を目指すための枠組みの条件設定をし、その上で第 2 として、環境上の影響が最も重大だと思われるような製品に焦点を当てていく、ということです。

しかし、欧州委員会が如何にしてある特定の製品に対して「これがそうだ」と見極めることができるのだろうか、という疑問があります。

IPP パイロット・プロジェクト

欧州委員会は、パイロット・プロジェクトを手がければ見極めの助けになるのではないかと考えている節があり、パイロット・プロジェクトに参加するためのボランティアを募っています。それでもって IPP の分析をある製品カテゴリーについて行っていくということです。こういったパイロット・プロジェクトをベースにして IPP を更に発展させようというわけですが、欧州委員会側は、IPP を更に発展させるに当たり、法律という手段、ガイドライン、ベストプラクティスのハンドブック、標準化、グリーン調達というように、あらゆる手段を活用することを提案しています。これによってライフサイクル的な考え方を促進させようと狙っているようです。

IPP タイムテーブル

IPP に関連して、欧州委員会はタイムテーブルを設定しています。2003 年 10 月、欧州委員会は、1 年間のパイロット・プロジェクトの対象となる製品グループをアイデンティファイしようと考えています。それに当たってステークホルダーの参加ボランティアを募っていますが、私の知る限り、今までのところどこも名乗り出ていないようです。

欧州委員会は、2003 年の冬に、グリーン調達の問題を取り上げる計画を持っていて、2004 年には更に、環境管理監査スキーム（EMAS：Eco-Management and Audit Schemes）を発展させ、製品にも適用していくことに目を向けようとしています。EMAS というのは、今のところ製造施設・工場が対象ですが、欧州委員会では、このスキームを製品にも適用するような枠組み作りの計画を持っています。

また、2005 年を目途として、欧州委員会は 2 つの重要な文書の策定を考えています。その 1 つ目が LCA の最良実施例の実務ハンドブックであり、製品デザインの義務的な要求事項の発表です。2 つ目が、環境製品宣言（EPDs）に関してどういう形で進めていくかという決定を下すことです。

その後、2007 年には、環境面での改善における潜在的可能性がいちばん大きな対象製品群の、最初の対象製品を見極め、その製品群に対して IPP がまず適用されることになります。

ＥＰＤ

EPDs（Environmental Product Declarations：環境製品宣言）に関して、欧州委員会が今何を行っているのかということですが、EPDs は、基本的には ISO（International Standardization Organization：国際標準化機構）14040 のタイプⅢラベルで、製品、サービスの環境的側面に対する情報を提供するものです。LCA の分析情報をベースにするものです。

最近、欧州委員会は、EPD スキームに関する研究に資金提供をしました。この研究調査は、様々な EPD スキームをより調和させることによって、ライフサイクル全体を通じて製品の環境上のパフォーマンスを如何に改善できるかに焦点を当てた研究です。この研究に当たった者たちは、研究結果として以下の 4 つの提言をしています。

第 1 に、ヨーロッパの EPD スキームに関して最低限の要求事項を確立することです。そこでの主要な要求事項は独立・中立の検証ということです。あるクレームがなされた時に、それに対する独立した機関であるということ、品質管理、また当事者の参加等です。

第 2 に、EPDs に関しての欧州ラウンドテーブルを作ることです。これは最初のステージの情報を出すのに…ということですが、このラウンドテーブルには、政府・業界・環境団体の代表等の様々なステークホルダーが参加するということです。

第 3 に、このラウンドテーブルの責務・仕事を明確に定義づけることです。ISO、CEN（Comité Européen de Normalisation：欧州標準化委員会）等と環境関連分野の標準に関しては調整をすることです。

第 4 は、EPD スキームの調和に関しての枠組み指令を構築することで、これは既存のもの、将来的なものにも及びます。

現在の状況を申し上げると、EPDs を義務的なものにしようという計画はありません。ただ、これに関しては 2005 年に再び取り上げることになっています。

更には部門ごとの EPDs を設定することを義務的な要求事項にするとか、あるいは EPDs を公表するといったようなことに対する指示は今のところ無く、このようなことは余り好ましいとは思われてはおりません。現在、自主的なイニシアチブに任されているという形です。LCA がこの EPD スキームの中で必須の部分であると考えられており、EPDs を準備する際にも、主要

な問題分野になるであろうと指摘されています。

廃棄物政策

WEEE 指令、RoHS 指令に関しては、皆様よくご存知と思いますので詳述は控え、手短に新しいリサイクル戦略についてだけ触れることとします。

リサイクル戦略

これは廃棄物管理のヒエラルキーをベースにした戦略です。いわば直線的に最善の方法は何かということから取り上げて、それが不可能な場合、次善の策に移るという形です。したがって、まず廃棄物を出さないという防止から始めて、次に発生源の削減、再使用、再使用ができない場合には材料のリサイクル、それができない場合にはエネルギー回収となります。埋め立ては本当に最後の手段で、ヨーロッパでの埋め立てには「焼却炉の灰を使う」のがヨーロッパの考え方です。

新しいリサイクル戦略は、全ての製品に適用されます。この意味するところは、EU としては製品カテゴリーごとに個別に対応する必要がなく、全ての製品が対象になるということで一括のものです。したがって、現在 WEEE 指令、RoHS 指令の対象外のものも、この新たなリサイクル戦略では、場合によって対象になる可能性もあるということです。それから、この戦略は生産者責任、また引き取りをベースにしたものであり、目指すところとしては、有害物質の存在・混入を削減すること、再使用率・リサイクル率を上げようということです。

エネルギー効率

エネルギー効率に関連して、最近、欧州委員会は、エネルギー使用製品（EuP ：Energy Using Products）に関する指令案を出しています。これは今までの 2 つの指令案を合体したものですが、その 1 つが悪名高き EEE（Electrical and Electronic Equipment）指令です。新しい EuP 指令案は、全てのエネルギー使用製品を対象とするもので枠組み指令です。枠組み指令ということは、この指令が実施対策指令で発効するまでは、製品がエコデザインとか、エネルギー効率の要求事項の対象にはならない種類のものです。言い換えると、枠組み指令であることは、この指令が出されたこと自体で直ぐにエネルギー使用製品の生産者に対して何らかの義務が発生するというものではありません。

この EuP 指令案には 5 つの重要な要求事項が設定されています。これは前述した実施対策指令の中に盛り込まれるもので、それぞれのカテゴリーの製品を対象に適用されます。1 番目は「エコデザインの要求事項」です。2 番目が「適合性（conformity）のアセスメントの手続に関するもの」です。3 番目が「CE マークの要求事項」です。4 番目は「ある製品に関して、上市に対する規制が課される」ことです。前述の要求事項を満たしていない製品はもちろん規制の対象となり、上市できない対象になります。5 番目は「実施対策指令の採択に当たっての委員会手続」です。これは実施対策指令を制定するプロセスを委員会の方式によって、より早くしようということです。

実施対策指令は、非常に重要で詳細な側面を含んでおり、メーカー側に直接影響を与えるものです。たとえば、この実施対策指令の下で製造者に要求されていることとして「製品のライフサイクル全体を通じての環境的な側面のアセスメントを行う」ということがあり、このアセスメントを使って、いま採用している方式に代わる代替デザインのソリューションはどうなの

か、その評価を行うことも求められています。代替デザインのソリューションに目を向けるということは、当然ながら「製品の環境上のパフォーマンスを改善するために」ということです。

標準化

それでは重要な「標準化」の話に移ります。これまで標準化に関しては、環境保護団体等が「EU レベルでの標準化プロセスが透明性を欠いている、環境に対して十分な考慮が払われていない」等々、様々な抗議を行っています。それを受けて欧州委員会等は、標準化、特に製品に関する標準化の EU レベルでのプロセスの再考を行おうとしています。

ヨーロッパでは「標準化」は大変重要な役割を果たしています。というのも、このニューアプローチが取られることになったことからなのですが、ニューアプローチの下では、「指令」は「要求事項だけを課す」、「一般的なものだけを課す」ことになっていて、総体的に曖昧で抽象的な要求事項です。しかし、これをベースにして詳細な標準が策定されることになります。そして「承認されたヨーロッパの標準」を満たすことは大変重要なことです。何故なら、それによって要求事項をきちんとコンプライしているという推定がなされるからです。

「ヨーロッパの標準にコンプライしない」ことがある場合には「自社の製品は、ヨーロッパの標準は遵守していないけれども、謳われているような要求事項は満たしている」ことを「生産者自身が証明しなければならない」という義務が課されます。この義務は、実際にはなかなか果たすのが難しい種類のものですから「ヨーロッパの標準」にきちんとコンプライすることが、より重要になってきます。

「標準化」というのは、非常に重要なプロセスで、準規制プロセスであるともいわれています。「標準化」に関する欧州の組織・機関は CEN、CENELEC（Comité Européen de Normalisation Électrotechnique：欧州電気標準化委員会）、ETSI（European Telecommunication Standards Institute：欧州電気通信規格研究所）等があります。欧州標準化機関には、各加盟国の標準化機関がメンバーになっています。CEN も CENELEC も、それぞれ環境関係の特別グループを設立しています。SABE（CEN Strategic Advisory Board for the Environment）が CEN の中に、そして作業部会 85-3（CENELEC Working Group of the Technical Board Environmental Standardization：BTWG85-3）が CENELEC の中にあります。

繰り返して申し上げると、環境保護団体等は、欧州の標準化プロセスは透明性を欠いていて、閉ざされた部屋の中で秘密裏に行われていると批判をしてきていますが、それは必ずしも正確ではなく、標準化プロセスに外からの代表が参加していなかったわけではありません。各国の標準化機関は、政策策定の組織あるいは専門委員会に対し、それぞれの国から様々な利益を代表するバランスの取れた代表団を送らなければならないことになっています。また 1992 年には、準メンバーという新しいカテゴリー作られ、欧州の様々な利害を代表する組織が代表になっています。更に、業界、その他のソーシャルパートナーが、色々な委員会に席を持っています。また、欧州産業の連盟・組織等が、個別の委員会にリエゾン・ステイタスを申請することができるのです。

少し前のことですが、環境関連の NGO が包装材指令に関して CEN による規格草案を厳しく批判したことがありました。「この規格草案は、法律や規制にコンプライするのに業界がやり易いような規格になってしまっている」と批判の声を挙げ、環境団体は「守るのが大変な、通常より厳しい要求事項を課すことによって、環境上の改善をもたらすようにすべきだ」という言

い方をしていました。このような環境団体とか政治家からの圧力もあり、欧州委員会としては、標準化に際して「環境上の側面を統合する」ことに対するコミュニケーション（通達）文書の策定をしています。欧州委員会側は、この標準化プロセスにおいて、環境上の問題が常にシステマティックに関心事項として取り入れられているようなアプローチを編み出そうというものです。言い換えると、標準化プロセスにおいて、環境というのは、常に、目を向けるべき「適切な問題である」という考え方です。欧州委員会が打ち出している方針の目指すところは、標準を見直す時にも「環境上の側面が考慮に入れられるように確実にして行こう」ということです。標準の見直しは、通常 5 年ごとに行われますが、そのたびごとに環境問題を考慮の対象にするということです。この事柄に関する協議プロセスは、実は、先週つまり 2003 年 9 月 5 日に終わり、それを受けて欧州委員会は、現在、様々なステークホルダーから出されたコメントの分析を行っているところです。

もう 1 つ指摘すべき点としては、2003 年始め、EU が資金を提供して環境 NGO の意見が標準化組織の中で代表されるための組織 ECOS（European Citizens Organization for Standardization）が設立されました。ECOS は、標準化に関しての欧州環境関連市民組織で、CEN の準メンバーとしても認められています。

欧州委員会としては、この環境問題が規格の中に統合されるべきプライオリティ・プロジェクトのリスト作りを考えています。また、こういった標準化を促進するためのインセンティブ作りをすべきだという案も出しています。言い換えると、標準の策定を助けるようなフォーマティブ促進のためのインセンティブを作り出そうということです。たとえば EU の規格を使うことによって環境関連法規のコンプライアンスが示されるようにしようというようなことです。

さらに、欧州委員会が考えているのは、他の手段、たとえばエコラベルとか、環境管理システム等をどのような形で効果的に標準化にリンクしていくかです。これは欧州委員会が取っているところの統合（インテグレーション）のアプローチに沿ったものです。

結 論

製品のエコデザインルールというのは、場合によっては次のようなリスクを伴います。①デザインコストの上昇 ②製品性能の低下 ③ビジネス決定への介入 ④競争上の不利な影響 ⑤規制による貿易障壁、等です。

エコデザインのルールが不適切な形で作られた場合にも、当然、前述のようなリスクを伴ってしまいます。したがって、エコデザインが策定される動向を緊密にモニターすることが極めて重要です。今までのところ、多くの計画は未だ曖昧ではっきりとした形を見せていないので、詳細がどうなるか判りません。しかし、詳細がどのように出てくるかが極めて重要な事柄なので、常に EU の動向を見守ることが必要です。

エコデザインルールは、新しいルールの下で競争力を更に発揮することができる能力を持っている企業、言い換えるとエコデザインの先進企業にとっては、新たなビジネスチャンスにも繋がります。しかし、企業としてそのビジネスチャンスを十分に活用するためには、確固たる戦略を持つことが必要ですし、競争条理の関係にしてもしっかりとした理解を持っていることが大切です。

企業戦略

さらに強調されるべき点としては、EU の環境・保険・安全性への要求事項に関して、企業としての戦略を策定することが重要です。実際には、グローバルな戦略を作ることが必要といわなければなりません。グローバルな戦略として調整・統合されたものとして、新しい規制の要求事項を考慮に入れ、またエコデザイン等の要求事項に対応した管理ができるようになっているもの、また貿易上の障壁であるとか、新しいルール故に出てくるビジネスチャンス等も、全て統合して考えて行く戦略が必要ではないかと申し上げます。

まず、一貫して色々と出されている方針・戦略の提案が、ビジネスにどのように影響を与えるのかモニター・分析することが必要です。その一環として、先手を打つ形で、それぞれの企業が法律や規則策定のプロセスに影響力を行使することも必要になってくるでしょう。また、場合によっては、遡及的に、事後に対応する形で手を打つことも考えられます。

グローバルに考えるということは、EU よりももっと高いレベルに引き上げることが適切な場合をも含みます。たとえば WTO 等に提起するというのが 1 例です。EU が規制として出している、あるいは要求事項として出していることの中には WTO 違反になり得るようなものもあります。たとえば、EU が予防原則の下に打ち出しているものの中には、WTO の原則から考えた場合には抵触するものもあり、WTO の紛争処理パネルの見解として、既にそういった指摘がなされているものもあります。

したがって、法律や規則制定のプロセスで、特に製品関連の要求事項の策定がなされているようなプロセスにおいては、WTO に照らして「これはこうである」といった議論・論拠を提起するのも大変効果を持つのではないかと思いますし、それによって EU の担当機関の修正を求めて行くことにも効果を持ち得るものです。特に貿易に対する障害をもたらすようなものの場合には、そのような議論が有効だと思います。

全ての企業は、法律や規則策定のプロセスに対して働きかけるという努力に加えて、国際的に統合されたコンプライアンスのプログラムを持つことも非常に重要です。そうすることによって、世界のどの市場であれ、主要な市場においてその製品が規制を遵守することが確実になされます。

□

連載

欧州環境規制動向
～在ブラッセル弁護士モニタリング情報 [28]

I. EU

1. 欧州議会、EU 排出権取引制度を承認

欧州議会が EU レベルの制度にゴーサインを出したことにより、EU の温室効果ガス（GHG）の約半分を排出している企業は排出権取引制度を通じて排出量を大幅に削減できるようになる。

7 月 2 日、議会サイドは採決により、理事会との排出権取引制度に関する非公式合意を支持すると採択を行った。一方、理事会の方は、7 月 23 日に最終的に同指令を採択した。

理事会、欧州委員会および欧州議会の中道右派グループである欧州人民党（EPP: the European People's Party）はいずれも採決の結果を歓迎する声明を矢継ぎ早に発表した。欧州産業経営者連盟（UNICE: the Union of Industrial and Employers Confederation of Europe）も同様である。

すべての機関が大幅に譲歩したのは、産業界および同制度の対象となるエネルギー分野の企業が 2005 年の取引開始に向けて準備を整えられるようなタイミングで合意を成立させるためであったと理解されている。もう一つの重要な日程として 2004 年 3 月がある。この期日までに、加盟国も排出枠の配分に関する国家計画を提出しなければならない。

議会の方が加盟国側以上に譲歩せざるをえなかったことから、6 月 24 日に閣僚理事会との非公式な合意に達した。つまり、議会は、加盟国の排出枠割当に量的制限を課すべきであるという要求も、また排出枠のごく一部を有償で配分すべきであるという要求も取り下げた。

一方、6 月 23 日付閣僚理事会作業文書に提示され EU 諸機関の間におけるハイレベル交渉により成立した非公式合意では、加盟国側の代表が欧州議会に譲歩している感もある。

閣僚理事会のスポークスマンは、EU 拡大前に何とか合意を成立させることも主要なインセンティブであったと主張している。また、2004 年 5 月に EU に加盟する 10 ヵ国は、同指令に対する懸念が強く、ブラッセルでの欧州議会議員との会談や、さらには交渉の延期を繰返し求めてきたという。

基本的に、EPP でポルトガル代表の Jorge Moreira da Silva 議員による 7 月 2 日の報告を採択し、欧州議会は 6 月 24 日の合意で示された条項に賛成した。

結果として、同議員の報告には、加盟国の排出量に一定の制限または上限を設定すべきであるという当初の要求は盛り込まれなかった。その代わり、事前合意として「割当枠の総量は、基準の厳格な適用に必要と思われる水準を超えてはならない」という文言が含まれている。基準とは加盟国の国家割当計画が定める基準のことである。同基準はまた、気候変動に関する国際条約である京都議定書の実施に関する EU 決定に合致するものでなければならない。同議定書は EU 全体の目標を達成するための個々の国家目標を定めている。

同様に、欧州議会は、排出枠割当のごく一部を有償とする強制条項は妥協案に盛り込まなかったが、欧州議会の報告にはこの点が含まれている。

同報告によると、各国政府には排出枠の 5%を 2005 年から 2008 年までの間に売却する選択枝が与えられ、この割合はその後の 5 年間に最大 10%まで引上げられるという。この点は、加盟国側が譲歩する形になった妥協案であるが、同議員は巧みな交渉戦術をふんだんに駆使しなければならなかった。ラポーターとして、本案の議会通過に責

任を負う立場にあった同議員は、同僚を説得し、妥協案への賛成を取り付けなければならなかったのである。

議会は、第一読会で、割当量の一部を企業に売却、すなわち入札を断固とした要件とすることに賛成票を投じた。一方、一部の加盟国は、以前はすべての排出枠を無償で配分すべきであるという業界の立場を取っていた。

さらに議会に対する譲歩として、妥協案では、排出量取引指令の見直しを規定しているが、これは2012 年以降「入札を含め、配分方法の調和を一段と進展させる」可能性がある。すなわち、有償配分という意味である。

業界が特に懸念しているのは、同制度に他の GHG が追加されないかということである。同制度は、二酸化炭素（CO_2）の取引開始だけを予定したものである。閣僚理事会と欧州議会の合意では、結局のところ、2008 年以降に他の GHG が選択肢として追加されるという内容になっている。また、加盟国は、2005 年の取引開始時から他の部門または事業を追加できるとしている。

6 月 24 日の妥協案によると、各国政府は「したがって、この共同体制度の対象範囲を拡大し、特に、アルミニウムおよび化学薬品などに関する事業から発生する CO_2 以外の GHG の排出を含めることができる」としている。

このことにより「多少なりとも強力な指針…」となり、「（同制度）を拡大しようとする場合には、アルミニウム業界および化学薬品業界を優先すべきであるということである」と、閣僚理事会のスポークスマンは説明した。欧州議会は、第一読会において、前述の 2 つの業界に属する企業について、生産量が年間 5 万トン以上の場合に同制度の対象にすべきであると要求した。

同妥協案は、EU 機関の三者間におけるハイレベル協議の成果であり、また議会でも承認されたことにより、今後、輸送部門の追加も期待できる。

その他の合意内容の最重要点は、いずれも欧州議会に多少譲歩したものであるが、以下の通りである。

- 個々の施設を一時的適用除外とする条項。但し、活動は除外されない。これは、理事会が議会に譲歩したものである。議会は、かかる「部門別離脱」が競争を歪曲することになると主張。
- 京都条約のプロジェクトメカニズムの利用は同制度の目標達成に重要であると認めながらも、単に「国内対策の補完的役割」と位置づけるべきであるとしている。これもまた、小さいながら議会側の勝利といえる。議会は、EU 域内の削減達成という義務があるのであって、さもなければ同制度に意味はないと主張。
- 早期対策に対する配慮から、加盟国は「利用可能な最良の技術」に関する基準文書、EU 用語として知られている BREF（Best Available technologies Reference Document）」をもとに基準を作成することができる。
- 指令は、加盟国がさらにエネルギー効率の高い技術、「特に」コジェネを奨励するものである。

同指令は、2005 年以降、英国を除き、すべての EU 加盟国を対象とする。英国は 2007 年まで「離脱」すなわち同制度からの除外が認められている。英国自由党出身のクリス・デイヴィス（Chris Davis）欧州議会議員は、「英国では、すでに独自の排出量取引制度が運用されているからである」と声明の中で説明している。

しかしながら、産業界および関係するエネルギー系企業は、2005 年の終わり、2006 年の始めには指令の条項を実施するしかない。EU の GHG 排出量の 46%に相当することから、気候変動に関する国際条約である京都議定書に定める EU の義務達成に大きく寄与することが期待される。

採決の前日、ヴァルストレム（M. Wallström）委員会環境担当委員は、議会と委員会に対して「妥協案を全面的に支持する」と伝えた。さらに、採決後、「これにより今までのところ世界で最も大規模な排出権取引制度が 2005 年以降に現実のものとなり、京都議定書の下に予見されていた仕組みが活気づくことになる」との声明を発表した。

また、同制度により、経済的に最低コストで排出削減が可能になるだけではなく、炭素削減に価値を与えることで気候変動が取引きの対象となる」と声明の中で主張している。

UNICE も声明を発表し、議会の決議に「満足」の意を表明した。「排出権取引指令の早期成立により、欧州ビジネスに必要な確実性が与えられる」と、UNICE の Philip de Buck 事務局長は感激した。

議会採決の 2 日前、大手肥料メーカー11 社がヨーロッパ肥料製造協会（EFMA: European Fertilizer Manufacturers Association）の代表としてポジションペーパーを発表し、業界に「追加的」負担を課す場合には「慎重さ」を求めた。

同声明では、「過度の規制および不公平な競争により産業の競争力が損なわれ、欧州が当地において産業を失うようなことになれば、規制が甘く環境意識の低い地域へと、肥料生産が移転することになる」と述べている。

「その結果、GHG をめぐる状況は悪化するであろう」と、同声明に署名した Adubos de Portugal S.A. – ADP（ポルトガル）、Agrolinz Melamin GmbH（オーストリア）、BASF AG（ドイツ）、DSM Agro B.V.（オランダ）、Grande Paroisse S.A.（フランス）および他数社は強く主張している。

2. 欧州委員会、京都メカニズム実施のための新指令を提案

閣僚理事会が排出権取引制度の制定に関する指令を形式的に承認した翌日、委員会は新指令案を提出した。これは、他の 2 つの柔軟なメカニズム、すなわち、GHG 排出削減に関する京都議定書の成果である共同実施とクリーン開発メカニズム（CDM）を同制度に組み込むものである。

委員会は 7 月 23 日新指令を発表した。これは、前述の 2 種類のメカニズムを導入することにより、GHG 排出市場に関する指令を修正しようとするものである。2 種類のメカニズムとは、「移行」諸国および途上国――前者は JI=中・東欧諸国およびロシアへの技術移転の共同実施のこと。後者は、同じアプローチを取るが、途上国を対象とする CDM のこと――のクリーンテクノロジーに投資する公共企業体および／または企業などの事業体に「排出権クレジット」の獲得を認める方法のことである。

新提案は、元々欧州市場の企業を対象に設けられた排出権取引というメカニズムに、先進国を除く世界のどこかで行われた排出削減努力によって獲得したクレジットをすべて含めようというものである。かかるクレジットは、国家当局により CO_2 トンに換算されることになっており、国家割当計画の下、加盟国が割当てたクレジットに追加される。委員会は、欧州市場における $CO_2$1 トン当たりのコストが 26 ユーロから 13 ユーロに引下げられ、その結果、欧州産業界は約 7 億ユーロ節約できると確信している。

委員会は京都議定書に関する国際交渉において EU が長く支持してきた立場を取りながらも、同制度の「補完性」を保護するためのシステムを提言している。つまり、欧州の排出削減およびクレジットは、国家措置を補足あるいは補完する方法によって達成すべきであるということである。

従って、本指令案では、すべての加盟国が JI や CDM によって獲得したクレジットの総量が、国家割当計画に基づきすべての加盟国に割当てられたクレジット総量の 6%に達したら、委員会が評価を行い、JI/CDM クレジットの割合を最大 8%に制限する決定を下せるよう提案している。JI や CDM の利用を制限するための 2 段階メカニズムには 2 つの目的がある。まず、途上国に対して、EU は域内レベルでの大量の排出削減というコミットメントを履行可能であるという肯定的なメッセージを送ること、また民間部門を安心させ海外投資を奨励することである。新たに上限を設けて取引制度を「閉鎖する」ことは、委員会が制度の奨励を決意している時期に、企業に誤ったメッセージを送るのに等しい。現在、特定の JI および CDM 計画が準備中であるが、委員会は民間部門の反応が依然として鈍いと指摘している。従って、新指令は産業界に刺激を与えることになるはずである。

予想通り、指令案では、原子力に依存するプロジェクトが取引制度から除外されている――京都議定書に除外を規定、マラケシュ協定でこれを確認。また、植物、農業および森林事業による CO_2 の吸

収という炭素吸収源の原則を前提とする計画も除外されている。この項目に関して、欧州委員会は、疑わしい点がない場合には吸収源については以前から極めて慎重に進める道を追求してきたことに触れている。これは、かかる排出量の評価・記録方法に依然として不確実性が伴うからである。EUの専門家も、恒久的な排出削減に繋がるプロジェクトの促進が主眼であることを強調している。植物はCO_2を吸収するかもしれないが、その一方で放出もするのである。

委員会はまた、炭素換算量が2回記録され、同量の排出削減に対して2回報償を与えられる場合のある「二重計算」を回避する制度を提案している。また、EU排出権取引制度創設に関する指令の対象施設からの排出量に直接的または間接的に影響を及ぼす削減に対してはERU（排出削減クレジット）を発行しないと規定している。指令案では、忠実に実行している国における JI 活動に対する特例措置を提案している。これは一部の加盟国や加盟候補国が 2004 年 5 月 1 日の加盟日前にすでに実施している取組みを認める方法である。この日に、同指令は EU 法体系アキ・コミュノテールの一部に組込まれる。この項目に関して、2004 年 12 月 31 日より前または加盟後に承認された JI 活動は、2012 年 12 月 31 日まですべて継続することができ排出権クレジットの対象となり得る。しかしながら、やはり「二重計算」を回避するために、かかる活動に起因する排出削減については国家割当計画の下での排出枠を与えることはできない。

メカニズムの対象外となるプロジェクトは、特定発生源からの恒久的排出削減手段とならず、生物多様性に大きな影響を与える可能性のあるプロジェクト、原子力関連プロジェクト、土地利用プロジェクト、土地配分の変更に関する事業、森林事業などである。マラケシュ合意に従い、原子力関連事業は無期限に対象外とされ、土地利用事業および森林事業は、京都議定書に定める第一次実施期間 2008～2012 年に限り対象外とされる。かかる活動を考慮に入れる際の手続きに関する交渉が同議定書締約国間で進められており、12 月にミラノで開催予定の第 9 回締約国会議で採択される可能性がある。

3. 化学品会社、REACH 実施による生産の「EU 離れ」を示唆

多くの在 EU 化学品会社、および川下の製品メーカーは、委員会の化学物質試験に関する統一制度が現在の内容で採択されれば、生産拠点を EU 域外に「移転させる可能性があること、また実際に移転する」と、業界団体の状況説明で明らかにした。

欧州化学工業連盟（CEFIC）の記者会見で、265 種類余りの特殊化学薬品を製造するロビンソン・ブラザーズ社のブライアン・マーフィ（Brian Murphy）代表取締役は、委員会が計画を変更しなければ、業界としては規制の緩やかな国、主としてアジアに生産拠点を移転させるしかないと発言した。そして「我々の顧客は、EU 域外に移転する可能性があり、また実際に移転する」と主張した。

このような危惧の他に、対 EU 輸入品に関する規定が「甘い」ことによる影響への懸念もある。委員会はこの秋に採択予定の化学物質の登録・評価・認可（REACH）制度に関する法律についてステークホルダーとの協議が行われる中、業界側の意見表明として、特にこれら 2 点が指摘された。

同代表取締役は、試験・行政手続きにかかる推定コストを考慮すると、同社としては生産拠点を移転させるしか国際競争力を維持する道はないと発言している。

さらに、同社は中間体――他の化学物質の製造に使用される化学物質――メーカーであり、31 製品の試験に 405 万ユーロも負担しなければならないと主張している。「これは 2002 年度における当社利益の 2.5 倍に相当する…率直なところ、払える金額ではない！」

現在の委員会案では、中間体も含めて化学物質の生産量が年間 1 トン未満の生産量であれば制度の対象外となる。しかし、メーカー側は、中間体についてはすべて免除するよう求めている。中間体は製品の中に封じ込められるので、環境中に放出されたり、人間の健康に害を与えたりする危険性は低いと主張している。

EU 執行部は、中間体が 1 箇所の工場用地から出荷される場合適用除外を提案してもいる。これに対し、同代表取締役は、「中小企業（SME）には役に立たない。大手化学品製造業者と違い、この基準を超えてしまうことが多いからである」と述べている。

また、医薬品の製造に使用しているので、「中間体の半分以上が制度対象となってしまう。我々は極東で化学物質を作らせることもできる。そして、その国や地域で製品製造に使用した後、EU 向けに輸出することも可能である。」

現在の REACH 計画では、輸入業者にメリットがあるといえる。それは、REACH 適合のために必ずしも試験を実施する必要がないからである。輸入会社は、「注意義務（duty of care）」に基づき、「十分なほど大量に、かつ人の健康や環境に悪影響を及ぼすような方法で」放出される化学物質を登録すればよい。この量は、REACH の最低基準である 1 トンを下回ることはない。

この点について、業界および環境関連のステークホルダー間に珍しくコンセンサスが生れた。登録要件は、輸入品に含まれるすべての化学物質に一貫して適用されなければならない。そうすることにより、EU 品と輸入品ともに「平等な競争条件」になるといえる。

潤滑油と顔料のメーカーであるチバ・スペシャルティ・ケミカルズ社のクレイグ・ベイカー（Craig Baker）氏は、分離できない中間体が除外されている点に触れ、「これは結構なことである－しかし、保管しない場合に限るとの条件付きである」と主張している。保管される場合には、REACH では登録が必要となるのである。

同氏は、事務処理、すなわち現行法に基づき安全性に関するデータシートを添付し、化学物質の安全性報告書を作成することは、業界にとってあまりにも大きな負担であり、また競争上の理由から機密扱いしてきた情報も公開しなければならないと、不満を表明した。

4. データ共有：化学物質協議への回答から明かになった政治的難題

企業が試験の重複を回避し、かつコンプライアンス・コストを削減できるように、データ共有という方法が将来の EU 化学物質制度では計画されているが、委員会のインターネット協議への回答では、重要問題の一つとなっている。

最も回答が多かったようである動物保護団体および動物愛好家は、データ共有を任意ではなく義務づけるよう求めている。米国の高生産量計画（High Production Volume Program）およびカナダの現行化学物質法に適合するよう作成されたデータも含んでおり、多くはデータ共有を拒否する企業に罰則の適用まで求めている。

業界は、データ共有提案にたとえ自主基準だとしても難色を示している。業界の大方の反応は、同措置により商業上の機密が損なわれ、企業はデリケートな情報が競合相手、特に同じ厳重な規制の対象とならない海外に流出することを余儀なくされると警告している。

多くの企業は、登録のために公表しなければならないデータさえも競合相手に渡る可能性があると指摘している。しかしながら、環境団体は、認可を要する化学物質を含んでいる場合、製品の安全情報をラベル表示すべきであると主張している。

動物保護に関心をもつ回答者の大半もまた、規制当局は動物を使わない代替試験法の結果を考慮すべきであると強調している。

<u>ビジネスの海外流出</u>

業界側の大半、特に川下ユーザーは、化学物質戦略により雇用が海外に移ると警告している。塗料やインキなどを製造する川下ユーザーは、EU 域外の企業と競争できなくなると指摘している。域内の企業と同じ厳しい要件を遵守しなくていいからである。

ある業界の回答には次のような感想がまとめてある。「我々が問題にしているのは、いかなる種類であれ輸入される製品および化学物質にも同じ手続きを適用し、世界中で「平等な競争条件」を保証しなければならないということである。そうでな

ければ、投資も雇用も当然のことながら規制の及ばない地域に移転してしまう。」

対 EU 輸出業者が域内の生産者と同じ要件を適用されないことに懸念を抱くのは産業界だけではない。その他にも、この点を問題にしている意見がいくつか寄せられている。例えば、自身を「学術または技術系研究所」の「個人」に分類している David Sommervell 氏は、次のような意見を述べている。「EU で生産された製品と同じように、EU への輸入製品にも同じ安全性基準の準拠を義務づけなければならない。」

同協議に意見を寄せた川下ユーザーは、主に従業員 100 名未満の中小企業であった。科学・技術部門の規模も小さく、多くの場合、REACH 遵守に対応できるスタッフは僅か 5～6 人である。大半は、REACH 制度が実施されれば、処理能力を超える仕事量になるという。

ある典型的な企業の例であるが、準備段階で個々の物質のデータ作成および、来年、EU が 25 ヵ国に拡大すれば必要と思われる 18 言語への翻訳が必要になった場合に生じる「書類の山」に対する懸念を高めている。

膨大な数の企業、特に川下ユーザーはポリマーおよび中間体の適用除外を求めている。その理由は概ね二つある。まず、海外企業との不公平な競争にさらされることと、かかる物質に関する安全性の問題がないことである。従って、不要かつ不釣り合いなコスト高を招くものであるという。

ある匿名のメーカーは次のように説明している。「中間体のサプライヤーにしてみれば、化合物は一般的に公有となることはなく、既存のデータ要件ですでに十分すぎるほどカバーされている。」

他の川下ユーザーの主な意見として、生産者が必要なデータをどうにも準備できないか、あるいは準備のコスト効率が悪いと判断するなどの理由で、ユーザーが必要とする化学物質が市場から消えるかもしれないことを懸念する声がある。

また、生産量の少ない化学物質はまったく収益を上げられなくなるという意見も寄せられた。

殺生物に関する指令の先例

ある匿名の製造業者は本提案と殺生物指令とを比較した。後者の場合、登録が行われるのではなく、有効な成分が市場から大量に消え、川下の製造業者が非常に困る結果となった。この製造業者は次のような意見を寄せた。「ようやく殺生物指令を切り抜けたが、この指令によって当社に課せられた問題やコストに関する経験から、この非常によく似ているが、はるかに規模の大きい、また範囲の広い規則が及ぼす影響を非常に危惧している。」

この製造業者は、欧州委員会に対して、長期の段階的導入期間を設け、既存の調合剤の組成変更または調整を可能にするよう求めている。「殺生物指令が導入されたときは、状況が違った。化学物質製造業者にすべての有効成分をサポートするだけの余裕がなかったのである。」

この製造業者は、さらに次のように述べている。「市販の「有効成分」が急減することになり、承認を得るために過大なコストがかかるので、新しい成分も製造されていない。」

「技術革新を刺激するどころか、規則によって技術革新が生れなくなってしまった」と、この製造業者は殺生物指令を非難した。さらに、「REACH プロセスが同じ結果を招くのではないかと強く懸念している」と付言した。

保険に関する懸念

Norcros Adhesives 社のナイジェル・アダムズ（Nigel Adams）氏は、計画にあるような注意義務要件が設けられるということは、「化学産業は保険をかけられなくなり、廃業せざるを得なくなるという意味である」と警告している。

また、「我々は訴訟社会に生きており、保険業者が化学品会社にはすでに多大な出費をしたとして保険を引き受けない」可能性を指摘している。

さらに、REACH 規則により技術革新が失速し、新しい成分および化学物質の市販までに時間がかかるようになると警告している。「手続きの遵守のために企業にかかる追加コストは、科学の発展を妨げることはあっても、奨励することはない。」規模は小さいが革新的な企業は「規制が厳しすぎれば、市場から撤退する。規則を遵守するための資

源がないからである[1]」と付言している。

5. 業界、欧州委員会の化学物質計画の「抜本的見直し」を要求

欧州委員会が計画している EU 全域にわたる化学物質規制法は、業界と協力して大幅に緩和すべきであり、また「懸念の強い」発癌性、変異原性または生殖害性物質（CMR）に重点を置くべきであると、欧州化学工業連盟（CEFIC）は意見を表明した。

CEFIC 関係者は、かかる「抜本的見直し」が行われない場合、結果的に、「最初から大混乱と失敗（さらに）大きな貿易問題」が生じることになると、REACH 規則案に関するステークホルダーとの協議が終了してから 4 日後に記者会見で述べた。

CEFIC のペロイ（A. Perroy）理事長は、ブラッセルでジャーナリストに化学業界の姿勢を説明した後、委員会がこの件に関して次に取るべき行動に 2 つの選択肢はない、と発言した。

同理事長は、「全体の見直し、つまり計画全体を根本的に書き直すということが絶対に必要である」と主張した。

そうなると、委員会が 2003 年秋に確実な法案を発表する予定が成り立たなくなることは確実である。委員会の某職員は、同案の採択は、変更の要求を受けて検討・対処した後の 2004 年 10 月になるだろうとの見通しを示した。「変更は確実であろう」と言う。

1,200 ページもの長い REACH 協議文書に業界は憤慨しているため、委員会がその日程を守れるかどうかは予測しがたいものがある。

化学業界だけではなく、自動車、繊維、皮革、塗料およびインキ、顔料、中間体およびポリマーなどのメーカーを含む川下ユーザーも、程度の差はあれ懸念を表明している。

また、米国もまたこの論争に踏み入れてきた。米政府は、同制度の実施には「非常にコストがかかり、負担も重く、複雑きわまりない」、したがって「技術革新に悪影響が及び、国際貿易が混乱する可能性がある」と批判する主旨の協議への回答を寄せた。米国は年間 170 億ユーロ相当の化学物質を EU に輸出している。

また、欧州産業経営者連盟（UNICE）も声明を発表し、次のように述べている。「化学物質の一括法案は欧州産業界全般にマイナスの影響を及ぼし、さらに主張されているような健康面および環境面の便益については…明確なものではない」と、UNICE の Jürgen Strube 会長は述べている。

UNICE も CEFIC もそれぞれ、REACH の一般的目的を「支持する」ことや、化学物質に関する調和制度を「望んでいる」ことを伝えるのに苦心している。さらに、UNICE は、EU 競争閣僚理事会が REACH 規則の策定にあたり「中心的役割を果たすこと」を「期待する」としている。

しかし、環境保護団体は、産業界に対して「過去の不正な解決策を求めるのはやめる」べきであること、そして REACH 実施という「挑戦を受けて立つ」べきであると主張している。特に、企業は最も有害な化学物質をより安全な代替物質に変えていくべきであるとの声明が、欧州環境ビューロー（EEB）、Friends of the Earth、グリーンピース、世界自然保護基金（WWF）の署名のもとに発表されている。これらの環境団体は、ステークホルダーとの 8 週間にわたる期間において、多くの共同見解を表明してきた。

一部の加盟国も、この「代替原則」をもっと重視するよう求める回答を寄せている。

利用可能なデータを使い、その後「格差を埋める」こと。CEFIC の Eggert Voscherau 会長は、ブラッセルで行われた状況説明で、今後の方法として唯一「実行可能」なのは、委員会が業界の専門家と協議し、そのアプローチを「根本的に」考え直すことであると述べた。その根拠として、産業界の利用可能なデータ、主として化学物質への曝露および化学物質の用途の種類を使うべきである。その後、双方は「格差を埋める」ために何をすべきかについて合意できると思われる。

[1] より詳細な情報は、以下の協議に関するサイトを参照のこと。
http://europa.eu.int/comm/environment/chemicals/whitepaper.htm

Perroy 理事長によると、同化学産業ロビー団体が「一行一行」精密に調査した結果は 300 ページに及び、以下に示す 5 項目の変更要求に集約される。

- 同制度は「最も懸念の強い」化学物質だけを対象とすべきである。CEFIC による協議文書への回答のサマリーでは、認可要件はカテゴリー1 と 2 に属する CMR に限定すべきであると述べている。ポリマーと中間体は、REACH の適用除外とすべきである。そうでなければ、CEFIC の「最優先事項」――時宜を得た実施――は実践されないであろう。同理事長は、提案されている制度は現行制度と「同じ方向に」進んでいるだけではなく、その欠点を「助長させる」ものであると主張している。「現行法は 130 種類の既存物質しか対象にしていないのに、提案されている新制度は 3 万種類あるいはその倍の数に及ぶものと思われる」と警告している。

- 企業がユーザーに提供し、化学物質に変更が生じれば更新しなければならないことになっている化学物質の安全性報告書の作成には、重い負担、すなわち 1 物質につき千～4 万ユーローがかかるが、期待されるほどの利点があるわけではない、と同会長は述べている。また、かかる報告書には安全性に関するデータシートの添付が現在のところ義務づけられているので、「二重の」事務手続きが生じることになると、CEFIC の協議文書への回答で述べられている。「この提案はまったく実行不可能であり、重複を助長するものである…中小企業はとうていやっていけない。」化学品メーカー側は、試験・事務処理にかかるコストの 80%が 20%の企業、しかも「ほとんどが中小企業」の負担になることを示す報告があると繰り返し主張している。

- 同制度を効果的に管理するには、中央機関の「責任を重くすべき」である。そして、その意思決定に責任をもたせるのである。「こうすることにより、同法の実施および解釈の一貫性が確保される。逆に、加盟国に権限が委譲されると、域内市場の歪みや競争上の不利が生じることになる」と、CEFIC がまとめた協議文書への回答のエグゼクティブ・サマリーで述べられている。

- リスクが低く、量も少ない化学物質に対しては迅速な登録手続きを整備すべきである。これは電気産業にとって「成功のカギ」であると、同理事長は主張する。

- 同制度は「比例原則」に基づく制度でなければならなかった。現在の提案では、委員会が期待するような便益は生まれず、また、かかる便益も産業界の負担に見合うものではないと思われる。CEFIC はさらに、委員会に対してどのようにして今後 30 年間に健康面および環境面で主張されているような 540 億ユーロの便益を生むことができるのかを示す証拠の提出を求めている。また、「唯一」根拠となる文書がある職業上の健康に関する結果については「疑わしい」とまで言っている。

欧州職人中小企業連盟（UEAPME）も CEFIC とまったく同様に、安全性報告書を危惧している。UEAPME は、REACH 協議の最終日に声明を発表し、「データに関する情報の流れおよび共有に係わる諸問題は…多くの中小企業の破産を招く可能性があるという懸念」を明らかにした。この中小企業のロビー団体は、「データ共有および製造業者とユーザー間のコスト分担を定める明確な枠組み」を求めている。

インターネット上でのステークホルダーとの協議には、提出期限の 7 月 10 日までに 7 千件を超える回答が寄せられた。担当者は、夏中、これらの回答の検討・評価に追われる。全回答のうち約千件は一定の書式に沿った回答で、残りは個別に提出された文書であった。

企業、団体および NGO だけではなく、法律事務所や政府機関からも見解や要望が寄せられた。一部の加盟国政府からも回答があったが、ほとんどは EU 閣僚理事会における今後の対応に向けて意見を留保している。

全体として、特に懸念されているのは、同制度がコスト面に及ぼす影響による企業の EU 離れが「余儀なくされる」可能性があることや、また輸入業者にも同規定を全面的に遵守させるべきであるなどの意見であった。

委員会の予測によると、REACH、主として試験にかかる直接費は 60 億～70 億ユーロである。委員

会の某職員が語ったところによると、川下ユーザーのコストに関する調査は「現在進行中」ということであったが、Perroy 理事長は、4 月の委員会の調査に触れ、間接費は 140 億～260 億ユーロかかるという。

しかし、これによると、2020 年までに 320 億ユーロと予測される全費用は、健康面および環境面の便益と比較して慎重に判断されねばならないことを、ヴァルストレム環境委員や環境保護論者らは指摘したいとしている。

6. 将来の化学物質制度をめぐる不確実性が川下ユーザーに及ぼす影響

将来の EU 化学物質制度の影響を受ける化学物質は何か、その結果生産者が市場から撤退させる可能性のある化学物質は何かが分からないため、エレクトロニクス産業などの川下ユーザーにとって大きな不確実性が生じている。

エレクトロニクス･メーカーが危惧しているのは、化学業界が登録料の支払および一部の物質に関する EU 要件適合に必要な追加試験の財源など費用負担が重すぎるとして、あっさり製造中止の道を選ぶのではないかということである。問題は、影響を受ける可能性の高い化学物質が何であるかを知り、エレクトロニクス企業あるいは他の川下ユーザーが代替物質の可能性を検討できるかどうかである。

川下ユーザーの懸念は、委員会が 5 月 7 日に開始した 8 週間に及ぶインターネット上の協議に寄せられた回答にも反映されている。委員会は、6 月 17 日、協議期間の中頃までに寄せられた回答――多くはドイツからの回答――を環境総局の総合サイト上で公開した。

提案されている化学物質の登録・評価・認可（REACH）制度の下では、ほとんどの化学物質が登録の対象となり、メーカーは安全性を証明するリスク評価を作成しなければならない。その後、さらに評価を必要とする化学物質もあり、少量ながら認可を受けなければ EU 市場に上市できないものもある。

登録料は､1 件当たり 5 千～6 千ユーロとなるが、それに加えて、製造業者には 1 物質あたり推定 8 万ユーロのテスト費用が課せられることになるであろう。緩やかなテスト要件が適用される場合でも、当該コストは 1 件当たり約 1 万 5 千ユーロかかると思われる。

某ポリウレタン生産者は、ポリウレタン用のポリマーを含めると「我々の業界にとって途方もない負担になる」と警告している。さらに、「便益はあまりないようである。一般的にポリマーは、その性質上、人や環境に有害な影響を及ぼさないからである」と意見を述べている。

また、ポリウレタン・ポリマーに追加される登録要件は「安全性の著しい改善に繋がるものではない」が、コストの方は「当社のような中小企業にとって著しい負担となる」と述べている。

現在のところポリウレタン・エラストマーが登録対象から除外されるどうかはっきりしていないが、「『化学物質安全性報告書』の作成だけでも、当社のような中小企業には膨大な負担となる」と述べている。さらに危惧していることは、この制度により同社が購入する特殊プレポリマーおよび化学物質の価格が高騰することである。

また、芸術家用の絵具を製造する中小企業が寄せた別の意見には、協議文書に概説された同制度への適合に係わる実務上の問題点が述べられていた。同社には技術スタッフとして科学者 2 名と助手 1 名の 3 名しかおらず、製品開発と品質管理双方を担当している。同社は約 400 種類の化学物質を使用して 1,300 種類の絵具を製造し、さらにこれらを各種容器に入れると最終製品は約 5,000 種類にも及ぶ。

同社が取引する特殊顔料サプライヤーは、一般的に規模があまり大きくなく生産量も少ないものの、この将来の制度への適合を求められる 1 トンという下限を軽く超えている。また、同社は、サプライヤーが提供するデータを基に全種類の絵具に対するリスク評価書類を作成する場合、同社が現在新製品の安全性データシート作成に要する平均時間を基準にすると、1 色につき約 1 日かかるという。すなわち、全種類について必要な文書を作成するのに約1,300日つまり6.5人年かかるという。

さらに、顔料など 1 化学物質が入手できなくなると、他のものと代替するのに約 6 週間の開発期間を要すると指摘している。同社は、サプライヤーがリスク評価のコストを負担したくない、リスク評価ができない、あるいは他の理由から、化学物質の 15%は入手できなくなると仮定している。「当社の場合、他のものとの代替を完了するのに 60 種類×6 週間、すなわち 1,800 日つまり約 9 人年かかることになる。」

同回答に記述のあったもう一つの要素は、他の市場向け製品への影響である。同社は成分を変更すると、米国当局に製品の再登録が必要となり、1 製品当たり 100 ドル（83.49 ユーロ）かかる。そうなると、同社の市場シェアが小さいことから米国での販売を中止せざるを得なくなるということである。

総括として、同社は、提案されている REACH 制度により「約 7 年間、その研究開発能力の 100%を費やさなければならなくなる」とし、中小企業の場合、市場からの撤退を余儀なくされることすらあり得ると予想する。「そうなると、REACH プロセスの結果、市場における整理統合が進み、最終消費者から見ると競争や製品の幅がなくなり、価格もあがってしまう。」

自身を「労働者」に分類し個人として意見を出した David Gunton 氏は、似たような警告を産業界に対して発している。「EU 化学業界の競争力が一段と失われる。技術革新が制約される。不必要な動物実験が必要となる。人々に曝露する化学物質は大きくは変化しない。EU 域外で製造され、完成品として EU に輸入されるだけの話である。」

ポリマーメーカーの Industrial Copolymers 社を代表して L.J. Daniels 博士は、モノマー含有量が 2%以上ある 1 万ドルトン分子量未満のポリマーを含めるという「欠陥がある」と述べ、同案の科学技術的健全性に疑問を投げかけている。また、ラベル表示、健康と安全性に関するデータシートおよび取扱説明書などに関しては、業界はすでに十分に規制されていると述べている。

「さらに、実質的には、これらの製品はすべて専門の応用系企業（applicator）に使用されている」と指摘し、「一般使用向けではない」などの新たなラベル表示分類を導入した方が、REACH による登録より「適切である」と主張し、「後者の場合、登録したからといって自動的に誤用または濫用を防止できるわけではないが、当社の案の方には成功の可能性がある」と付言している。

仏環境派で欧州議会議員（MEP）の Yves Piétrasanta 氏は、本人も化学系エンジニア兼研究者であるが、いくつかの植物油および他の天然植物エキスを同制度から適用除外にする計画について意見を寄せている。また、適用対象リストに含まれるエキスや、含まれないエキスがあることに不満を表明している。例えば、ひまわり油は含まれるが、ごま油は含まれない。天然植物エキスはすべて除外した方が単純で良いと述べている。

7. 閣僚理事会、環境責任に関する合意の詳細を発表

6 月に、環境被害を防止・修復するための欧州調和計画に関する合意が議論の末にまとまり、その詳細がようやく理事会により発表された。当事者間で「共通」の立場を確認するための会談がもたれることになるが、理事会はこれに先立ち合意内容を明らかにした。

6 月 20 日付けで新たに発表された文書は、議長国から各国代表に宛てたもので、組織間でやりとりされるファイル（interinstitutional file）である。これは、6 月 13 日にルクセンブルグで開催された環境閣僚理事会の結果を書面で確認したものであるが、この時の成果は 6 月 18 日まで最終的な合意いわゆる政治的合意には至らなかった。

同環境閣僚理事会の閉会時には、一部の加盟国は、主として付属書の定義および文言に関するものであったが、閣僚合意の詳細を受入れられないとの立場を取っていた。しかしながら、数日後に合意をまとめるために開催された加盟国外交官による理事会の常駐代表委員会（COREPER: the Council's Committee of permanent representatives）の会合では、ドイツもフランスも一段と歩み寄りの姿勢を見せたと、理事会のスポークスマンは明らかにした。

その時の報告によると、この指令により環境被害の浄化責任が生じる業界に保険を義務づけるのか、

あるいは他の金融的保証を義務づけるのかは未決定であるという。

今回明らかにされた文書では、委員会が同法の実施から 5 年後に、実施状況および「妥当な額の金融的保証の利用可能性」に関する進捗報告書の作成を求められることが確認されている。「委員会は、その報告書を考慮して、金融的保証の義務化を求める提案を行なう場合がある」と、合意内容にはある。

加盟国は同指令実施まで 3 年の準備期間があるので、拘束力を有する保険要件も 8 年先送りになる点は、環境保護派が指摘するところである。

委員会の本来の提案では、操業許可の条件を満たし、最先端技術を使用する企業は、損害に対する責任を免除されるというものであった。その後、このような例外は、加盟国間の早期妥結を図ろうとする議長国ギリシャによって、裁判官が責任を確定する際の「軽減要因」にトーンダウンされてしまった。これは、議会が第一読会で支持した概念である。

政治的合意では、「軽減要因」という用語は削除されたが、概念は維持されている。従って、企業が該当規則および規制に適合し最新の製法や設備を備えていれば、「加盟国」は当該企業の事業主に対して改善措置コストの負担を免除できることになる…但し、当該事業体は自らに責任すなわち過失がないことを実証しなければならない。

また、同指令に基づき保護される生物多様性は、EU 鳥類および生息地指令の対象となる生物多様性も含むものとし、さらに加盟国がそれぞれ国内法で保護対象として含めることにしたその他の生物多様性も含むことが確認されている。同条項は前回の環境閣僚理事会で争点となった。加盟国は上記の定義については合意に至ったが、「生物多様性が何を意味するのか」については合意できなかったと、その際、スポークスマンは語った。

同政治的合意文書には、種および生息地への被害は「基準となる状態」と比較して評価されることが確認されている。これは、被害があった時点において、利用可能な最良の情報に基づいて推定され、環境破壊がなかった場合に存在したであろう「資源および天然資源によるサービスの状態」と明記されている。

また、同指令の適用範囲から海洋汚染を免除する条項を明確にするための文言も挿入されている。6 月 13 日の閣僚理事会でオーストリアとアイルランドが同法の適用範囲から除外することは容認しがたいとしたのにも拘らず、原子力による危険あるいは環境破壊を免除する文言は修正されていない。

しかしながら、委員会は責任条項の施行から 7 年後に理事会および議会への報告を求められている。「適切とされる場合には」、同報告に、遺伝子組換え生物（GMO）による海洋汚染に関する条項および「同指令の適用と保護種および保護自然生息地との関係」の見直しが含まれていなければならない。

また、6 月 20 日付の文書には、同指令に基づき対象となる活動を規定する付属書IIIの中で、農業従事者への適用除外が確認されている。これにより、都市の下水処理施設からでるスラッジすなわち「承認基準に合わせて処理された」スラッジを農業目的に散布することができる。

複数の企業に浄化責任があるとみなされる場合、同文書には、同指令の規定が各国の規則、「特に製品の生産者とユーザーとの責任分担に関する」規則を侵害するものであってはならないと、確認されている。6 月 13 日の閣僚理事会以前に、一部の国は、製品を使用する企業ではなくメーカーに責任を課す明確な文言が必要であると主張していた。

議会スポークスマンの推測によれば、加盟国が 2003 年 7 月に共通の立場を採択すれば、議会の法務委員会は、夏休み明けの最初の会合となる 2003 年 9 月 10 日には同案件を予定に組むことが「可能である」という。手続きに関する EU 規則によれば、議会はその後、第二読会における決定まで 3 ヶ月有す。

しかしながら、同スポークスマンによると、法務委員会のメンバーが 8 月初めに会合をもったときには同案件に触れていないという。

また、「議会は、非公式な合意が議会と理事会との

間で成立すれば、クリスマス前に第二読会を終了する可能性がある。やはり、これも共通の立場がどうなるかによる。第一読会後の議会の修正に近いものであるかどうかに左右される」と述べている。

5 月 14 日、議会は採決により、環境責任法の施行後 3～6 年間、拘束力を有する保険あるいは金融的保証を求める要件を、次第に明らかになりつつある責任体制に盛り込むことを支持した。しかしながら、この採決と他の主要な修正に関する採決の結果は極めて僅差で、長期化する交渉においても、議会がどのようにしてフランスや英国など有力な加盟国による陣営を説得し、強制力を有する要件への支持を取り付けることができるのか、予測しがたいものがある。

環境保護団体はこのような遅れを嘆いてはいるが、中小企業のロビー団体である UEAPME は、強制力を有する責任に関する決定の先延ばしを求める「自分達（UEAPME）の」提案を加盟国が取り入れたことに喜んでいる。つまり、これは、加盟国による調和責任規定の実施状況における加盟国の成功あるいは失敗を考慮し、また手頃な金融的保証を利用できるという条件で行なうべきことである。

8. 閣僚理事会、議長国イタリア、進歩的なアプローチを採用

7 月 1 日に議長国となったイタリアは、環境部門に関する多数の新しい規則や禁止措置を求める提案は行なわない。その代わり、自主協定や積極的な行動を重視する意向である。これは、同国が議長国の任期を務める 2003 年後半におけるイタリアの環境計画方針であるが、一部の国からは、意欲も決意も「控え目な」ものとしと退けられるのは確かである。

特に、同国が熱心に取組もうとしているのは、経済発展戦略への環境の統合、「持続可能性」指標の採択および気候変動に関する京都議定書の実施状況のモニタリングである。また、これについては、12 月 1 日～12 日までミラノで開催される第 9 回気候変動条約締約国会議の会合が見せ場となる。

同国は、ヨハネスブルグで 2002 年 8 月 26 日～9 月 4 日に開催された持続可能な開発に関する世界サミットにおいて、開発戦略への環境側面の統合の必要性に対する認識について明確な指針が特定されたと指摘し、さらに経済成長と環境保護を結び付ける上で、民間部門および経済界が果たすべき役割の重要性を強調している。同国は、EU および委員会は同サミットの公約を行動に移す責任があり、従って環境に関する新たな政治的措置を開始する責任があると主張している。また、この新しいアプローチは、「環境官僚が推進する禁止という名のイデオロギー」ではなく、「積極的な行動」および行政と企業間の自主協定の締結に立脚したものでなければならないと考えている。従って、その行動も同政府の超リベラルな思想を色濃く反映したものになるであろう。

実際に、12 月の欧州理事会までに持続可能な開発指標を確実に採択するという目標を自らに課し、新しい生産と消費モデルを推進し、かつ経済成長の質を評価するのに使用しようとしている。かかる指標は、様々な部門の政策における環境配慮の真の統合度、天然資源やエネルギーの多少なりとも有効な利用および技術革新と経済成長の関係などを評価する上では欠かせない。

また、提出された計画には以下に示す任期中の一連の行事が発表されており、いずれも重要事項をテーマとしている。

- 7 月 7 日および 8 日、トリエステにて、拡大欧州における環境と経済の統合に関するワークショップ。
- 7 月 18 日、モンテカティーニ（Montecatini）にて、（EU+加盟候補国による）環境・エネルギー閣僚合同非公式会議――討議の焦点は、GHG 排出削減に関する京都議定書に定めた目標を達成するとともに、拡大 EU におけるエネルギー需要を満たし、かつエネルギー安定供給を保証するための戦略と政策。2 番目の議題は、より具体的に、共同体の気候変動計画に的を絞り、EU エネルギー・環境政策に関する統合的持続可能性指標の定義を目的とする。
- 9 月 25 日および 26 日、ローマにて、持続可能性指標に関する欧州ワークショップを開催――12 月の欧州理事会に同案件を上程す

るための関係書類を準備する。

- 国際レベルでは、10 月 12 日および 13 日、レッチェ（Lecce）にて、アジア欧州会合（ASEM）第 2 回環境大臣会合、ならびに 11 月 10 日～14 日、カターニア（Catania）にて、地中海保護に関するバルセロナ条約締約国会議――後者の会議ではまた、地中海地域における再生エネルギーに関するタイプ II イニシアティブを見直し、新たな弾みを付けるものと思われる。
- 12 月 1 日～12 日、ミラノにて、気候変動枠組み条約第 9 回締約国会議（COP 9）――同国は、気候変動対策は同分野における新技術の開発および国際協力にとって特別な機会を提供するというメッセージを伝えたいとしている。また同政府は、この会議に向けた準備のために、国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）、国連環境計画（UNEP）および国際エネルギー機関（IEA）と共同で議論を展開していく。これには大手エネルギー会社も招かれて参加する。

最後に、同国はさらに、10 月および 12 月の環境閣僚会議の議論の過程で、合意とはいわないまでも、少なくとも新化学物質戦略、包括的製品政策（IPP）および京都議定書に基づく国際協力、特に柔軟なメカニズムの実施（JI および CDM）における国際協力などの「緊急の案件」について実質的な進展を図りたいと示唆している。

9. EU／米国：エネルギースター局、手続き規則を整備

委員会は、5 月 15 日、エネルギースター局の手続き規則を採択した。これは、エレクトロニクス事務機器のラベル表示に関する米国との協力プログラムの名称であり、大西洋の両岸で同じラベルを用い、厳格なエネルギー効率基準を満たす当該機器の認証プログラムである。同局は、EU におけるエネルギースタープログラムの適用をモニタリングおよび委員会の監督機関としての立場で支援ならびに助言する責務を負っている。米国では、EPA がこの役割を担っている。同局は、純粋に、コンサルタント的役割を担い、EU 加盟国、メーカー、小売業者、輸入業者、環境 NGO および消費者の代表により構成される。

10. 欧州委員会、EMAS 実施ガイドラインを発表

委員会は、7 月 10 日、EU 環境管理・監査スキーム（EMAS）への諸団体の自主参加に関する規則の実施ガイドラインを採択した。同ガイドラインは勧告という形で発表され、主として環境ベンチマークの定義、選択および使用に関する内容である。

規則 761/2001 により、生産会社以外の団体は EMAS に自主参加することが認められ、また同規則では、委員会は、環境ベンチマークの選択および使用に関するガイドラインの整備に向け、十分余裕を持って行動しなければならないと定めている。かかる指標（ベンチマーク）の使用は、諸団体による同制度への参加および環境監査人を支援するためのものであり、信頼性が高く一貫性のある基準の使用が保証される。また、どの報告書でも専門用語／生データの多くが共通の基準に変えて表現されるので、環境報告書が読みやすくなるはずである。

委員会は、環境情報の管理および公表は時宜を得たものであることを要求され費用もかかることに同意を示し、ガイドラインを効果的かつ資金的に実施可能なものとするためには各種団体のニーズや優先事項に合わせて調整を必要としたことに言及している。しかしながら、委員会は本来、ある団体がどのように環境に悪影響を与えているのかという報告を取り上げなければならない。すなわち経営スタイルが問題なのか、製造工程なのか、配送システムなのか、あるいは製品そのものなのかということである。この場合、委員会は、以下に示す通り、環境ベンチマーク制度の根拠となる確立された原則を忠実に遵守する。

- 比較可能性：比較を可能にし、環境パフォーマンスの変化を示す指標でなければならない。
- バランス：問題のある悪い発想と期待できる良い発想とのバランス。
- 継続性：ベンチマークは、同じ基準に基づき、比較可能な時間の区分や単位を示すものでなければならない。
- タイムリー性：必要に応じタイミングよく介入できるように、ベンチマークは定期的に更

新されなければならない。

・ 明確性：ベンチマークは明確かつ理解しやすいものでなければならない。

以下に示すとおり、諸団体は 3 つの環境ベンチマークを利用でき、これによりそれぞれの環境パフォーマンスを評価できる。

・ 運用パフォーマンス指標（OPI）：主として、団体の業務、特にその活動、製品およびサービスに関する問題を対象とする指標である。また、排出、製品や材料のリサイクル、保有車両の燃料消費やエネルギー使用などの分野を対象とする場合もある。

・ 管理パフォーマンス指標（MPI）：ある団体の経営陣がどのように環境意識計画を実施および管理してきたかという報告に関する指標である。対象となる項目は、目的や目標、研修、インセンティブ、監査や立ち入り検査の頻度、経営陣および地方自治体との関係などである。

・ 環境状況指標（ECI）：当該団体が、現在／将来において、職場のみならず周囲や外部の世界の環境影響に関する情報を提供する指標である湖や河川の水質に及ぼす影響、地域の大気質、GHG 濃度あるいは土壌中の特定汚染物質の濃度が特に興味深い項目である。

諸団体はまた、環境政策目標に関連する公共環境ベンチマークも使用し、各団体独自のベンチマークおよび目的を定める場合の優先順位を明確にしなければならない。これは、当該団体が生態系劣化の主な発生源である空港や飛行機の騒音、水道局と下水や廃水の処理など、いずれかに相当する場合には特に重大である。

この勧告の付属書には、ベンチマークの詳細や具体例および測定単位などの助言が、市場園芸、クリーニングサービス、ケータリングという専門職部門別、建物、機械、輸送車両などの設備・機器の種類別、ならびに大気、水、土壌中への排出、投棄などの環境への影響別に記述されている。

11. EU、標準化および環境問題という難題への取組み

欧州委員会が 7 月 14 日作業文書を公表し、標準化および環境という議論の余地のある問題が表面化した。9 月 5 日まで、ステークホルダーは同文書に関する意見を表明できる。

委員会の環境総局および企業総局による共同の取組みとして、この協議には、当局が「環境側面の標準化への統合」と題する作業文書と同じテーマの通達を作成する前に、さまざまな見解を求める狙いがある[2]。

協議はインターネット上で実施され、ステークホルダーはオンライン書式に意見の記入を求められている。

環境保護派は、環境保護団体が規格の策定作業にほとんど参加していないとして、以前から規制の支援に標準化を使用することについて不満を表明してきた。つまり、業界主導の作業であり、ほとんど水面下で進められていると見ている。また、欧州の標準化機関である欧州標準化委員会（CEN）、ヨーロッパ電気標準化委員会（CENELEC）、欧州電気通信規格研究所（ETSI: European Telecommunications Standards Institute）については、業界が資金提供する民間組織であると指摘している。

CEN は 1999 年、環境保護派の懸念に部分的に応えようと、同組織の技術委員会の規格策定作業への環境配慮の統合を支援するために、環境支援デスクおよび環境戦略諮問会議（SABE: Strategic Advisory Body on Environment）を設立した。また、その後、標準化草案者が同作業に環境配慮を統合する際の参考となるように 2 つのガイドラインを刊行している。

欧州環境ビューロー（EEB）は、標準化プロセスは環境へのリップサービスにすぎないと批判して 2000 年に SABE を脱退したが、最近、また、環境団体側をこのプロセスに復帰させることになった。CEN は 7 月、委員会が資金提供している組織 ECOS

[2] 同協議に関する情報は以下のサイトを参照のこと。
http://europa.eu.int/comm/environment/standardisation/index_en.htm

（European Environmental Citizens Organisation for Standardisation）を準会員として認めた。これは環境保護派に標準化問題に関する発言権を与えるために設立された組織である。

それに加え、委員会が作業文書の中で行動を約束した 3 つの公約の 1 つは、「標準化における環境思考の推進に寄与すること、また、欧州標準化レベルでの市民社会による環境利害団体の代表を支援していくこと」である。

残りの 2 つは、標準化要請書を発して環境側面の統合を奨励すること、また、「適切とされる場合には、環境分野においても、特に規格に対応した欧州法的枠組みを目指すこと」である。

同作業文書は、委員会が製品のエネルギー使用に関する指令を現在策定中であることから、時宜を得たものであった。同指令は、いわゆる「ニューアプローチ」が採用し、これにより、指令では、安全性・パフォーマンス要件を幅広く規定し、規格によって要件蛾達成されることになる。

規格の適用は自主的なもので、企業には別の方法でニューアプローチ指令を遵守する自由がある。しかし、規格にはいわゆる「適合の推定」が適用され、ある企業が規格を適用すれば、その企業は関連要件を満たしていると見なされる。

包装材および包装材廃棄物指令ではすでにこのニューアプローチと、CEN が企業を支援するために策定した規格を使用しているが、環境保護派からは強く批判されている。

質問番号 21（編者注：オンライン書式で意見の記入を求めている質問事項の 1 つ）によると、委員会内部の現在の考え方に言及し、ニューアプローチによる法律を環境規制の推進方法と見なす向きがあると指摘している。同質問では、「他の政策分野と同様に、欧州規格を用いて環境法への遵守を示すことは可能かもしれない。その場合、標準化起草者は、環境的側面を強力に盛り込んだ規格を作成しようとするであろうか。」

作業文書は、標準化が環境に及ぼすプラスの効果に主眼を置いている。同文書には、「規格は、製品の製造方法、使用方法、保守方法および製品寿命時の処理方法に影響を及ぼす可能性がある」とある。

委員会にとって、環境配慮は欧州レベルだけではなく国家レベルでも、標準化プロセスに統合される必要がある。作業文書では、加盟国に対し、環境ステークホルダーが国内規格機関へ参加することを支援するよう呼びかけている。

また、CEN、CENELEC および ETSI は、環境問題に対処する場合の優先順位をどのように決めているかという情報も提供しなければならないという。かかる 3 機関は、標準化プロセスへの環境統合ツールを体系的に適用しかつ発展させていることを示さなければならない。

また、すべてのステークホルダー、特に企業および業界は、「製品プロセスおよびサービスについて、ライフサイクルのあらゆる段階の規格作成における環境思考の促進に真剣に取組む」必要があるとしている。

12. 欧州委員会、IPP を縮小し、税制措置を削除

製品開発に対する「揺りかごから墓場まで」的アプローチを推進し無節操な消費パターンを削減する取組みの一環として、委員会は、6 月 18 日、待望の包括的製品政策（IPP）に関する通達を提案した[3]。

しかしながら、税制度、デポジット制度およびその他に委員会が IPP を持続可能な開発の柱とするために当初検討していた思い切った手段が削除されている。その代わり、委員会は、一連のパイロット・プロジェクトや他の自主協定に関しては業界と協力していくとしている。

ヴァルストレム委員は、これまでの 4 年間は、2001 年のグリーン・ペーパー（編者注：environment Update Vol.2 No.6 に和訳（仮訳）を掲載）に示した原案の様々な内容に対する業界団体の抵抗が激しく、「平坦な道」ではなかったことを認めながらも、IPP 計画は依然として重要なツールであると

[3] 欧州委員会の包括的製品政策に関する情報は、以下のサイトで入手可能。
http://europa.eu.int/comm/environment/ipp/home.htm

述べ、貿易関連問題に関する懸念により、原案の内容が縮小されることになったことも認めている。

また、「このアプローチは革命的すぎると見る向きもあったが、多くの点において画期的であった。そのために、私達は計画の一部を縮小せざるを得なかった。実際に、これまでの道のりは平坦ではなかった。しかし、私は、依然として、多くの製品が環境影響を削減するのに極めて有効と思われるアプローチを提案できたと確信している」と述べた。

同委員によると、この IPP 通達は、将来の法律の先駆けとしての役割を果たすとされるものであるが、製品生産の指針となる現行ツールの一貫性を改善すると同時に、環境改善の可能性が最も高い製品に重点を置いたものであるという。

これは、環境、消費者重視および立法手段を組み合わせた IPP「ツールボックス」を使用することによって達成されるものであるという。委員会は、かかる手段を使用した場合には以下に示すような結果が得られるという：

- 必要な経済的法的枠組みを構築。しかも、環境税、自主協定およびより環境に優しい規格を使用
- ライフサイクルアセスメント（LCA）などの方法を使用して、製品設計について考えられる規則を検討し、かかる要件を全体的な環境管理制度に統合することにより、ライフサイクル思考を推進
- より環境に優しい製品の選択に必要な情報を消費者に提供。同様に、より環境に配慮した公共調達慣行、企業による環境配慮購買およびエコラベルなどの現行 EU ラベル表示イニシアティブの漸進的拡大を奨励

委員会は、最も環境に被害を与える製品の特定方法を開発する作業を進め、この作業が完了した後、製品による環境影響を削減するために企業が追求すべき対策の概要を示す。

またその間、「ステークホルダー」と協議して、どのパイロット製品を進めるか決定するという。

その他委員会が将来取組む活動を以下に示す。

- 2005 年に、LCA に関する最良実施例についての実務ハンドブック、また生産者に対する製品設計義務の必要性に関する協議文書を発行する。
- 2006 年までに、政府調達プログラムの環境規格を制定するための行動計画を策定する。
- 2007 年までに、環境改善の可能性が最も高い最初の製品群を特定する。その後、当該製品群の環境影響を最小限にする措置を採択する。

EU の主要環境保護団体は、委員会の提案は余りにも弱腰であり、その効果が疑わしいとして公然と批判している。

EEB の職員（Mrs. Melissa Shin）は、「私達には、IPP 枠組み指令という形を取る一般的な製品設計義務が必要である。委員会は、あらゆる製品について継続的な環境改善を促進するための枠組み条件を設定することを公約しているが、実際にはこれを達成するようなイニシアティブは何も提案していない」と述べている。

13. 欧州委員会、廃棄物輸送に関する管理手続きの簡素化を提案

委員会は、10 年経過した廃棄物輸送規則の改定を提案した[4]。同規則は、実際に EU 域内移動、EU への持ち込み、EU からの持ち出しに関する廃棄物輸送環境基準を設定し、自動車、車両、船舶および飛行機などあらゆる手段による、あらゆる種類の廃棄物の輸送を対象としている。

同提案は、現行の管理手続きを強化し、また環境および廃棄物輸送会社双方の利益になるように、同手続きを簡素化および明確化するものである。また、国際レベルで有害廃棄物輸送を規制する国連バーゼル条約を全面的に実施しており、廃棄物輸送の国際統一を進める方向へと一歩踏み出した内容となっている。さらに、廃棄物に関する手続きを簡素化し、リストも 3 種類から 2 種類に減らしている。

[4] 同提案は以下に示す欧州委員会のサイトを参照すること。
http://www.europa.eu.int/comm/environment/waste/shipments/index.htm

ヴァルストレム環境担当委員は、「管理手続きの強化と簡素化により手続きの遵守が容易になり、その結果、環境保護のレベルが向上する」と述べている。「将来、有害廃棄物の輸送には、すべて輸出国および輸入国から明示的な書面による同意書を得なければならなくなる。これにより、野放図な廃棄物輸送によるリスクが減り、本規則が環境にもたらす便益は強化される。また、この提案により、私達は廃棄物輸送分野での国際統一に向けて前進できる」と付言している。

委員会提案には、現行規則の適用および実施について明確化された点がある。同案は、現行規則の基本的ロジックを変更するものではない、すなわち、廃棄物輸送は特定の手続きに従わねばならない。その手続きは、廃棄物の種類すなわち有害廃棄物であるかどうか、また、仕向け先において廃棄物に適用される処理の種類すなわち回収か処分かによって異なる。

同案において計画されている主たる手続きは、最終的に処分される廃棄物および最終的に回収されるアスベストなどの有害廃棄物および灰その他の金属含有残留物などの準有害廃棄物輸送のすべてについて、書面による事前通知と同意を義務づけるものである。現行規則では、かかる輸送に関する手続きは 2 種類ある。1 つは、黙諾による手続きであり、もう 1 つは書面による同意を要する手続できある。同提案では、黙諾による手続きを廃止し、書面の同意を要する手続きが主要な手続きとなる。このような簡素化により、バーゼル条約が要求するように、有害廃棄物の適正な管理が確保され、有害廃棄物の無節操な輸送が最小限に抑えられる。

同案に基づく第 2 の手続きは、最終的に回収される有害性のないガラスや紙などの廃棄物輸送に適用される。

同手続きの要件は輸送に添付する特定情報の取得だけである。かかる輸送については、通知も同意書も必要としない。

また、新たな手続き上のセーフガードをいくつか規定しており、通知する者の権利を保護するとともに、管轄当局に特定の各種期限を守らせようとしている。さらに、輸送は「最後まで」、すなわち最終的な再生と処分の完了まで管理されなければならないことを明確にしている。これにより、廃棄物が中間施設で未処理の状態で監督されないまま放置されることはなくなる。従って、最終的な再生および処分などの最終処理を証明しなければ輸送完了と見なすことができない。

14. 冷蔵庫ラベル表示に関する規則の更新

冷蔵庫のラベル表示に関する規格が更新され、エネルギー収量に関するカテゴリーの全面改定まで、最も効率の良いモデルに A^{+}と A^{++}という 2 種類のカテゴリーが追加され、技術進歩が反映されることになる。委員会は、7 月 3 日に採択された決定により、家庭用冷蔵庫、冷凍庫および一体型の冷凍冷蔵庫に関するエネルギー表示法を改訂した。委員会はラベル表示の改善が効を奏し、新製品の冷蔵庫や冷凍庫のエネルギー効率指数は、1996 年から 2000 年までに 30%以上も上昇したと報告している。加盟国は、2004 年末までに、新ラベル表示義務を遵守しなければならない。

委員会は指令 94/2/EC 修正決定を採択した。これには、冷蔵庫、冷凍庫、一体型冷凍冷蔵庫のエネルギー効率ラベル表示に関する指令 92/75/EEC の実施取決めが定められている。新カテゴリーの A^{+}は当該製品の標準的エネルギー消費量の 30～42%という製品に対応し、A^{++}は消費量が 30%以下の製品に対応する。他のカテゴリーA（効率的）から G（もっとも効率が低い）には変更はない。

同決定は、指令 94/2/EC の文言を簡素化するとともに詳細を付加している。特に、1986 年 12 月 1 日付電化製品の騒音に関する指令 86/594/EEC 実施のための補完性性に関する部分で、電化製品の騒音の測定および表示に関する規格となっている。

特定モデルの電化製品について、計算あるいは推定による情報の正当性が示されなければならない。指令 94/2/EC はまた、単に通信販売だけではなく、インターネットおよび電子通信技術も考慮に入れて修正されている。例えば、当該機器を見ることができない潜在的顧客に対して、サプライヤーが正確な情報を提供しなければならない場合があるからである。

加盟国は、2004 年 6 月 30 日までに同決定をそれ

ぞれの国内法に置き換え、また、その翌日までに、新しいラベル、ファイルおよび通達の発行を認可しなければならない。これらは 2004 年 12 月 31 日までに、修正モデルと一致させなければならない。7 月 3 日の決定にはまた、カテゴリーA^{+}およびA^{++}のラベル表示する新製品も含まれる。

15. 各種製品、EU のフロンガス規制案により禁止措置に直面

委員会が 2003 年後半に上程を予定しているフッ素含有ガスに関する EU 提案によると、自己冷却型の缶やエアゾールなど数千種類の製品が禁止される可能性がある。

同規則案には、京都議定書に定める EU の GHG 排出削減目標達成を支援する目的がある。委員会の環境総局は、2010 年までに、CO_2 換算で、「フロンガス」の排出量を約 2,300 万トン削減したいとしている。

この計画は、委員会の気候変動担当部署の責任者 Jos Delbeke 氏から欧州気候変動プログラム（ECCP: European Climate Change Programme）に基づくフッ素含有ガス作業グループに宛てた親書の中に明らかにされている。委員会のスポークスマンによると、この EU 法案に関する協議は終了したが、夏休み前の委員会による採択の予定はないという。

これらの「新しいガス」、すなわちハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）および六フッ化イオウ（SF_6）に関する提案には、フロンガスの抑制（containment）、報告、販売に関する要件およびその使用を規制する計画が含まれことになる。大半の EU 環境法と同様に、同案も EU 条約第 175 条を根拠とし、共同決定方式により議会と理事会が将来の規則の策定に同等の発言権をもつ。

フロンガス排出量は、EU 全体の GHG 排出量の 1.6%に相当する。かかるガスの発生源は、化学業界、冷蔵／空調、発泡剤、エアゾール、溶剤、消火、マグネシウム製造、半導体、および車のタイヤ、窓、スポーツシューズなどのさらに特殊な用途を含む各種の応用分野にある。委員会は排出ガス削減のために、同規制の発効次第、以下のガスの禁止を提案する予定である。

- フロンガスを冷却剤として使用する自己冷却型飲料缶
- フロンガス含有のエアゾール
- 車のタイヤに用いられる SF_6
- フロンガスを含む使い捨て容器。但し、吸入器および分析用に実験室で用いられる使い捨て容器を除く
- PFC を含む防火システム機械装置および消化器（但し、既存の防火システムおよび消化器の保守用に PFC を使用する場合を除く）
- フッ素含有ガスを含む窓ガラス
- SF_6 を含む履物
- 単一成分の発泡剤

2006 年 7 月 1 日以降、SF_6 以外のフロンガスを未含履物が禁止され、2007 年 1 月 1 日以降はマグネシウム製造、精錬、鋳造に SF_6 を使用することも禁止される。但し、年間の SF_6 消費量が 500 kg 未満の鋳造は除く。

車載用エアコンに HFC-134a を使用することは、割当取引量制度により、2008 年の新車から制限され、2012 年までに禁止される。割当量は、ある時期から別の時期への振替えや、企業間の譲渡もできる。その他に、特定の年に「遵守すべき以上に達成する」ことや、あるいは早期に代替冷媒を使用するエアコンを車に搭載することにより、割当量が増加する場合がある。

Delbeke 氏は、前述の 6 月 12 日付親書の中で、この規制はコミトロジー手続きにより修正できると述べている。すなわち、委員会が新提案を策定して理事会および議会の承認を取らなければならないという方法ではなく、各国の担当者をメンバーとする委員会を設立し要件を更新していく方法である。しかし議会は、議会審議を排除する方法であるとして、時折コミトロジー方式の採用に不満を表明することがある。

同親書では、「かかる提案を策定する場合、委員会は代替物質および技術の評価が行なわれていることを保証しなければならない。また、その評価は、

安全性、人の健康への影響、技術的実現可能性、費用対効果およびかかる代替物質または技術が環境影響を考慮したものでなければならない」と述べている。

また、この将来の規制には、抑制に関する厳格な規則が含まれることになる。その要件を以下に示す。

- ガス漏れを防止し最小限にとどめるために、年1回の点検など、あらゆる実際的な手段を講じること
- 機器によって追加および回収されたフロンガスの記録をとること
- リサイクルおよび再生利用（reclamation）または破棄のいずれかを目的にフロンガスを回収すること
- 漏れ検査および回収、リサイクル、再生利用および破棄作業に従事する作業者を対象とする研修・認証プログラムを確立すること

企業はまた、フロンガスの使用および含有製品ならびに機器の上市について、毎年委員会に報告しなければならなくなる。

議長国イタリアは、気候変動を最優先事項に掲げ、これにはフロンガスに関する 2 つの EU 法案に関する作業が含まれると述べている。しかしながら、委員会の報道官筋によると、いつ EU 執行部がこの規則を正式提案するのかも、また近い将来にさらに提案があるのかも明確に述べることはできないとしている。

16. WEEE 実施の正否を決定するのは回収制度

加盟国が廃電気電子機器（WEEE）指令の実施のために導入する回収制度は、同法の成功にとって重要な意味を持つと示唆する発言が、6 月 2 日～6 日まで開催された委員会主催のグリーンウィークで相次いだ。

6 月 3 日の WEEE 指令に関する会議では、発言者および参加者双方とも、あるべき回収制度のしくみについて意見を述べた。回収制度のコストを負担することになる業界側の意見は、引取り業者の選択制を求める点で一致しており、自身がどうすることもできない制度に対するコスト負担を生産者に期待すべきではないと、強く警告を発した。

業界側の発言者および参加者の大半はこの会議を利用し、国内実施法案を策定する各加盟国に対して、企業がどの制度を選択するかのみならず、どの国で責任をもつべき WEEE をリサイクルするかも選択できるよう強く要求した。

ソニー社のロエン（Frans Loen）氏は同会議上で、同社のようにパン・ヨーロッパ・リサイクリング・プラットフォーム（ERP: pan-European Recycling Platform）設立に合意している企業は、各加盟国間で WEEE リサイクルコストに莫大な格差が存在することを認識していると述べ、企業が操業している国での廃棄物リサイクルを強制されると、生産者には選択肢がなくなるということであると発言した。

また、ERP の主要な目的の 1 つは、WEEE リサイクル業者間の競争を保証することにより、メーカーが最良の取引条件を捜し求めることを可能にすることであると述べた。これに関連して、ERP では、欧州レベルにおいて WEEE 管理サービスを共同で購入することにより、生産者に規模の経済の達成を可能にさせようとしている。これは、ERP が既存のリサイクル制度に変わる別の選択肢を特定することができて初めて可能になることであるという。

メーカーに関する限り、同指令の環境目標、中でも、企業が容易にリサイクルできるより環境に優しい製品を設計することは、製品寿命のオプションを幅広く選択させることによって達成するのが一番であろう。

さらに、「リサイクルコストを管理できないのであれば、リサイクル対策に取組むインセンティブはない」と発言した。

生産者側のもう 1 つの重要なメッセージとして、生産者の製品回収責任は家庭からの回収ではなく、回収拠点以降の回収にすべきであるという主張がある。同氏は、市町村はすでに優れた家庭ゴミ回収制度を整備していると指摘している。また、ある質問に答えて、家庭からの回収にも責任を負わされると、メーカーのコストは「かなり上昇する」

ということを強調している。

同氏は、生産者が家庭からの回収責任も負うというのは「極めて遺憾な案である」、「我々は、自ら影響力をもてないことへの費用負担は引き受けないーそれは我々のビジネス流儀に反する」とし、また、WEEE 回収は消費者に対して価格上昇を招くものかという別の質問に答えて、「末端の消費者が全体プロセスの費用を負担しなければならなくなることに対する認識は重要である」と指摘した。

しかし、国内の実施法において引取り制度およびリサイクル機関の選択が業界に認められれば、消費者が負担するコストは減少できると確信し、「我々の提案する方法が消費者にとって最低コストを、また環境にとって最良の便益をもたらすことを意味すると思う」、「我々が自ら管理できないことへの費用負担しなければならなくなると、消費者や環境への便益もなくなる」とも述べた。

また、この会議において、一部の WEEE 実施措置が国家ベースにならざるを得ないこと、特に販売される機器の国家登録が基礎となることに対する認識を産業界側はもっていると述べている。規制当局は、登録により生産者の市場占有率が計算でき、従って 2005 年 8 月 13 日より前に上市された製品の WEEE を意味する「historical waste」の回収への寄与率が計算できる。しかし、それ以外については、加盟国は単一の全国規模の制度を製造業者に課すべきではないという。

また別の発言者で、スウェーデンの屑鉄リサイクル業者である Stena Metall 社のオスカー（Phar Oscar）氏も、EU は最終的に「汎欧州型ソリューション（pan-European solutions）」という対策を WEEE 実施に対して取る可能性が高いとの意見を表明した。「生産者は、例えば、工場への構成部品輸送など、汎欧州型ソリューションには慣れている」という。

同氏は、リサイクル業者が国家制度に変わる制度を提供できるかという質問に答えて、このような見通しを示した。、これは「容易なことではない」と認めながらも、リサイクル業者は「おそらく、もっとカスタマイズされた制度とフレキシビリティーを提供できるのではないか」と述べた。

同社をはじめとする欧州のリサイクル業者 5 団体は、まもなく EARN（European Advanced Recycling Network）を立ち上げる予定である。同氏はかかる汎欧州型制度を望みながらも、「いくつかのソリューションがあるだろう」と強調した。また、リサイクル業者が「提供する制度もありうるが、その他のソリューションもある」と述べた。特に、「将来は、各国の制度も最大規模制度の一つとなる」という。

ベルギーの業界運営による WEEE リサイクル組織レキュペル（Recupel）のギアツ（Filip Geerts）氏は、同国では、回収拠点の 80%が新しい電気製品の販売店舗内であるが、結果的に回収される WEEE は全体の 25%にすぎないという。WEEE の 75%の引取りを担うことになる残り 20%の回収拠点は、「コンテナーパーク」として知られる都市ゴミ集積所である。

欧州の小売業者のロビー団体である EuroCommerce の代表は、この数字をとらえ、小売業者は WEEE の店舗返却を強いる強制的デポジット制度には賛成しないと強調した。この女性代表によると、小売業者は多数の既存回収拠点を廃止したいと考えているという。それは、回収拠点の設置コストが高いのに対して、WEEE 回収率があまりよくなかったからであるという。

おそらく議論の的になるものとしてオランダ環境省のヴィアマン（Kees Veerman）氏は、業界が考える個別生産者責任は、共同制度ほど効果的ではないと述べた。また、「個人的に私は、個別生産責任を信用していない」と述べた。オランダでは、共同制度の方が個別制度より安価な制度であることが証明されている。各種ブランドの異なる電化製品を分類するのは大変困難だからである。

回収制度は市民が積極的に参加してはじめて機能すると、オスカー氏は会議で警告した。我々は利用しやすい優れた回収制度を必要とする」と述べ、次のように続けた。「一般市民には、テレビが放置できた方が快適に違いない。」

また、北欧諸国の人々は、トレイラーを借り、テレビからクリスマスツリーに至るあらゆる物を積み込んで地元の分別・リサイクル集積所に廃棄物

を持込む方法に慣れているが、「EU 全体で一般的なことではないと思う。」

「これはEUでは大変な取組みだと思う」と述べ、次のように繰り返した。「大きな取組み」とは、回収制度を決め、人々にそれに向かって動かせることである。

同氏はまた、同指令に示されている回収率はもっと意欲的な数字が可能であるとの考えを示した。WEEE の回収率は年間 1 人当たり WEEE 4 kgとなっている。

Stena Metall 社は、WEEE 4 kgとは、平均的プリンターの約半分、テレビの 7 分の 1、ビデオレコーダーほぼ 1 台分、固定電話 8 台分、携帯電話約 40 代分にすぎないと指摘している。但し、携帯電話は小型化が進んでいるので、「明日にも 125 個になるかもしれない」という。

さらに、北欧諸国は現在のところ年間一 1 人当たり約 6～7 kgの WEEE を回収しているので、すでに目標を上回り、目標の引き上げには、1 kg当たり 0.5 ユーロしかかからないと主張している。

また、ヴィアマン氏も、1999 年から運用が始まったオランダの制度では、現在年間 1 人当たり 4.6 kgを回収しており、4 kgという目標をすでに超えているという。

スウェーデン EPA のサンダール（Jenny Sandahl）女史もオスカー氏と同じ意見である。同国の制度ではすでに年間 1 人当たり 10～11 kgの WEEE を回収しており、4 kgという目標は「容易」であったという。同女史は指令が改訂されるときには目標の引き上げを期待すると会議で述べている。

また、スウェーデンの経験について概要を説明し、問題がなかったわけではないと認めている。とりわけ「ただ乗り組」、特に地方における回収拠点の不足や、消費者向け情報の不足による混乱の発生、例えば、温水器やラジエーターをどう処理すべきかなどに関する混乱があったという。

さらに、同国の制度にかかるコストの数字は「確かではない」が、「途方もなく高いわけではない」と述べている。

会議の議長を務めたローレンス（Grant Lawrence）氏は欧州委員会の環境総局通信・統治・生産・廃棄物局の局長であるが、この議論に介入し、WEEE 実施における多くの問題は、加盟国が同指令における「特例措置（derogation）」すなわち免責条項を使用すれば回避できると述べた。「定義などの多くの問題は特例措置により解決可能である。」

また、委員会は、新リサイクル戦略に関する通達をめぐる議論の中で、国家レベルの免責案を推進していき、「なぜ特例措置を利用しないのか加盟国に問いかけていく」という。

「我々は、できれば今年後半に、特にこの点に関する協議をもつ」と、同氏は約束した。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

II. 英国

1. 英国の諮問委員会、REACH を批判、英国化学物質政策の早期改革を要求

環境汚染に関する王立委員会（RCEP: the Royal Commission on Environmental Pollution）は、独立的立場にある専門家を委員とする政府の諮問委員会であり、人と環境を保護するための人工化学物質に関する規則を緊急かつ「抜本的に改革」するよう求めた。RCEP は、女王、政府、英国議会および市民に対して環境問題について助言するために 1970 年に設立された独立的立場の常設組織である。

「製品に含まれる化学物質－環境と人の健康を守るため」という報告書[5]の中で、政府は、「迅速かつ効果的な」対策を講じ、同国が新たに定める厳格な枠組みを 2009 年までに本格的に運用するよう強く求められている。この期限は、EU が計画する REACH 制度による化学物質政策の改革実施よりかなり早い時期である。

RCEP は、母乳に蓄積し野生生物に害を及ぼすような化学物質を排除するための「当面の」対策を

[5] 報告書（全文または要約）は以下のサイトで入手可能。
http://www.rcep.org.uk/chreport.html

求めており、現在の規制体制では不適切であると述べている。その理由として、同国の規制では「人の健康および広く環境に与える深刻なリスクを防止できない」としている。また、政府閣僚に対して現行の制度から有害物質をより安全な代替物質に換える厳格な政策へと切替え、これを有害性または危険性の分類に基づく課税制度によって推進するよう求めている。

RCEP は、EU で使用されているが、人体や生態系に与えるリスクに関していかなる総合的試験の対象にもなったことのない約 3 万種類の化学物質について、欧州委員会による新評価・管理制度に関する最新提案では 50 年以上はかかる。「実際には、10 年以内に未処理分を処理する必要がある」と主張している。

その結果、対策や変更を求める 54 項目の急進的な提言の中で、時間のかかるリスク評価は、難分解性生体内蓄積性有害化学品（PBT）に関する既知の情報を利用したより簡単な基準を基にしたクイック・チェック方式に変え、懸念の度合いを低、中、高という区分に分類するよう提案している。

製薬業界が特定の生物学的効果の有無を見るために大量の潜在的医薬品を審査する際に使用するコンピュータによる分子モデリング技術は、化学物質の審査に採用できるであろう。コンピュータ技術は、化学文献およびデータベースの検索に採用できるであろう。

さらに、高い懸念のある化学物質については厳しい規制を求めている。また、場合によっては、禁止して自動的により安全性の高い代替物質に置き換えること、いわゆる「代替」を求めている。懸念の低い物質についてはそれほど減少しないであろう。

RCEP は、すべての化学物質に新たに課税することを求めているが、これは懸念度に応じて異なる。「この課税による税収は、化学物質の評価手数料とともに新規制体制の財源の一部となり、産業界に対して本質的にリスクの低い化学物質を製造および使用する方向へと向かわせることになる。」

この分類化は、英国化学物質ステークホルダー・フォーラムが使用しているものに類似している。同フォーラムは政府の諮問機関で、最近、既存データを基に、独自の懸念度基準を満たす高生産量既存化学物質（HPV: High Production Volume Chemicals）リスト[6]を公表している。

英国化学工業協会（CIA: Chemicals Industries Association）は、「REACH 提案は実行不可能であるという RCEP 分析」を賞賛している。また、「化学物質が日常的な消費財の使用により環境に放出されているという認識が高まっていることから、REACH は化学業界だけの問題ではなくサプライチェーン全体の問題であるという RCEP の認識」も歓迎している。

CIA は、有害物質の分類にコンピュータを使用するアプローチを要求している点も歓迎しているが、国際化学工業協会協議会（ICCA: International Council of Chemicals Association）が最も一般的に生産される化学物質 1,000 種類のリスク評価を完了するために管理している自主的 HPV プログラムなど、地球規模の優先プログラムを無視しているとして、RCEP を批判している。

さらに、いかなる欧州の枠組みより英国を先行させる要求に「強い懸念」を表明した。その根拠として「地球規模の行動だけが代替のスピードを決定するのであり、その効果を保証する唯一の方法である」としている。かかる不安は、RCEP の方針がどちらかというと欧州委員会発表の白書に計画され、現在の REACH 協議の中で環境派に提唱されているアプローチに即している、という事実を反映するものである。

報告書の作成に要する時間は、REACH 案に関するステークホルダーとの協議の最終段階における公表が意図的というより偶然であるという RCEP の主張を裏付けるものである。ヴァルストレム欧州委員会環境委員の最年長助言者であるアネンバーグ（Ralph Annenberg）氏は、すでに RCEP の委員達と会談し、REACH に対する提言およびその意義について協議したいとの意向を示している。このことは、労働組合、欧米の産業界および駐 EU の

[6] 化学物質ステークホルダー・フォーラムの懸念化学物質リストは以下のサイトで入手可能。
http://www.defra.gov.uk/environment/chemicals/csf/concern。

米外交官を通じて米国政府自身から、法案の根幹をなす代替原則の中止を求める激しいプレッシャーに対抗するため、より多くの有利な情報を得たいとする同環境委員の熱意の表れを示唆するものである。

RCEP は、環境保護に関する予防原則に基づく議論に対して米国政府から挑戦的な回答を予測し、同報告書の中で、同国および暗に EU が WTO その他の手段により、「たとえ海外サプライヤーから異議を唱えられるというリスクをおかしても」セーフガードを強く進めるべきであることを明確にしようと努めている。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

III. フランス

1. 政府、環境憲章を承認

6 月 25 日、閣議は、仏憲法に環境の「保全と保護」を書き加える憲章草案を承認した。これにより、国内法における環境保護基準の一層の強化への道が開かれることになった[7]。

環境憲章は、シラク大統領が 2002 年に再選を目指し大統領選挙戦に勝利を収めた時の重要な立法公約の一つであり、環境に関連する一連の権利および責任を概説し、かつすべての法律への適用を義務づけている。

また、市民に「人の健康に好ましい均衡の取れた環境に住む権利」という具体的な注意を促し、しばしば異論のある「予防原則」に新たな法的関連性を与えるものである。「予防原則」は、現在、欧州による遺伝子組換え食品の受入れ拒否をめぐり、米国との貿易紛争の渦中にある。

ペルバン（D. Perben）法務大臣は、6 月 25 日、ジャーナリストに向けて、環境憲章は見通しによると今年後半に議会の最終承認を受けて、立法者の「新基準」になると述べた。

同大臣は、同国の現行および将来の法律はすべて、この憲章の環境保護原則に準拠することになると述べた。また、さらに、仏憲法の前文に同憲章を組み込むことにより、その他の枠組みである 1789 年人権宣言および 1946 年社会的・経済的権利に関する宣言の本文と同様の重要性が与えられることに言及した。

バシュロ＝ナルカン（R. Bachelot-Narquin）エコロジー・持続可能開発大臣は、政府は憲章が承認された後にすべての法律を「入念に吟味しながら移行する」と述べ、住宅、装置、輸送およびインフラを対象とする法律文書はすべて新基準に準拠しているかどうか厳しく検討される可能性が高いとした。

新憲章に準拠しないと判明した法律は修正されると、バシュロ＝ナルカン大臣は述べたが、ペルバン大臣は法律文書を憲法評議会（Conseil Constitutionnel）にかける可能性があると付言した。これは、大統領、首相あるいは国民議員または上院議員 60 名の団体による憲法問題に関する最高控訴裁判所のことである。

同憲章の適用は、憲法論議によって確立される「法制（juriprudence）」と、関係者間の「権力の均衡」に左右されると、Christian Brodhag 氏は述べている。同氏は、2002 年中頃、同文書の起草を目的に設立された 18 人の委員から構成されるコパン委員会のメンバーである。

同委員会は、有名な古生物学者イヴ・コパン（Yves Coppens）氏を委員長に、また第一級の科学者、経済人、環境保護活動家により構成され、14 条項よりなる憲章案の最優先原則、前文の文言および一般的枠組みに肉付けをした。一連の地域会合を開催したため、数千人におよぶフランス市民が起草プロセスに参加できた。また、55,000 人の利害関係者にアンケートを送付し、その回答も検討した。

同委員会のメンバーは、報道陣に向けて、作業の結果には概ね満足していると述べる一方、汚染者負担原則、防止原則、予防原則など異論の多い問題についてコンセンサスを形成するのは「困難であった」ことを認めた。

[7] 仏環境憲章草案に関する情報は、まもなく以下のエコロジー・持続可能な開発省のサイトで入手可能となる。
http://www.environnement.gouv.fr/english/default.htm

これらの概念はすでにフランス法の多くに見られるものであるが、同委員会のメンバーの中には環境憲章への明記に反対する意見もあった。具体的な要求であるかどうかに関わらず、すべての領域への適用を義務づけることになるという意見であった。同委員会は、コンセンサスが形成できなかったために、4 月 8 日、お互いに対立し、相容れない憲章案をバシェロ大臣宛てに提出せざるをえなかった。一つは、予防と防止および汚染者負担の原則を支持する案と、もう一つはかかる概念の明記を拒否し、制約の弱い文言を支持する案である。

防止と汚染者負担の原則については弱めながらも、予防原則は支持するという最終決定は、シラク大統領自身が下したと報じられている。

大統領は、予防原則はつねに適用しなければならないと明記することを支持した。従って、同憲章では国家の諸機関に対し、「被害を回避」するために「一時的かつ均衡のとれた対策」を講じ、また「環境への不確かな脅威」により生じるリスクを評価するよう求めている。

この定義は、環境保護活動家および他の遺伝子組換え作物の反対派に、欧州諸国におけるバイオ食品の導入をめぐり現在進行中の反対運動に利用できる新たな武器を与えることになる可能性がある。

ペルバン大臣は、EU15 ヵ国に対する米国の WTO 提訴問題という政治的に微妙な話題には特に言及せず、適用に関する行政命令により予防原則の使用についてさらに明確にすると述べるに留まった。

環境保護派は、同憲章が予防原則を認めたことに歓迎の意を表しているが、大統領が汚染者負担および防止原則を提起するために承認した文言についてはやや冷ややかな態度を取っている。

この 2 つの原則については、すべての規制文書への適用がすでに 1995 年の枠組み環境法により義務づけられているが、同憲章の中には原則名の明記はない。

その代わり、文書には、公人・私人を区別することなく「いかなる人」に対しても、結果として生じる環境への影響を「予防あるいは少なくとも制限する」ことを要求している。さらに、文書には、すべての関係者に対して汚染予防および浄化コストの負担に貢献するよう求めている。

2. 環境庁、車載エアコンが気候変動を加速と報告

仏環境エネルギー管理庁（ADEME）が 6 月 24 日に発表した 2 つの報告書によると、新車にエアコンを搭載する傾向が強まっていることにより、同国の化石燃料消費量の削減力が悪化し、気候変動の原因となる GHG 排出削減の取組みを複雑化させているという。

「自動車のエアコンおよび自動車の空調：エネルギーおよび環境への影響」と題する 2 つの報告書では、過去 10 年間に自動車のエアコンが飛躍的に増大した代償がいかに燃料消費に表われているか、また CO_2 の排出量を増加させているかを示すものである。

これらの ADEME の調査によると、自動車のエアコンは 10 年ほど前まで贅沢品と見なされ、エアコン搭載車両はすべての自動車の 25%未満であったが、現在では同国で販売される全新車の 75%に搭載されている。

また、エアコンの使用は市街走行時の燃料消費を 25～35%増加させ、高速走行時の燃料消費を 10～20%増加させているという。

同報告書では、冷却水が自動車のエアコンから大気中に漏れる量は増加の一途を辿る可能性があり、気候変動問題を複雑化させていると述べている。

自動車メーカーは、HFC をエアコンの冷媒として使用するところが増えており、オゾン層を破壊する影響があるとして現在段階的禁止措置が取られている他の製品をこれに置き換えているのである。

しかしながら、ADEME は、HFC が UNFCCC の京都議定書の中で気候変動の原因として特定されている 6 種類の GHG に含まれていること、さらにエアコンからの漏れにより自動車から放出される GHG が増加すると指摘している。

さらに、自動車のエアコンに関連する過剰な燃料消費および冷却水漏れという二重の影響により、同国では交通に起因する CO_2 排出量が年間で 5%増加したと報告している。

ADEME はこの問題の対策として、自動車メーカーに対し、2005 年～2008 年までの時期に販売される車に搭載するエアコンから排出される GHG の削減を目指す研究を進めるよう求めている。

特に重要なのは、エアコンの運転に関連する過剰な燃料消費を制限し、冷却水漏れを防止し、GHG を含まない代替冷媒を見つける取組みであると報告している。

また、公共諸機関は、販売に関する承認・許可および廃自動車の取扱いの両面において、車載エアコンが環境影響をより効果的に管理するための取組みを見直すべきであると述べ、自動車の所有者もエアコンの性能を高めるようなことを実践すべきであると付言している。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

IV. デンマーク

1. 政府、廃棄物リサイクル推進のため PVC 税廃止を検討

某環境ニュースレターによると、政府は、ポリ塩化ビニール（PVC）のリサイクルを推進する取組みとして、PVC 含有製品への課税を廃止する可能性がある。

政府は、現在、国内のプラスチック業界とこの変更の交渉を進めている。合意が成立すれば、同税は 2004 年 1 月 1 日にも廃止される可能性がある。政府は、焼却およびゴミ埋立て地の利用からリサイクルへ PVC 廃棄物管理政策を変更しようと、同税の廃止を検討しているという。

現行の PVC 製品税は、製品群の平均的 PVC 濃度を基準とし、製品群ごとに異なる税を課している。同税は 2000 年 7 月 1 日に施行され、毎年自動的に更新されている。

社会民主党主導の前政権が 1990 年代後半に、企業による PVC 廃棄物の埋立て処分や焼却処分を何とかやめさせようと PVC 課税案の検討を始めた当時、同国の大手プラスチック企業 5 社は、Herlev に本拠をおく WUPPI A/S という会社を設立するという対応策を取った。

同社は、全国規模の PVC 回収・リサイクルプログラムの設立を引き受けた。企業側の狙いは、新規則を設けなくても業界は自主的に PVC リサイクルを進めることができると証明し、政府規則をできれば回避することであった。

しかしながら、PVC およびフタレートに対する課税法（954/1999）が 1999 年に承認され、2000 年 7 月 1 日に施行された。同税はケーブル、雨どい、屋根板など多くの PVC 製品に適用されている。PVC 含有のパイプや窓枠という 2 種類の製品については、同社が同法の承認前にリサイクルを成功させたことから、課税対象外となった。

自由党および保守党による連立政権はいずれも PVC 税反対派であり、2001 年 10 月の選挙後に政権につくと、プラスチック業界の要請により同税の廃止に関する議論が始まった。

政府は同税の廃止に意欲的であるが、プラスチック業界が「ある条件を達成」しなければ同税を廃止することはできない。議論されている主要な条件の一つは、業界が達成すべきリサイクル目標の設定である。一連の数字が挙げられているが、これによると、もし税控除を恒久的措置とするならば、同税の廃止 2 年以内に現在の課税品目のリサイクル率が 75%に達しなければならない。

業界側は、同社の活動を拡大して追加となる PVC 製品の回収およびリサイクルを実施する考えである。

PVC 焼却処理または埋立て処分からの方向転換は、業界にとって「賢明な」選択肢である。PVC 廃棄物を廃棄物の流れの中から選別するのはかなり容易であり、効果的なリサイクル制度であれば環境に優しい業界というイメージを高めることができる。

同国は、環境に負の影響を与えるとして、PVC 焼

却処理をやめるよう勧めている。PVC を焼却すると、1 kgごとに重金属および酸性残留物などの有害廃棄物が 2 kg発生する。

2. デンマーク、EU の圧力により化学物質に関する情報を削除

政府は、EU から法律違反の警告を受けて、特定の化学物質に関する警告情報を削除した。

この論争は、電気製品および繊維製品の可燃性抑制に使用される化学物質群である臭素系難燃剤の使用に関連し、「健康および環境問題への潜在的懸念を生じさせることになった」同国の展開した情報公開キャンペーンに関するものである。

EU は、この情報は EU の「移動の自由」原則および特定の EU 環境指令に違反する可能性があると主張していた。

4 月 3 日付で EU の警告を受け取った後、デンマーク EPA は臭素系難燃剤に関する情報をインターネットのサイトから一部削除した。しかしながら、EU は、同国の対応が法律違反を懸念する EU を満足させるのに十分であったかどうかの判断をまだ下していない。

同キャンペーンは 2001 年 10 月に開始され、化学物質の輸入業者および流通業者に冊子が配布された。キャンペーン情報はその後、EPA のインターネットのサイトに掲載された。

4 月 3 日付の正式通知（formal notice）で、EU は次のように述べている。インターネット上の情報キャンペーンの内容は、EU 加盟国内における「EU の重要な主義の一つであるモノの自由な移動に対する不均衡な障害となる可能性があり」、既存物質のリスクの評価と管理に関する理事会規則 793/93/EEC に「矛盾する」可能性がある。

政府は同通知を受け取った後、シュミット（Hans Christian Schmidt）環境大臣の同意を得て、EPA のサイト上に掲載していた臭素系難燃剤に関する情報を削除し、また一部は更新した。政府はまた、6 月 6 日に、書面にて EU の通知に回答した。

EU が依然として同国の対応に納得せず、同国が EU 法に違反していると考えているのであれば、その不満を同国に伝え、同政府に申立てのあった違反行為をいかにして是正するかを示す計画の提出を求めることができる。かかる要求は「理由を付した意見書（reasoned opinion）」として知られているが、欧州司法裁判所への正式な提訴までの 3 段階の 2 番目のプロセスである。

同キャンペーンでは、当初、一部の臭素系難燃剤に胎児への影響および発癌性が疑われると述べていた。かかる懸念により、同情報では、臭素系難燃剤の供給業者および輸入業者に対し「当該難燃剤の使用を一切中止する」、あるいはポリ臭化ビフェニール（PBB）とポリ臭化ジフェニールエーテル（PBDE）を「少なくとも使用しない」ように求めていた。

政府筋よると、この情報は政府による命令ではなく化学薬品企業に対する提案であるとして政府を擁護している。さらに、EPA のサイトに掲載の情報の一部削除および他の物質に関する情報の更新により、当初、EU を警戒させたと思われる問題はすべて解決しているという。

EU は、同政府の情報キャンペーンに関する懸念があるにもかかわらず、最近、2 種類の臭素系難燃剤を禁止する法律を承認した。EU 指令 2003/11/EC は 2003 年 2 月 18 日に最終的に承認されたが、ペンタブロモジフェニルエーテル（ペンターBDE）とオクタボロモジフェニルエーテル（オクターBDE）の濃度が質量比で 0.1%を超える製品を禁止している。EU 諸国は、2004 年 8 月 15 日までに同規則を国内法に導入しなければならない。

ドイツ、スウェーデンおよびオランダに関しては、2003 年 6 月～7 月の間、関連する環境政策の進展が見られなかった。

＜本モニタリング情報は、競輪の補助金を受けて実施したものです＞

連載　米国における環境関連動向

～在ワシントンコンサルタントによるモニタリング情報 [23]

【今月号のまとめ】

米国におけるプラスチック・リサイクルは、ようやく産業インフラが整備され、本格的なリサイクルが軌道に乗りつつある状況である。しかしエレクトロニクス製品や自動車におけるプラスチック部品の割合が増加する中、米国では廃プラスチックの埋立処理が大半を占め、リサイクル率は未だ横ばい状態にある。しかし、最近になってプラスチック・リサイクル分野での技術革新が進み、MBA ポリマー社などプラスチックを化学的に精製するケミカルリサイクルを専門に行う業者も増えてきており、時代はプラスチック・ケミカルリサイクルの方向に向かっている。

一方、政府規制では、米国におけるプラスチック不法投棄の状況をまとめたレポートが出版され社会における問題意識が高まるや、州政府レベルでの規制の動きが活発化している。特に急進的なカリフォルニア州では、プラスチック袋やペットボトルなどのプラスチック・ゴミ問題を解決するための数々の法案が議会で審議中となっており、連邦統一規制の成立を待たずに他州がこれに追随、全米に浸透する可能性が高まっている。

このような中、プラスチック・スチュワードシップ・カウンシルが 2003 年 5 月に発足、エレクトロニクス製品のリサイクル問題解決に当たる NEPSI（National Electronics Product Stewardship Initiative）と同様、政府、産業界、リサイクル業者、市民環境団体を一堂に会し、何らかの統一解決策を得ることを目的に活動を開始している。

I. 米国におけるプラスチック・リサイクル動向

① リサイクル概況

米国におけるプラスチック・リサイクルは、プラスチック樹脂識別などのプロセスが浸透し、ようやくインフラ整備に向けて第一歩を踏み出した段階であるが、エレクトロニクス製品プラスチック・リサイクルにいたっては依然として試行錯誤の段階にある。プラスチック全体のリサイクルにおいても順調に進んでいるとは言い難い。EPA による 2002 年の報告書によると、米国全体において生成されたプラスチック量は増加の一途をたどっているのに対し、再生（リサイクルおよび再利用）量はこの 10 年来ほとんど横ばい状態となっている。同報告書によると、2000 年に再生されたプラスチックは重量にして 130 万トン、生成量のわずか 5.4%となっている[1]。ただしこの数字は一般世帯を対象とした地方自治体レベルでの廃棄物リサイクル・データをまとめたものであり、産業廃棄物は含まれていない。

[1] EPA によると、再生率がかなり低くなっているが、プラスチック回収業者が広範囲において散在しているためデータ収集が困難であり、すべてを含んでいない可能性もあるという。

図表 1： 米国におけるプラスチックの生成量と再生量（地方自治体レベル）

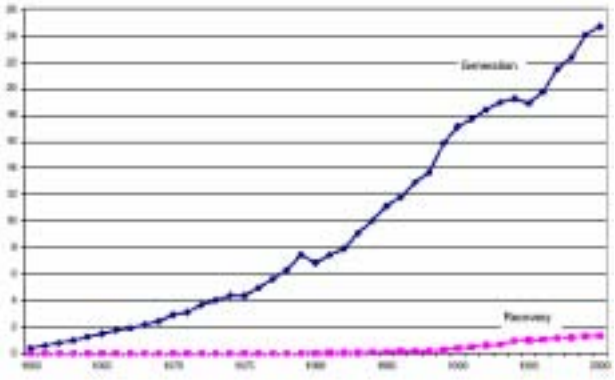

（単位：百万トン）

出典： Municipal Solid Waste in the United States: 2000 Facts and Figures, US EPA, June 2002

特に事務機器などの耐久消費財に利用されているプラスチックは、化学処理された原料としては比較的新しく、金属などリサイクル処理が進んでいる他原料と比較しても、技術的に解決しなければならない課題が多い。また耐久消費財の既存リサイクル・インフラは、主に金属部品のリサイクルを目的に構築されたものであり、プラスチックに特化したインフラ構築の必要性が叫ばれている。

エレクトロニクス産業界においては最近になってようやく、廃品回収後のプラスチック樹脂の選択および分別を想定した上で、最終的にリサイクルをし易いような製品開発を行う、という考え方が浸透しつつある。耐久消費財に使用されるプラスチックには、性能、デザイン性を高めるため、染料、顔料、難燃剤などの化学品、金属、ゴム、繊維など、多種類の物質が混合されている。プラスチック・リサイクル業者からの要望により、メーカー側は、使用するプラスチック樹脂の数を制限したり、または分別技術の進んだものを選択したりするなどの方針を段階的に導入しつつある。またユーザー意識の高まりから、マーケティング戦略の一環としてプラスチック・リサイクルを企業方針として導入するメーカーも出現しつつある。

② 研究開発状況

これまでプラスチックには、複数の異なる樹脂および添加物が混合されており、そのため融解して純粋なプラスチックを抽出するという化学的処理方法がリサイクル・プロセスの中でも最も困難であるとされてきた。しかしながら、最近になってプラスチック合成樹脂の研究が進み、技術革新の結果、実用化に向けた取り組みが進んでいる。例えば、米国プラスチック協会（APC: American Plastic Council）は、ワシントン州の Conrad Industries 社と共同で、使用済みプラスチックの熱分解（pyrolysis）によるプラスチック原料への変換実験を行っている。また、APC はノースダコタ大学の研究所である EERC （ Energy and Environmental Research Center）と共同で、合成プラスチックの脱重合の分析を行っている。EERC では、オレフィン系モノマー、エチレンやプロピレン、ブチレンなどの製品分析も行われている。

これらプラスチック樹脂に関する研究により、廃棄製品からの高性能プラスチック樹脂の回収・精製が可能となっている。よって数年前までは樹脂の精度の低さから用材やアウトドア家具、道路の路床などにしか利用されていなかったリサイクル・プラスチックが、徐々に電気電子機器の部品として利用されるようになっている。以下にその主な例を挙げる。

- タフツ大学は、プラスチック・リサイクル業者数社および IBM 社と共同で研究を行い、廃電気電子機器からリサイクルされた耐衝撃性ポリスチレン（HIPS）のハイエンド消費者電子機器製品への再利用技術を開発した。
- カリフォルニア州リッチモンドにある MBA Polymers 社は、電子機器を含む耐久消費財のプラスチック部品から高品質ペレットを抽出する技術を開発、1999 年より同技術を元にリサイクル事業を展開している。

コンピュータ製品において、モニターの筐体とプリンターがプラスチックを最も多用する部品となっており、設計の柔軟性、低製造コストなどの理由で、コンピュータ関連機器で使用されるプラスチックはそのほとんどがエンジニアリング・プラスチックまたはエンジニアリング・サーモプラスチックと呼ばれ、熱によって軟化するプラスチックとなっている。このエンジニアリング・サーモプラスチックは製品製造原料のうち最も高価な原料の 1 つであり、よって同原料のリサイクルが進むことにより製品の製造コストを削減できる可能性があるとして産業界でも注目が集まっている。この様な背景から、合成プラスチックから特定のプラスチック樹脂を高純度で抽出する技術の開発が進められている。

③ MBA Polymer 社の動き

プラスチック・ケミカルリサイクル市場においては、ベンチャー企業もいくつか出現し、その中から軌道に乗るものも出てきており、リサイクル産業が形成されつつある。MBA Polymer 社は、米国におけるプラスチック・ケミカルリサイクルの旗手として、世界でも高水準のプラスチック・リサイクル工場の運営を 1994 年より行っている。創立者のマイケル・ビドル（Michael Biddle）氏は、ポリマー化学の博士号を持ち、GE やダウ・ケミカルなどでポリマー・エンジニアとしての経験を積んだ後、プラスチック・リサイクル研究に専念するため独立、MBA（マイケル・ビドル＆アソシエーツ）Polymer 社を創設した。

同社には、北米およびアジア、欧州におけるリサイクル業者によって回収された耐久消費財プラスチック片が搬入される。そのほとんどがリサイクル業者によってすでにシュレッダーにかけられているが、金属が混入されているものが多い。プラスチック・リサイクルにおいて金属は不純物質であるため、まずは金属を完全に除去する必要がある。同社では、磁石などを使った分別段階を経ることにより金属除去を行い、その後、種類別または色別にプラスチック樹脂の分別が行われる。

自動車からのプラスチック部品廃材の場合、混入汚染物質として特にゴムを取り除くことが主要作業となり、またエレクトロニクス製品廃材であれば配線盤や配電盤の除去が鍵となる。さらに、水銀や臭素系難燃剤（のような有害物質の除去も行われる。

分別段階を経、ポリプロピレン（PP）、HIPS、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS）、ポリカーボネート（PC）、PC・ABS ブレンドなどの樹脂に分類された樹脂はそれぞれ円筒状もしくは球形にペレット化される。これらペレットは、メーカーやプラスチック成型業者によって、100%リサイクル済みプラスチック製品の原料として使用される。

同氏によると、プラスチック分別技術の確立までに 8 年の期間と 1,600 万ドルの研究費が投入されたという。同社は発足当初、コンピュータのプラスチック・リサイクルに的を絞った研究を行っており、APC によって多くの研究資金の提供が行われた。さらに自己資金また連邦政府からの助成金も投入し、リサイクル工場を設立、研究開発の段階から実際のリサイクル事業化に向けて必要な資金を確保した。1999 年にサンフランシスコを拠点とするベンチャー投資家団体である「Band of Angels」から 300 万ドル、また民間投資パートナーシップ団体の「American Industrial Partners」から 300 万ドルの投資を得た。これによりスタッフを増員し事業を拡大、同時に「American Industrial Partners」および「Band of Angels」の会長、シリコンバレーの著名な弁護士などを幹部に迎え、組織拡大を行っている。

現在同社が直面する課題の中でも最も重要なのはロジスティック問題であり、プラスチック廃材をいかにして同社のリサイクル工場に集中回収するか、という点に専念している。米国では廃棄物の埋立費が極めて廉価であるため、

輸送など大きなコストを伴うリサイクルがなかなか伸びない。またリサイクル業者にプラスチック廃材が搬入されてからも、北米では自動車部品もコンピュータ部品も混合して同時にシュレッダーにかけられるケースが多く、その後の分別作業にさらなるコストがかかるため、同社はリサイクル業者側の意識改革も同時に進めていく方針にしている。

同氏によると、耐久消費財に占めるプラスチック部品の割合が年々増加しているという。現在、毎年約 1,000 万メトリック・トンもの耐久消費財プラスチック廃材がリサイクル市場に流入し、この量は今後ますます増加すると見られている。このような状況下、米国自動車メーカーは現在、リサイクル・プラスチック使用を段階的に進めているという。北米の自動車メーカー業界は、年間 40 億ポンドのプラスチックを消費していると言われており、全体の 25%をリサイクル・プラスチックで代用したとすると約 10 億ポンドのリサイクル・プラスチックが必要となると見られており[2]、同社にとって見通しは明るいといえる。

またエレクトロニクス製品メーカーも段階的にリサイクル・プラスチックの使用を進めている。カリフォルニア州サンノゼに本社を構えシンガポールで事業を展開する、世界でも最大のエレクトロニクス製品の契約設計メーカー（ contract design manufacturer) である Flextronics 社は、2001 年より MBA Polymer 社に委託を行い、Flextronics 社の大型顧客から返却された廃品のリサイクル・サービスの導入を進めているという。このように、プラスチック・リサイクルへの産業界の注目が高まる現在、今後 MBA Polymer 社の展開に期待が集まっている。

II. 州による動向

① カリフォルニア州のリサイクル概況

急進的なリサイクル法案を提案・制定するカリフォルニア州の動きは米国において常に注目を浴びる存在となっているが、プラスチック・リサイクルに関しても例外ではなく、数々の急進政策を打ち出しては全米で議論を巻き起こしている。カリフォルニア州でプラスチック・リサイクル法案が最近になって数件、続々と提出された理由として、2002 年 8 月 15 日に正式出版された、リサイクル管理コンサルティング会社の NewPoint Group 社が編纂した「プラスチック白書（Plastics White Paper）」が大きく影響を及ぼしていると言われている。

同白書は、カリフォルニア州統合廃棄物管理委員会（CIWMB: California Integrated Waste Management Board）とカリフォルニア州環境保護庁（ California Department of Conservation）によって委託を受けた NewPoint Group 社が作成したもので、同社は 2001 年から調査を開始していた。まず同白書によると、カリフォルニアにおいて合計 377,580 トンのポリスチレンが生産されている一方、ポリスチレンのリサイクル率は 0.8%と極めて低いことが明らかになった。

図表 2： カリフォルニア州におけるポリスチレン生産とリサイクル率（2001 年）

	生産量（トン）	リサイクル量（トン）	リサイクル率（%）
ボトル、容器	7,552	6	0.1
包装材	11,327	1,405	12.4
食料品容器	154,808	310	0.2
その他	203,893	1,223	0.6
合　　計	377,580	2,944	0.8

出典： Plastics White Paper, NewPoint Group, August 15, 2002

リサイクルされなかったポリスチレンなどプラスチック製品の最大の行く先は不法投棄で、

[2] Recycling Today, November 1, 2002

同州において海辺に投げ捨てられるゴミ問題が深刻化している。その結果、水質汚染、美観を損ねる、海洋生物が危険にさらされるなどの環境負荷がかかっている。このような問題は、リゾート地として有名なビーチの観光収入に大きく頼るカリフォルニア州にとって大打撃となる。さらに、ただでさえ深刻な財政難に陥っているカリフォルニア州は、海洋清掃にかかる莫大な費用を投入しており、何らかの手段を講じる必要性に迫られている。

図表 3 に 1999 年に行われた米国沿岸での清掃の結果を示すが、沿岸地域で回収されたゴミの内、プラスチック・ゴミは 11%を占めており問題の大きさが浮き彫りとなっている。また同調査によると、カリフォルニア州が排出するゴミは、プラスチックを含めた全米沿岸地域のゴミ重量全体の 20%を占めているとの結果も出されている。カリフォルニア州オレンジ郡の海岸部で回収されたゴミの個体数と重量を測定した調査（図表 4）では、個体数で上位 3 位までをプラスチックが占めている。

図表 3：米国全体での沿岸地域ゴミに占めるプラスチックの割合（1999 年）

	プラスチック	個体数(個)	回収ゴミ全体に占める割合 (%)
1	ブイ	13,609	0.3
2	コップ	84,652	2.0
3	卵入れカートン	3,503	0.1
4	ファーストフード容器	26,880	0.6
5	肉トレー	8,688	0.2
6	包装材	48,329	1.2
7	海綿状ポリスチレン・プラスチック	214,960	5.1
8	プラスチック皿	17,997	0.4
9	その他の海綿状プラスチック	42,506	1.0
合計		461,124	11.0
合計ゴミ個体数：4,191,169 個			

出典： Plastics White Paper, NewPoint Group, August 15, 2002

図表 4： カリフォルニア州オレンジ郡海岸で回収されたゴミ（1999 年 8 月－9 月）

	ゴミの種類	個体数	重量 (ポンド)
1	生産前プラスチック・ペレット	105,161,101	4,780
2	海綿状プラスチック	742,296	1,526
3	ハード・プラスチック	642,020	7,910
4	タバコ吸殻	139,447	344
5	紙	67,582	870
6	木材	27,919	4,554
7	金属	23,500	3,015
8	ガラス	22,195	1,944
9	ゴム	10,742	814
10	ペットのふん	9,388	17
11	衣類	5,949	1,432
12	その他	10,363	401

出典： Plastics White Paper, NewPoint Group, August 15, 2002

②プラスチック・リサイクル法案動向

これら調査結果を受け、カリフォルニア州は、清掃費の負担を産業界にも負担させることを目的に、プラスチック・リサイクル関連法案を次々と提出している。最近の代表的な例では、下院法案（AB: Assembly Bill）586 と AB 302 が挙げられる。AB 586 は同州で配布されたすべての使い捨て買い物袋およびコップなどのプラスチック消費者製品に対し、1 製品につき 2 セントの料金をメーカーに課す、というものである。同法案に対しては産業界から大きな反対の声が集まっている。

AB 302 は、プラスチック含有の難燃剤の使用を禁止するという内容の法案で、これも産業界から批判を受けている。これらカリフォルニア州におけるリサイクル法案乱立の動きに対し産業界は激しく反対、カリフォルニア州を離れ他州へと移動する決定を下す企業が出るなど、州と業界との全面対立が懸念されている。次に AB 586 と AB 302 の概要を紹介する。

Assembly Bill 586：
ゴミおよび海洋汚染削減リサイクル法案
（Litter and Marine Debris Reduction and Recycling Act）

カリフォルニア州統合廃棄物管理委員会（CIWMB）が現在審査を行っているカリフォルニア州 AB 586（ゴミ削減法案）が成立すれば、硬度プラスチック容器のリサイクルが 2004 年から実施されることになり、話題を集めている。同法案は、使い捨てプラスチック袋やカップなどのプラスチック包装・容器製品 1 つ当たり 2 セントのリサイクル費をメーカーに課すという法案で、海辺に投棄されるプラスチック袋やカップなどの廃棄物問題を解決するため、州は同法案の導入を急いでいると見られている。同法案では、リサイクル・プラスチックを 40%以上利用したプラスチック袋およびカップに対してはリサイクル課金の義務が免除されることになっている。同法によって徴収されるリサイクル費は約 4 億ドルに上ると予想されており、同徴収費は廃棄物問題に取り組むカリフォルニア州の関連機関に配分されることになっている。

同法案の草案者はポール・コレッツ）州下院議員（左写真参照：民主党、ウェスト・ハリウッド http://democrats.assembly.ca.gov/members/a42/photos/images/Photo56.jpg）で、「破棄された使い捨て容器の清掃にかかる巨額のコストを産業界も負担すべきだ」と主張、環境団体の「廃物反対のカリフォルニア州民（CAW: Californians Against Waste）」が同法案の支持を表明している。2 セントの料金課金の対象となるのは、スーパーやレストラン、各種小売店の買い物袋、ドライクリーニングのカバー、各種使い捨てプラスチック容器、プラスチック・コーティングされた紙コップなどが含まれる。

AB 586 に対し反対を表明しているのはプラスチック産業団体のプラスチック工業会（SPI: Society of the Plastics Industry）や CFECA（California Film Extruders and Converters Association）、米国化学工業協会（ACC: American Chemistry Council）などとなっている。CFECA は、「NewPoint Group 社のプラスチック白書によって州は過剰反応を起こしているが、産業界は自発的なリサイクル・プログラムで問題解決を行うことができる」としている。ACC は、「産業界が被る財政負担は破格なものになり、レジのソフトウェアを変更するなど業務上の負担も増え、産業界にとって極めて不公平」としている。

同法案では、リサイクル済みプラスチックを利用した製品はリサイクル費免除が組み込まれるなど、リサイクル済プラスチックの使用を促進するための政策が講じられており、同様の法案をこの他にも打ち出している。2002 年 12 月にすでに発泡スチロール梱包材のリサイクル対策を打ち出しているが、州民からほとんど何の反応も示されなかったため失敗に終わるなど、州と市民との意識に大きなギャップがあることも指摘されている。

Assembly Bill 302：
臭素系難燃剤禁止法案

AB302 は、一般にポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）と呼ばれるプラスチックに混入される難燃剤の中から Penta-BDE と Octa-BDE の使用を 2008 年 1 月 1 日から禁止する、という法案である。同法案は 2003 年 5 月に州下院を通過、現在上院で審議が行われている。上院を通過すれば、カリフォルニア州知事が法案に署名を行い州法が施行される。環境規制では常にリーダーとなるカリフォルニア州の動きに沿った形で EPA は PBDE のリスク評価を開始している。しかし今年 6 月 27 日に辞任したクリスティン・ウィットマン EPA 前長官は、「難燃剤は、火災による被害を防ぐものであるのに加え、禁

止するだけに十分な被害証拠は集まっていない」とコメントしている[3]。

AB302 草案者はウィルマ・チェン州下院院内総務（左写真参照：民主党、オークランド http://democrats.assembly.ca.gov/members/a16/biography2.html ）で、同女史によると、「地元で行われた結果により、カリフォルニア州在住の女性の体内から標準値以上の PBDE が検出された」として同法案を提出。サンフランシスコ医療協会や乳がん基金など医療関連団体および 21 環境団体が支持を表明している。

Penta-BDE はポリウレタン製の家具や建材に使用されるが、使用とともに粒子が散布し、人体や野生の生物の体内に蓄積され甲状腺ホルモンや子供の発育に悪影響を及ぼすと言われている。これらの調査結果を元に、EU（欧州連合）は 2003 年にすでに Penta-BDE の禁止を行っている。

同法案に反対するのは、米国エレクトロニクス協会や米国電子工業会（EIA）、ダウ・ケミカル社など、エレクトロニクス・メーカーや化学企業、小売産業団体の 7 団体となっている。前述の MBA Polymer 社も最初は反対を表明していたが、禁止対象物質から Deca-BDE が削除されたこと、またリサイクル・プラスチックを規制の対象から外す項目が新たに加えられたことから、法案支持に転じるものと見られている。同社は、「エレクトロニクス製品からリサイクルされたプラスチックが規制の対象外とされ、リサイクル業者を妨害するような条項が削除されるなど、一般にカリフォルニア州はリサイクル業者に理解があることで知られている」としている。

米国は、世界市場で取引される Penta-BDE の 97.5% を、Octa-BDE に関しては 35.9%、Deca-BDE に関しては 44.3%を消費するなど、難燃剤の世界最大消費国であるため、同法案は市場に大きな影響を与えると見られている[4]。米国においては、カリフォルニア州の環境規制が全米に浸透するパターンがあり、連邦政府の対応を待たずに他の州がカリフォルニアに追随するのではないか、との懸念も囁かれている。

III. プラスチック・スチュワードシップ・カウンシル

このような中、環境コンサルタント会社の NewPoint Group 社が 2003 年 5 月、非営利団体の「プラスチック・スチュワードシップ・カウンシル（Plastics Stewardship Council）」を設立、話題を呼んでいる。同カウンシルは、エレクトロニクス・リサイクルにおけるスチュワードシップ（社会的責任）遂行を目標に活動を展開する NEPSI と目標を同じくし、プラスチック・ゴミに関しても、メーカーから卸業者、小売業者、消費者、政府のすべてがそれぞれリサイクルにかかるコストを負担する事を目的にしている。プラスチック廃棄物の広範囲における問題解決に向け活動を展開するという。NewPoint Group 社は公共セクターを対象とした環境コンサルティング・サービスを提供しており、本社はサクラメントにある。

プラスチック・ゴミ問題は、他の廃棄物問題と同じく、産業界と市民・環境団体との間で互いに責任を転嫁しようとする議論が交わされてきており、関係者は状況を「極めて険悪」と表現するなど、第三者による介入が希求されていた。したがって同カウンシルの動きを支持する産業代表者もいる。

しかし、同カウンシル設立の前にも同様の目標を掲げた「産業従事者と環境保護運動家リサイクル同盟（BEAR: Businesses and Environmentalists Allied for Recycling）」は、主

[3] Flame Retardancy News, June 2003

[4] Flame Retardancy News, June 2003

に飲料水用プラスチック容器リサイクルに的を絞った活動を展開していたが、飲料水産業と環境活動家との共同活動を実現することなく、話し合いは物別れに終わり、結局、2002 年終盤に活動休止に追いやられている。

また NEPSI がエレクトロニクス・リサイクルに関してあまり大きな成果をあげていない現状を反映してか、NewPoint Group 社の動きに対して懐疑的な見方をする団体もある。例えば、環境市民団体の CAW は、「小売業界はカリフォルニア州において政治的に大きな力を持っているため、一室に全セクターを集めたからといって自動的に妥協案が生まれるとは想像し難い」としている。

しかし今回音頭を取る NewPoint Group 社は、CIWMB の委託を受けてプラスチック・リサイクル調査を行うことでも知られており、これまでのコンサルティング企業としての経験から同業界における深い知識を持っていると言われている。同社は、環境コンサルタント業務を行ううち、プラスチック・リサイクル業界における問題を一箇所にまとめて情報交換を行い、統一解決策を編み出す機関が欠落している事を痛感、今回のプラスチック・スチュワードシップ・カウンシル設立に至った、という。

また同社は同カウンシルのメンバーを樹脂メーカー、プラスチック処理業者、小売業者、リサイクル業者、リサイクル・エンド・ユーザー、協会、政府、の分類で募っている。売上に応じて 1 機関 2,500 ドルから 7,500 ドルのメンバー会費を徴収し、メンバーに対しコンサルタント・管理サービスを提供する。さらに、「プラスチック産業は現在、ゴミ問題から社会の敵のような扱いを受けており、全米および州、地方、企業レベルにおけるより適正なプラスチックの使用方法の認識を深める必要がある」としている。

同カウンシルの活動の一環として、国際シンポジウムの開催が提案されており、政府関係者、リサーチャー、企業代表者を一同に会し、プラスチック・リサイクル技術および政府方針・規制に関する情報交換の場を提供する計画をしている。同カウンシルは、創立メンバーからの投資資金による 26 万ドルの初年度予算で 2003 年 6 月から活動を開始しており、今後の活躍に期待が集まっている。

調査委託先：
WASHINGTON | CORE ワシントンコア
Website: http://www.wcore.com

＜本モニタリング情報は、競輪の補助金を受けて実施したものです＞

中国【9】電気電子機器リサイクル・センターの建設：ー 事業化を通じて処理･再利用の加速を図る

1. 電気電子機器リサイクル・センターの建設
2. 一段と厳格化する廃電気電子機器の輸入禁止措置

中国政府の推計では、現在、家庭、職場などで保有されている電気電子機器は、冷蔵庫が 1 億 3,000 万台､洗濯機が 1 億 7,000 万台､テレビが 3 億 5,000 万台､コンピューターが 1,600 万台にのぼる。家電品は 80 年代半ばに普及し始めたので、その寿命を 10～15 年とみれば、2003 年から毎年 500 万台程度が廃棄される計算。コンピューターは寿命が短く 2 年程度で買い替えられるので、今後毎年 500 万台程度が廃棄される見通しである。

これを受けて中国政府は電気電子機器のリサイクル関連法として、年内もしくはできるだけ早い時期での『再生資源回収管理条例』と『廃旧家電リサイクル管理条例』の制定を目指しているが、法整備と並行して商業ベースでリサイクルを実現、規範化しようとする動きも活発化している。また、汚染問題を深刻化させている、廃電気電子機器の海外からの輸入についても、規制の一段の強化に乗り出している。

1. 電気電子機器リサイクル・センターの建設

広東省ではリサイクル・センターの建設が計画されているほか、湖北省では電気電子機器専門の処理施設の建設が進められている。

(1) 広東省で電気電子機器リサイクル・センターを建設

広東省では 2003 年から 2010 年にかけて、8 都市に 8 カ所の廃電気電子機器の大型のリサイクル・センターを建設する。建設地は広州、仏山（ぶつざん)、深セン、珠海（しゅかい)、湛江（たんこう)、清遠（せいえん)、汕頭（スワトウ）の各都市で、加えて恵州（けいしゅう）市には省レベルの危険廃棄物回収センターを建設し、ディスプレーなどの電子部品を回収・処理する。8 つのセンターで、基本的に全省をカバーし、その年間処理能力は 57 万トンと、省内で毎年発生する廃電気電子機器の 90%に相当するという。総工費は 5 億 8,000 万元が予定されている。

省当局者によれば、リサイクル・センターの建設を電気電子機器のリサイクルを制度化する契機ともする。

リサイクル・センターは当局から経営権を授けられ、完全な回収システムとそれに応じた専門の処理ラインを構築する。たとえば、解体、分解などにより利用できる部分を回収し、合わせてセメントなどを使い有害・有毒物質を固形化処理、安全確認後に埋め立てを行い、100 年の間に汚染事故等が発生しないよう保証する。

こうした企業の生成を受けて､広東省環境保護部門では収集､回収企業に対する管理を強化し、8 つのセンターを含め環境保護基準を満たす企業に対して改めて経営資格証明書を発行し、証明書の発行を受けない電気電子機器回収企業等を徐々に淘汰して行く考えである。

広東省環境保護局の関連責任者によれば、現在の廃電気電子機器の回収処理・管理に関する法律はまったく不完全である。現状では、リサイクルの価値がある廃電子機器は個人や廃品回収業

者により回収・収集された後、個体戸（個人経営企業）や小規模業者を経て順次、部品等が市場取引されるが、処理の難しいものや無価値のものは闇雲に放置・投棄されている。また中古品としてきわめて廉価で、農村で販売されるものも少なくないが、故障の多発等から短期間で廃棄される「電子公害」が深刻化している。こうした現状を是正することもセンター設立のねらいの一つである。

具体的な建設計画や運営方法については検討中とされるが、関連事業に関して実績を持つ企業により入札を行い、落札企業が経営し、投資を回収する BOT 方式が採用される見通しである。広東省の経済貿易委員会、省の環境保護局などが監督機関となる。

(2) 国家が管理する危険廃棄物処理工程が湖北で落成

湖北省では電気電子機器の処理施設が完成した。湖北省環境科学院は 6 月、全国で第 5 番目の「プラズマ式危険廃棄物処置工程」が湖北に完成したと発表した。

環境科学院によれば、これは武漢市街から約 60 キロ離れた、江夏と咸寧の交差する地区に建設された施設で、総投資額は 1 億 5,000 万元。

湖北省では危険な廃棄物が毎年 13 万トン発生するが、たとえば家電品の一部の材料がリサイクルされる以外は放置・投棄される結果、飲用水源や土壌などの汚染を引き起こしている。

張剛･湖北省環境保護科学院副院長によれば､プラズマ技術はアメリカから導入されたもので、内部の温度は摂氏 1 万度以上に達し、処理時には二次汚染は絶対に発生しないとされる。

2. 一段と厳格化する廃電気電子機器の輸入禁止措置

中国では 2000 年以来、廃棄された電気電子機器、いわゆる「電子ゴミ」の輸入を禁止する法律が相次いで制定されている。

2000 年にはまず､廃棄されたテレビ､ブラウン管､計算機､モニター､モニター管､コピー機､ビデオ（録画、再生用）､電話等 11 種の家電、電子事務機器の輸入を禁止する法律が制定された（2000 年 4 月 1 日発効）。2002 年 5 月末には、各種金属を含有する廃電気電子機器の加工企業の業務管理を輸入を含め厳格化し、汚染防止の徹底が図られた。さらに 2002 年 8 月 15 日には、国家環境保全総局と当時の対外経済貿易合作部（現在の商務部）､および税関が合同で「電子ゴミ」の輸入を禁止する法律を制定した。

2002 年の法律は主としてパソコンを主とする廃情報通信機器の輸入を禁止するものだが､その背景には米国の「電子ゴミ」の最大輸出先が中国という事情がある。2001 年に米国で 4,000 万台以上のコンピューターが廃棄されたが、その 80%は原価の 10 分の 1 の値段でアジアの中間業者に売却され、その部品等の多くの部分は中国へ再輸出されたと見られている。中古の電子部品は利幅が大きいので、禁止後も密輸が後を絶たないが、沿海部の都市ゴミ問題や土壌・水質汚染等を深刻化させる一因となっている。

さらに今年 7 月には国家環境保護局が『輸入を制限する廃棄物の審査・承認管理に関する問題の通知』と『中日友好環境保護センターが責任を負う廃棄物輸入の審査・承認事務の依託に関する問題の通知』が公布（7 月 7 日付）された（全文は後述の通り）。

同『通知』によれば、輸入に際しては『輸入制限類で原材料として利用可能な廃棄物目録』に基づいて、申請する。輸入申請ができるのは国家環境保護総局が承認した加工単位（申請書にある正式名称では「廃棄物利用単位」）。対象製品は各種金属を含有する電器、電線、電気機械。申

請書には廃棄物の輸出業者、廃棄物の生産者の名称、住所等の情報に加え、輸入し解体などを行った後に取り出した部品の行き先（販売先等）を明記する必要がある。

『通知』の特徴の一つは、日本からの中古の電子部品、電気機械部品の輸入または密輸の規制を重点としていることである。外資企業の間では、それら日本製中古部品は香港または広東省経由で多く輸入または密輸されているが、そうした中古部品が中国製電気電子機器の「価格競争力」をさらに強めているという見方すらある。一方、そうした中古部品の野放図な流通は、環境汚染を激化させている。

『通知』の「第 4 章第 4 条」は、「北京、天津、東北、華北などに立地する、各種金属を含む廃棄した電器、廃棄した電線ケーブルと廃棄した電気機械の加工利用機関は、広東の港湾を使用することはできない。その他、広東省以外の省（直轄市、自治区）の加工利用機関で、特別な事情で広東省の港湾から廃棄物を輸入する場合、港湾を管轄する国の重点監督関連部門の承認が必要である」と規定する。当局の、電気電子機器の世界最大の生産地である広東省からの中古部品の流入を阻止したいとの考えがうかがえる。

『輸入を制限する廃棄物の審査・承認管理に関する問題の通知』　仮訳
各省、自治区、直轄市 環境保護局（庁）
中日友好環境保護センター 宛

輸入を制限する原料が利用可能な廃棄物（以下、輸入廃棄物と称す）規制の審査・承認作業と輸入廃棄物承認書の管理を規範化するため、『輸入を制限する廃棄物の審査・承認管理に関する問題の通知』と『中日友好環境保護センターが責任を負う廃棄物輸入の審査・承認事務の依託に関する問題の通知』に基づいて、以下の通り通知する。

第 1 章 輸入廃棄物申請の受理

第 1 条. 中日友好環境保護センター廃棄物輸入登録管理センター（以下、廃棄物輸入登録センターと称す）が、輸入廃棄物の申請・承認の具体的な管理事務の責を負う。

第 2 条　廃棄物の輸入申請を行う廃棄物利用単位は、以下の書類を提出する。

(1) 輸入制限されているその原料が使用可能な廃棄物の輸入申請書、管理・指導機関の押印
(2) 輸入する廃棄物の環境リスクに関する評価報告書
(3) 廃棄物を利用する機関の発効中の年次検閲済営業ライセンスの正本コピーと副本
(4) その他の提出すべき書類

第 3 条　輸入廃棄物の申請資料は、利用機関所在地の市レベルの環境保護局での第一次審査と省レベルの環境保護局（庁）の審査・承認の後、省レベルの環境保護局（庁）により最終処理され、統一して郵送またはその他の方法で廃棄物輸入登録センターに送付する。

特殊な状況では、廃棄物を利用する機関は書類を自ら持ち込むことができるが、その場合でも、申請書類は必ず省レベルの環境保護局（庁）において公印後に密封されること。廃棄物輸入登録センターは，利用機関所在地の省レベルの環境保護局（庁）の

紹介状にしたがって受理する。

第 2 章　輸入廃棄物の申請承認

第 1 条　廃棄物輸入登録センターは省レベルの環境保護局（庁）の提案に基づいて、加工利用機関の年間の審査・承認総数と発行証書の総数を審査・承認する。合わせて具体的な状況を見て、全ての輸入廃棄物承認書を一括して発行するか、または何回かに分けて承認・発行する。

第 2 条　廃棄物を輸入する港湾の審査・承認事務について、輸入廃棄物に関して一つの承認書が承認する港湾は、３個所を超えることはできない。

第 3 条　申請要件を満たした申請について、廃棄物輸入登録センターは申請を受け取った日から 10 日営業日以内に、廃棄物の輸入承認書を発行する。特別な事情があったとしても、その期間は最長で 20 日を超えてはならない。

第 4 条　下記の状況においては、輸入廃棄物承認書を発行しない。

(1) 国が閉鎖停止を命じた企業
(2) 生産技術や設備が落後しており、汚染が著しい企業
(3) 輸入廃棄物批准書の違法譲渡や転売を行った企業
(4) 輸入廃棄物の違法譲渡や転売を行った企業
(5) 申請資料に虚偽があったりその他の詐欺行為があった企業
(6) 国の法規、政策に違反した企業
(7) 当局が規定するその他の廃棄物の輸入禁止条項が存在する場合

第 3 章　輸入廃棄物承認書の管理

第 1 条　廃棄物の輸入承認書は税関により、承認書に記載された廃棄物輸入登録の規定範囲内から、輸入廃棄物数量を順次引き落とす。2003 年 7 月 1 日以降に発行された承認書は、その輸入登録書の記入が一杯となった時点で、それが承認、規定された輸入廃棄物数量の全部に達したか否かにかかわらず、その承認書は自然に失効する。

第 2 条　廃棄物輸入承認書の有効期限は 1 年を超えない。承認の日から起算する。

廃棄物輸入承認書は有効期限を 1 回だけ延長でき、その延長期間は 6 ヵ月を超えない。

第 3 条　廃棄物輸入承認書の多次承認に属するものは、廃棄物利用機関が所持する承認書の使用が済んだ後、あるいは自動的に失効した後、直接に省環境保護局（庁）に次の申請を行うことができる。省環境保護局（庁）は審査を経て承認した後、廃棄物輸入登録センターに対して、次の廃棄物輸入承認書の発行を報告する。

第 4 条　廃棄物輸入承認書はあくまで必要に基づいて延長・更新が可能であり、廃棄物の利用機関はその有効期限内に直接に省環境保護局（庁）に申請を提出することができる。省環境保護局（庁）が審査・承認した後、廃棄物輸入登録センターにその承認について報告する。

廃棄物輸入登録センターは承認書の原本を回収し、すでに使用した数量を控除した後、新たな廃棄物輸入承認書を発行する。新たな承認書の発行を受けた後でも、そ

の有効期限は変わらない。

第 5 条　廃棄物輸入承認書は紛失の場合は臨時再発行する、廃棄物利用機関はその承認書の有効期限内に直接、廃棄物輸入センターに臨時発行申請を提出する。申請には以下の書類が必要である。

(1) 公安機関が発行した事件証明
(2) 全国性の総合または経済関係の新聞に掲載した紛失失効証明の新聞の見本
(3) 税関が発行した元の承認書の使用状況の証明等。

廃棄物輸入登録センターが審査した後、元の承認書においてすでに使用した数量を控除したうえで新しい承認書を発行し、当局に対して元の承認書を無効とした旨を通知する。

第 4 章　各種金属を含む廃棄した電器、廃棄した電線ケーブルと廃棄した電気機械の輸入承認の規定

第 1 条　各種金属を含む廃棄した電器、廃棄した電線ケーブルと廃棄した電気機械の輸入・加工利用に携わる機関は、必ず当局の承認を経て、加工利用機関としての指定を受ける。

第 2 条　各種金属を含む廃棄した電器、廃した棄電線ケーブルと廃棄した電気機械の承認書は、当年に限り有効である。特別な状況で年度をまたがって使用あるいは延長申請するものは、有効期限は最長でも次の年の 3 月 31 日を超えることはできない。

第 3 条　各種金属を含む廃棄した電器、廃棄した電線ケーブルと廃棄した電気機械の承認書は、輸入廃棄物登録センターで多次に分けて発行する。毎回発行される承認書が規定する輸入廃棄物の合計数量は、その加工利用機関に対する承認年度の承認総量の50%を超えてはならない。当局は規定の除外を設けている。

第 4 条　北京、天津、東北、華北などに立地する、各種金属を含む廃棄した電器、廃棄した電線ケーブルと廃棄した電気機械の加工利用機関は、広東の港湾を使用することはできない。その他、広東省以外の省（直轄市、自治区）の加工利用機関で、特別な事情で広東省の港湾から廃棄物を輸入する場合、港湾を管轄する国の重点監督関連部門の承認が必要である。

第 5 条　各種金属を含む廃棄した電器、廃棄した電線ケーブルと廃棄した電気機械の加工利用機関は、次回の廃棄物輸入承認書の申請、あるいは有効期限の延長、改訂、臨時発行などを申請する場合、必ず申請書類の中ですでに輸入した廃棄物の分解後の各種成分に関する質問に詳しく説明し、合わせて省レベルの環境保護局（庁）の審査内容とその意見書を添付する。

調査委託先：
New Asian Invesco Ltd.（新亞洲投咨詢信息有限公司）
担当 董事總經理 主任投資分析員 森一道氏

＜本モニタリング情報は、競輪の補助金を受けて実施したものです＞

寄　稿

ニコンの環境への取組み
～ 製品関連分野の紹介 ～

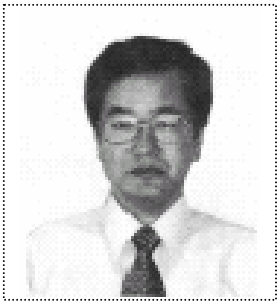

株式会社 ニコン
ビジネススタッフセンター
品質・環境管理部
主幹　　渡辺 隆男

はじめに

私は日本機械輸出組合の環境関連の委員会に長く参加しており、この間、多くの専門家のご講演、事務局や会員各社の方々よりいただく各種情報、環境業務の考え方や貴重な助言など非常に多くのものを得てきました。この誌上を借りて皆様に感謝申し上げますと共に、今後もこれまでと同様、宜しくお願い申し上げたいと考えております。

私の主要な業務である製品関連分野の中から、ニコンの特徴を多少なりとも感じていただけるかと思える事項をピックアップし此処に紹介致します。他にもニコン環境アクションプラン等紹介したい事項がありますが、それらを含むニコンの環境への取組みの全体像を環境報告書（2003 年度版を 9 月 16 日に web サイト http://www.nikon.co.jp/main/jpn/profile/eco/index.htm に掲載、印刷版は発行しません）に記載しておりますので、そちらもご覧いただけると幸いです。

1. 「ニコン製品アセスメント」

ニコンは、商品のライフサイクル全体（図 1）を通じて環境へ与える悪影響を可能な限り低減できるようにするために、開発商品の環境側面の改善度合いを数値評価する独自の「ニコン製品アセスメント」を 1995 年に開発・制定し、ニコンのすべての商品開発・設計部門が開発設計・量産設計の時点で実施して、環境負荷の極力少ない商品の開発を積極的に進めています。

ニコン商品の一般的なライルスタイル

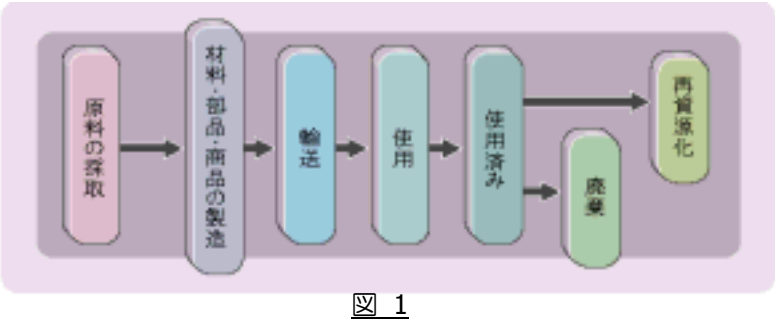

図 1

評価項目・基準を継続的に追加・強化しており、2002 年度は、資源・エネルギーの有効利用、有害物質対応などを大幅に強化した「第 5 版」を制定、使用しました。

➢ 「ニコン製品アセスメント」の特長

- 各国で問題とされつつある課題や環境規制の動向を検討・先取りし、商品開発担当者、材料技術者などによる徹底的な議論を経て、当社商品の特性をも考慮のうえ独自の前向きな基準を設定
- 商品開発の手順規程の中に、デザイン・レビュー等での実施を義務付け、明確にルール化
- 改善された商品でもその水準にとどまらず、次期商品ではさらに改善することを継続的に要求
- 関連解説書、資料、素材関係の環境データベース（エコガラス、難燃剤など）などで設計者を支援

➢ 「ニコン製品アセスメント」の主な内容

- 製品質量、製品容積、部品点数の継続的な削減
- ニコン独自の「消費電力効率」（製品機能の大きさ／消費電力）により、省エネ性を評価、向上
- 製品寿命の延長、修理のしやすさの追求
- 二次電池のリサイクルの推進（取り外し容易化、有害成分表示、取り外し方などの説明・表示）
- 特定の臭素系難燃剤の使用回避（廃棄物処理等に伴うダイオキシン等の発生抑制）
- 塩化ビニールの使用削減（塩素や添加剤の鉛、カドミウム、フタル酸塩類が廃棄後などに問題）
- オゾン層破壊物質の使用回避（特定フロン、代替フロン等）
- 使用材料の開示（プラスチックの材質表示の国際規格、ISO 11469 に準拠し、部品に表示）
- 有害物質の削減（樹脂、電線、はんだ等各種材料中の重金属等）
- 樹脂と金属などの分離容易化
- 消耗品廃棄物の発生量の抑制と、顧客への適切処理要請の説明
- レンズなどの光学系にエコガラス（鉛・ヒ素フリーの光学ガラス）を使用
- 各種環境規制の遵守確認
- 総合評価を実施（総合評価点、改善度合いのコメントなど）
- 総合評価点の範囲は－100 点～＋100 点、従来商品に比べて環境面で改善されていれば＋の点、同程度であれば 0 点、悪い場合は－の点

「ニコン製品アセスメント」の実施実績（図 2）

1995 年度から 2002 年度の 8 年間を累計すると、実施件数は 488 件、平均総合評価点は +12.6 点となり、この間の累積総合評価点は 6,000 点を超えました。ニコンでは、すべての商品分野で機能・性能の向上・強化を図り、新商品を世に送り出していますが、この評価点は、そうした中で、環境面の改善実績も着実に積み重ねられていることを示しています。

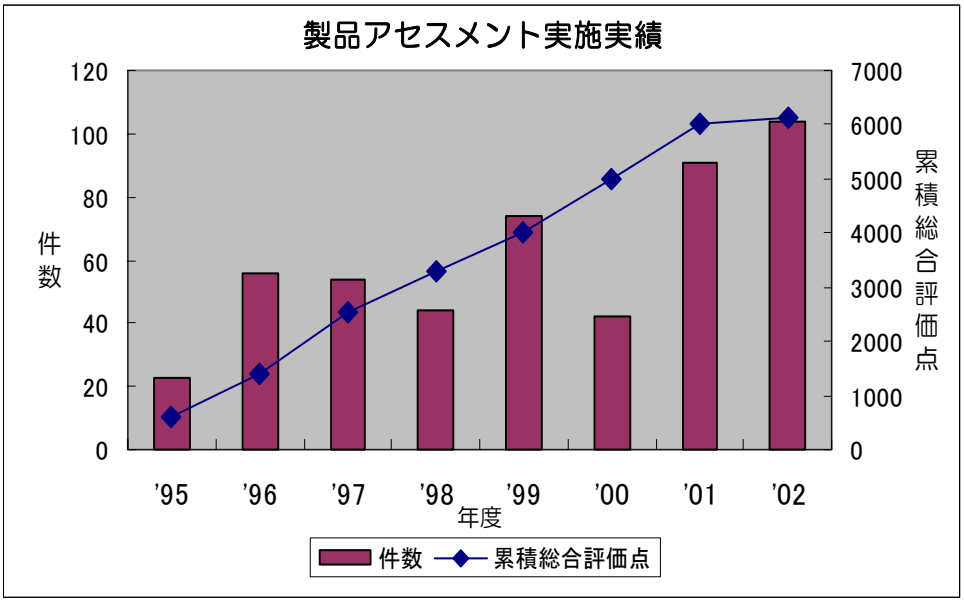

図 2

2. 環境対策光学ガラス（エコガラス；鉛・ヒ素フリーの光学ガラス）

➢ エコガラス開発の考え方と活動内容

ニコンは、1917 年の創業時に日本初の光学ガラス熔解事業を興して以来、光学機器に使用する光学ガラスの開発、製造には特に力を入れてきましたが、1970 年代には、公害の視点から多くの光学ガラスの組成を見直し、カドミウムを全廃した歴史があります。

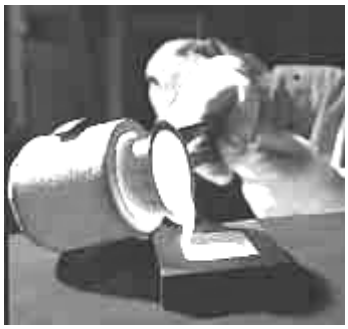

そして 1990 年代、21 世紀の地球環境の視点から光学ガラス組成の全面的な見直しを行いました。およそ 100 種類の光学ガラスの大半に使用される鉛とヒ素を、ニコンの事業活動と商品に関わる重大な環境側面ととらえ、これらの有害物質を全く使用しないエコガラスの開発と商品での積極的な使用をニコンの環境施策としました。

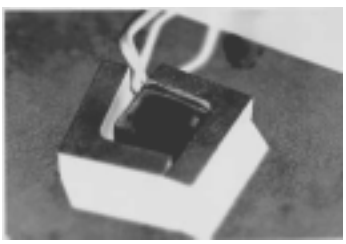

従来商品に劣らない光学性能を確保することを前提として、光学ガラス開発部門と光学設計部門とが緊密に連携しながら新しい光学ガラス組成を開発し、半導体露光装置、カメラ、顕微鏡など、すべての商品の光学系へ積極的に活用しています。

ニコンの光学機器商品は広範で多岐にわたっており、完全なエコガラス化は技術的に困難と考えられる商品もありますが、全商品分野できりぎりの限界まで挑戦して行きます。

ニコンは、鉛・ヒ素を使用する光学ガラスによる環境（大気、水、土壌、廃棄物処分場）汚染の可能性を、全ライフサイクル（原料採掘、製造、使用、廃棄）で限界まで低減したいと考えています。

■エコガラス開発の主な活動経過と実績

1995 年度　エコガラス開発の本格的な活動開始

1997 年度　ニコン製品アセスメントに関連評価項目を設定

1998 年度　エコガラスデータベース化と光学設計での全面使用開始

1999 年度　エコガラス組成開発の完了比率約 8 割
新規光学設計でのエコガラス比率★ 77.1%

2000 年度　エコガラス組成開発完了(開発費用累計 410 百万円)
新規光学設計でのエコガラス比率★ 86.1%

各商品分野別の新規光学設計でのエコガラス比率★

	2001 年度	2002 年度
半導体露光装置	73.5%	98.5%
カメラ、デジタルカメラ	81.0%	100.0%
顕微鏡、測定機	83.8%	80.8%
測量機、特注機器等	94.4%	98.2%
将来向け商品開発	90.8%	94.4%
ニコン全体	78.1%	92.2%

★ エコガラス比率は部品点数で計算しています。

3. ステッパーの中古品再生販売事業

㈱ ニコンテックは、顧客が使用しなくなったニコン製のステッパーを中古品として買い取り、新たなユーザー向けに再生し、調整、据え付けのサービスを実施しています。ニコン商品のリユースをニコンが実践している事例であり、2002年度は国内・海外をあわせ12台の出荷実績となりました。今後も半導体業界のニーズを積極的に掘り起こし、環境保全への貢献と収益性・顧客満足との両立を図りつつ着実な事業拡大をめざします。

4. 環境に配慮した商品開発の代表的な事例紹介

- 液晶ディスプレイ用ステッパー FX-51S/61S
  （2002 年 9 月商品発表）

マルチレンズ投影光学系、走査露光方式を中心とするニコンの高度な技術開発により、第 5、第 6 世代のプレートサイズをカバーする露光エリアと高解像度を両立させ、スループット（時間あたりの露光枚数）の大幅向上を実現し、消費電力効率を大きく改善しました。

＜消費電力効率の向上＞ 13.3 インチパネルの露光工程で FX-21S と比較して＋66%向上、FX-601F と比較して＋125%向上 （当社算定基準による）

＜オゾン層保護＞　空調機にオゾン破壊係数（ODP）がゼロの新冷媒（HFC）を採用

高精細液晶ディスプレイは CRT モニタに比べ省資源・省エネルギーで環境負荷が少なく、ニコンの液晶ディスプレイ用ステッパーは、その意味でも 21 世紀の地球環境保全に貢献できると考えています。

- 一眼レフカメラ用交換レンズ AF-S VR Zoom-Nikkor ED70～200 ㎜ F2.8G (IF)
  （2003 年 3 月発売）

手ブレ補正（VR）機構を搭載し、超音波モーター駆動の AF を実現した大口径望遠ズームレンズ。

鏡筒各所への堅牢かつ軽量でリサイクル性に優れたマグネシウム合金の採用と 1 部品多機能化による部品点数の削減により、従来の同クラスズームレンズよりさらなる小型軽量化を達成しました。

＜商品質量の削減＞ AF-S 80-200/2.8 D と比較して 7%削減

＜エコガラス比率＞ 100%

- CNC 画像測定システム NEXIV VMR-10080、VMR-H3030
  （2003 年 4 月発売）

大変倍比のズーム光学系やレーザ AF 等を搭載した光学ヘッド、自動制御ステージ、画像処理技術等を融合した、電子部品や精密部品等の 3 次元形状測定が可能な非接触、高精度の汎用測定システムです。（NEXIV 専用サイト http://www.nexiv.net/ jpn/index_j.htm に詳細を紹介）

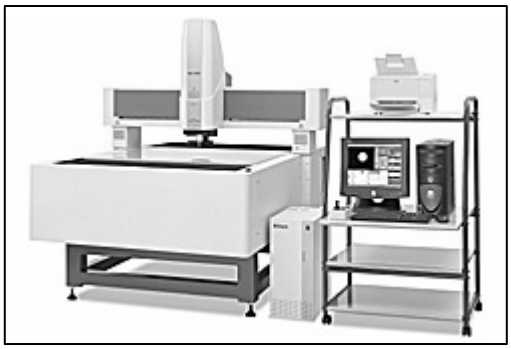

旧シリーズの NEXIV（1995 年～）に対し、照明光源のハロゲンランプ→LED 化による発熱抑制・精度確保と消費電力の半減、加えて制御・処理性能と光学性能アップ等による測定スループットの倍増を達成し、消費電力効率を大幅に向上させました。

＜消費電力効率の向上＞+300%以上向上（旧シリーズの NEXIV との比較）

＜エコガラス比率＞　82%（VMR-10080）、79%（VMR-H3030）

＜消耗品の削減＞　ハロゲンランプ 6 個 → 2 個

- 測量機 トータルステーション NST-300N
  （2003 年 4 月発売）

NST-200N、NST-300 の特長である耐水性や信頼性を維持しながら、基本性能やユーザーインターフェイスを向上、ノンプリズム測距でクラス最高の 200m を実現しました。

＜消費電力の削減＞ NST-200N と比較し 15%削減（バッテリー使用時間は 5.5H→6.5Hに延長）

＜部品点数削減＞ NST-200N と比較し約 10%削減

＜エコガラス比率＞ 91%（光学系の鉛含有量は NST-200N 55.02ｇから 0.32ｇに大幅削減）

＜修理の容易化＞ 測距系修理時の視準望遠鏡の解体不要化、光学系簡略化・調整箇所減、電気基板の統合・電気調整の自動化により、組立易さだけでなく修理の容易性が大幅に向上

5. 今後の取組み

図 3 に示したシステマチックな環境配慮設計活動の中で、内容を大幅に強化した「ニコン環境アクションプラン」「ニコン製品アセスメント」を実施し、より高いレベルの環境配慮商品を次々と送り出していきます。また、鉛フリーはんだの活用やグリーン調達などを実施し、有害な重金属や塩化ビニールなどを極力使用しない商品の開発を推進します。

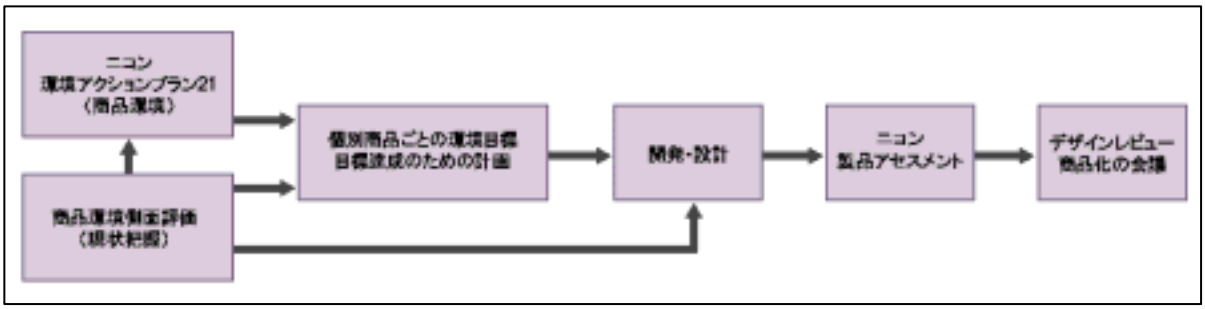

図 3

［当組合 貿易関連環境問題対策委員会および貿易と環境専門委員会 委員］

新刊図書のご案内

環境・安全グループでは、今般次の 3 冊の書籍を刊行しました。

1. 『内外の環境格付けの現状 ～CSR との関わりを中心に～』

最近、世界的に企業の環境対応だけでなく企業の社会的責任（CSR）としての対応が第三者から評価される動きがあることから、当組合「貿易と環境専門委員会」(委員長：松藤 洋治氏、キヤノン㈱ 環境統括・技術センター主席)では、第三者による企業評価の全体動向を把握するべく、環境格付け及び CSR 全般について調査し、この度報告書として取り纏めた。

本書は、CSR・環境格付けの背景と最近の動向、具体的な評価方法や仕組み、CSR の規格化動向、日本企業の対応のあり方、等について取り纏め、また欧米の格付け機関の概要や特徴の一覧表なども掲載しており、格付けの全体像を把握する上でとても有効な資料となっている。

体　　裁 ： A4 判　133 頁

内　　容 ： 第１章 調査概要
第２章 CSR の概要（1.CSR の背景　2.CSR を取り巻く動向）
第３章 格付けに関する調査
（1.目的及び仕組み　2.格付け情報の活用動向　3.格付け関連主体　4.評価対象　5.評価項目　6.評価方法　7.SRI に対する法制化の動き）
第４章 CSR 関連の規格化動向
（1.規格化を取り巻く動き　2.ISO‐CR 規格　3.GRI ガイドライン　4.今後の規格化シナリオ）
第５章 調査結果とりまとめ
（1.CSR・環境の格付けに関わる動向　2. CSR・環境の格付けと企業の関わり　3.日本企業の対応のあり方　4.今後の調査検討課題）
〔参考資料〕（1.各格付け機関の概要　2.欧米格付け機関の特徴一覧
3.SIGMA 規格の概要）

販売価格 ： 2,000 円　（組合員割引価格 1,000 円）（消費税込み、送料別）
お申し込みは以下のサイトからお願いいたします。
http://www.jmcti.org/publication/select1.php3?item=5

2. 『EU 加盟各国における環境税』

昨今、日本でも環境税の導入が検討されているが、それに先立ち当組合「環境法規専門委員会」(委員長：三崎 均氏、㈱東芝 環境保全推進部参事)では EU 加盟国において既に導入されている環境税の概要（環境税導入日、導入目的、課税対象となる製品・活動、税率、優遇措置、等）及び今後の環境税導入プラン等について調査し、この度報告書として取り纏めた。

体　　裁 ： A4 判　99 頁

内　　容 ： EU 加盟 15 ヵ国の環境税の概要
（1. オーストリア：鉱物油税、エネルギー税、自動車登録税　2. ベルギー：鉱物油税、エネルギー税　3. デンマーク：炭素税、二酸化炭素税、電気税、燃料税、ガス税、オイル税、硫黄税、オゾン層破壊物質と温室効果ガスに対する税　4. フィンランド：液体燃料税、電気及び一定の燃料に対する税　5. フランス：汚染活動に対する一般税、炭化水素税、天然ガス消費税　6. ドイツ：鉱物油税、電気税　7. ギリシャ：特別消費税　8. アイルランド：鉱物油税、車両登録税と自動車税、再生可能エネルギー　9. イタリア：炭素税、化石燃料税、電気税　10. ルクセンブルグ：鉱物油税、電気税　11. ポルトガル：オイル製品に対する物品税、自動車税　12. スペイン：炭化水素税、炭化水素製品の小売に対する税、電気税、ガス排出税、等　13. スウェーデン：燃料に対するエネルギー税・二酸化炭素税・硫黄税、電力に対するエネルギー税、車両税、窒素酸化物に対する環境料　14. オランダ：燃料税、規制的エネルギー税、自動車税　15. イギリス：気候変動税、鉱物集合体税、炭化水素オイル税、車両物品税、航空旅客税、石油採取税）

販売価格 ： 非売品（組合員無料）
※お問い合わせは環境・安全グループ(℡03-3431-9230)まで。

3. 『EU 環境法マニュアル』

EU の政策において重要な位置を占め、また日本企業の現地事業活動にも大きな影響を与える EU の環境政策や各種環境法について包括的に最近時点までの内容を整理したものであり、必要なときに該当法規について内容や最近までの動向を確認し利用できる。本文は英語だが、日本語訳の要約を冒頭に掲載した。

内　　容 ： 第 6 次環境行動計画、持続可能な開発のための環境技術、包括的製品政策（IPP)、廃棄物管理、包装と包装廃棄物の再生、リサイクル規制、ELV 指令、WEEE 指令＆RoHS 指令、EuP 指令案、新化学物質規制、大気汚染、気候変動、WTO における貿易と環境、等

体　　裁 ： A4 判　265 頁

販売価格 ： 非売品（組合員無料）―― 早々と在庫切れになってしまったため、電子媒体での配布になります。
※お問い合わせは環境・安全グループ(℡03-3431-9230)まで。

環境・安全グループ担当委員会の活動状況

１．貿易と環境専門委員会

＜平成 15 年度 第 4 回委員会（9/9：組合会議室）＞

- 「製品のエコデザインに関する EU の政策～EuP、IPP、EPD 等」について
  —— Hunton & Williams 法律事務所（在 BXL）Lucas Bergkamp 弁護士より、EU の製品エコデザインに関する最近の動向を中心に、廃棄物管理、標準化、企業戦略などについて報告があり、その後、質疑応答、意見交換を行った。
- EU の環境関連動向（EuP 指令案、英国の WEEE & RoHS 指令法制化関連 等）について、情報交換を行った。

２．環境法規専門委員会

＜平成 15 年度 第 4 回委員会（7/29：組合会議室）＞

- 米国の環境法規制動向（リサイクル法、水銀規制 等）、欧州の環境法規制動向（WEEE & RoHS 指令関連 等）、中国の環境関連動向（中国版 RoHS、清潔生産の実践例 等）について情報交換を行った。

３．環境問題関西委員会

＜平成 15 年度 第 3 回委員会および環境関連施設見学会（8/5：松下電器産業㈱ ホームアプライアンスグループ冷蔵庫事業部＞

- ノンフロン冷蔵庫の生産ライン見学の他、工場、冷蔵庫への環境の取り組みについて説明を伺うとともに、質疑応答を行った。
- 引き続き委員会を開催し、WEEE 指令修正案、欧州のフロンガス規制の動き、中国の有害物質規制の動向等について情報交換を行った。

４．基準認証委員会

＜平成 15 年度 第 4 回委員会（9/17：組合会議室）＞

- ㈱コマツ 開発本部商品企画室総括グループ 上級主任技師　田中 健三 氏および日立建機㈱ 土浦事業本部中型建機事業部開発設計センター主任技師　砂村 和弘 氏より「最近の機械関連動向」について報告があり、その後、意見交換を行った。
- 中国･韓国･台湾の製品安全基準認証制度現地調査について、事務局より説明後、種々検討を行った。

５．海外 PL 関連セミナー

＜9/11：虎ノ門パストラル（東京）、9/12：輸出繊維会館（大阪）＞

——「米国主要州におけるＰＬ制度関連セミナー」を開催し、㈱インターリスク総研　社会・法務リスク部マネージャー　佐藤 彰俊 氏より、米国および主要州(イリノイ、フロリダ、ルイジアナ、ペンシルベニア、アラバマ)における PL 制度の実態についての講演があり、その後、質疑応答を行った。

□

事務局便り

◇ WEEE & RoHS 指令に関しては、前号で紹介した情勢以降、あまり大きな変化は見られませんでしたが、スコープの問題など現地で JBCE（事務局：JMC ブラッセル事務所内）が意見書提出をするなどの動きがありましたので紹介しました。EuP 指令案については、業界の賛意が必要としてサインしていなかった欧州委員会企業総局担当のリーカネン委員が８月１日にサイン。現地でも業界関係者を含め多くの人がバカンスを取っていた時期で不意を突かれた採択となりました。同指令案は、共同決定手続きにより進められるので、今後、議会での審議がいつ開始されるかまたその後の審議動向が注目されるところです。本誌では読者の理解に供するため、同指令案の概要のほか、現地での反応も紹介しました。また、これに関連して、環境・安全グループでは EuP 指令案を仮訳し、掲載しましたので、併せてご利用いただければ幸いです。

◇ ブリュッセル短信でも、EuP 指令案について報告されておりますが、ここでは採択に至るまでの経緯が企業総局と現地業界とのやりとりなど、内実に迫る話が生々しく紹介されております。また欧州委員会から発表された IPP に関するコミュニケーション（通達）についても、その内容のほか現地での反応も書かれており、興味が惹かれるのではないでしょう。

◇ 今回は環境設計関連動向の記事が多くなりました。在ブラッセル法律事務所弁護士の来日を捉え、９月９日の貿易と環境専門委員会において「製品のエコデザインに関する EU の政策」について講演を行いましたので、同講演録を掲載しました。取りまとめまで短時間での突貫工事的作業でしたが、なんとか間に合いました。IPP, EuP, EPD などについての EU の考えについて解説されております。

◇ モニタリング情報としては、欧州については排出権取引制度、化学物質規制、廃棄物輸送管理手続き簡素化等 EU ベースの動きを中心としてレポート、米国についてはプラスチック・リサイクル関連動向、また中国関連では電気電子機器リサイクルセンターの建設や廃電気電子機器に輸入禁止関連動向を報告しております。

◇ 組合員のページには、貿易関連環境問題対策委員会及び貿易と環境専門委員会の委員としてご活躍されている「ニコン」渡辺様からご寄稿いただきました。独自の「ニコン製品アセスメント」によりすべての商品開発・設計部門で環境負荷の少ない商品開発を進めていること、鉛・ヒ素フリーなど環境対応光学ガラスの開発と商品への積極的な使用を施策としていることなど同社ならではの環境配慮製品の開発に先進的に取り組んでいることが良く分かります。

◇ ８月の涼しさの反動か９月に入り暑い日が続いたかと思うと急に寒くなるなど、気候の変化が激しい今日この頃です。体調を崩さないよう注意しておりますが、皆様もご自愛を。（KK）